

平成 20 年 5 月 30 日

宮城県公報第 1962 号別冊

定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容 たるべき事項等

定置漁業

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
定第1号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥道地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町大沢泥道島脇甚兵岩頂上 ア 基点甲から 72度 1,120メートルの点 イ 基点甲から 94度 1,120メートルの点 ウ 基点甲から 94度 720メートルの点 エ 基点甲から 72度 720メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
定第2号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥道地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町大沢泥道島脇甚兵岩頂上 ア 基点甲から 72度 720メートルの点 イ 基点甲から 94度 720メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第3号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町松島南端 ア 基点甲から 76度 1,000メートルの点 イ 基点甲から 100度 1,000メートルの点 ウ 基点甲から 100度 640メートルの点 エ 基点甲から 76度 640メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第4号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町松島南端 ア 基点甲から 76度 640メートルの点 イ 基点甲から 100度 640メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第5号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町大槻島東側中央の松 ア 基点甲から 69度 1,240メートルの点 イ 基点甲から 97度 1,170メートルの点 ウ 基点甲から 97度 720メートルの点 エ 基点甲から 69度 750メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第6号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町大槻島東側中央の松 ア 基点甲から 69度 750メートルの点 イ 基点甲から 97度 720メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第7号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町津本鯨浜西の崎突端 ア 基点甲から 191度 490メートルの点 イ 基点甲から 243度 470メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。		
定第8号			5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次の基点甲から点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島唐島灯台 ア 基点甲から 66度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 51度30分 380メートルの点 ウ 基点甲から 89度30分 350メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光遠距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市大島	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
定第9号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市大島 黒崎地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島黒崎島中央 ア 基点甲から 278度 100メートルの点 イ 基点甲から 262度30分 400メートルの点 ウ 基点甲から 217度 340メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市大島	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
定第10号			1月1日から 12月31日まで	本吉郡本吉町 明神崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町大谷港向上防波堤灯台 ア 基点甲から 105度 970メートルの点 イ 基点甲から 116度30分 3,650メートルの点 ウ 基点甲から 133度30分 3,720メートルの点 エ 基点甲から 161度30分 1,180メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 高蒲沢 石川原	
定第11号			4月1日から 9月30日まで	本吉郡本吉町 明神崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町大谷港向上防波堤灯台 ア 基点甲から 116度30分 3,650メートルの点 イ 基点甲から 117度30分 4,780メートルの点 ウ 基点甲から 130度30分 4,830メートルの点 エ 基点甲から 133度30分 3,720メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第12号			4月1日から 12月31日まで	本吉郡本吉町 日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町日門港防波堤灯台 ア 基点甲から 106度30分 1,010メートルの点 イ 基点甲から 120度30分 2,330メートルの点 ウ 基点甲から 132度30分 2,300メートルの点 エ 基点甲から 135度30分 950メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第13号			4月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 田ノ浦地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町歌津田ノ浦港防波堤灯台 ア 基点甲から 35度 1,090メートルの点 イ 基点甲から 33度 1,600メートルの点 ウ 基点甲から 43度 1,600メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町歌津	
定第14号			4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町歌津 泊地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町歌津泊大明神鼻頂上 ア 基点甲から 208度30分 765メートルの点 イ 基点甲から 234度15分 810メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第15号			4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町歌津 唐島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町歌津大唐島中央 ア 基点甲から 286度 200メートルの点 イ 基点甲から 222度45分 790メートルの点 ウ 基点甲から 244度 870メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第16号			4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町志津川 野島地先	次の基点甲から点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町志津川野島東端 ア 基点甲から 183度 60メートルの点 イ 基点甲から 138度30分 900メートルの点 ウ 基点甲から 112度30分 870メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町志津川	

定第17号	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町戸倉椿島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町戸倉大磯中央 ア 基点甲から 0度30分 470メートルの点 イ 基点甲から 38度 460メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町戸倉
定第18号	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町戸倉ウソ島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町戸倉ウソ島中央 ア 基点甲から 359度 830メートルの点 イ 基点甲から 24度30分 830メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第19号	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町戸倉津根地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町戸倉津根頂上 ア 基点甲から 286度30分 360メートルの点 イ 基点甲から 340度 950メートルの点 ウ 基点甲から 1度 800メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第20号	1月1日から12月31日まで	南三陸町戸倉寺浜松島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町戸倉松島中央 ア 基点甲から 89度 800メートルの点 イ 基点甲から 55度30分 2,010メートルの点 ウ 基点甲から 74度 2,180メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第21号	5月1日から翌年2月末日まで	石巻市雄勝町名振八景島地先	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振八景島小田曲岩(ウス根) ア 基点甲から 28度52分05秒 50メートルの点 イ 基点甲から 293度56分14秒 518メートルの点 ウ 基点甲から 314度31分39秒 535メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市雄勝町
定第22号	5月1日から翌年2月末日まで	石巻市雄勝町名振ハテ島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振ハテ島南端 ア 基点甲から 271度30分 190メートルの点 イ 基点甲から 308度 190メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第23号	5月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦中ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦中ノ島標柱 ア 基点甲から 147度 300メートルの点 イ 基点甲から 155度 835メートルの点 ウ 基点甲から 166度 810メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町
定第24号	5月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦弁天島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦弁天島標柱 ア 基点甲から 152度 100メートルの点 イ 基点甲から 162度 500メートルの点 ウ 基点甲から 185度30分 495メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第25号	5月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎標柱 ア 基点甲から 210度 85メートルの点 イ 基点甲から 186度 415メートルの点 ウ 基点甲から 202度 430メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
定第26号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎小白浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎小白浜桐の口標柱 ア 基点甲から 56度 210メートルの点 イ 基点甲から 154度30分 405メートルの点 ウ 基点甲から 173度30分 330メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
定第27号			5月1日から 翌年2月末日 まで	牡鹿郡女川町 横浦ピンズル 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 女川町横浦ピンズル標柱 ア 基点甲から 155度 80メートルの点 イ 基点甲から 98度 530メートルの点 ウ 基点甲から 118度 570メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第28号			5月1日から 10月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島丸島南端標柱 ア 基点甲から 199度30分 250メートルの点 イ 基点甲から 250度30分 370メートルの点 ウ 基点甲から 1度30分 345メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第29号			3月1日から 翌年1月31日 まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島恋島シウリ岩標柱 ア 基点甲から 242度 520メートルの点 イ 基点甲から 218度 1,290メートルの点 ウ 基点甲から 180度30分 1,030メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第30号			1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島北防波堤基部標柱 ア 基点甲から 349度30分 580メートルの点 イ 基点甲から 10度 1,450メートルの点 ウ 基点甲から 47度 1,570メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第31号			1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山ワダ標柱 ア 基点甲から 250度 400メートルの点 イ 基点甲から 345度30分 1,000メートルの点 ウ 基点甲から 8度30分 1,000メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	
定第32号			1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山砂浜大掛岩標柱 ア 基点甲から 185度45分 1,340メートルの点 イ 基点甲から 217度 1,300メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		
定第33号			1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山垂水南風吹付標柱 ア 基点甲から 84度 1,050メートルの点 イ 基点甲から 120度 1,150メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。		

定第34号	4月1日から翌年2月末日まで	石巻市 金華山鉾形地先	次の基点甲から点ア、イ、ウ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山鉾形水垂標柱 ア 基点甲から 302度30分 400メートルの点 イ 基点甲から 11度30分 1,200メートルの点 ウ 基点甲から 67度 1,200メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第35号	1月1日から12月31日まで	石巻市 金華山亀島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山亀島崎突端 ア 基点甲から 226度30分 245メートルの点 イ 基点甲から 260度30分 245メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第36号	1月1日から12月31日まで	石巻市 金華山白小浜地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山白小浜崎突端 ア 基点甲から 217度 220メートルの点 イ 基点甲から 254度 220メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第37号	1月1日から12月31日まで	石巻市 金華山内高石地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市金華山内高石 ア 基点甲から 199度 300メートルの点 イ 基点甲から 231度 300メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第38号	1月1日から12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市長渡浜横根標柱 ア 基点甲から 147度 250メートルの点 イ 基点甲から 181度45分 1,815メートルの点 ウ 基点甲から 203度40分 1,640メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第39号	1月1日から12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜栗ヶ崎標柱 ア 基点甲から 241度 1,400メートルの点 イ 基点甲から 203度 450メートルの点 ウ 基点甲から 188度30分 700メートルの点 エ 基点甲から 213度30分 1,700メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	
定第40号	1月1日から12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜松石標柱 ア 基点甲から 234度30分 200メートルの点 イ 基点甲から 210度 600メートルの点 ウ 基点甲から 243度30分 1,650メートルの点 エ 基点甲から 264度 1,400メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧石巻市に限る。)
定第41号	1月1日から12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜石頂上(三石) ア 基点甲から 242度30分 1,420メートルの点 イ 基点甲から 273度 1,550メートルの点 ウ 基点甲から 316度30分 700メートルの点 エ 基点甲から 306度 320メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	

第1種区画漁業

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1101号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥道島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 岩手県と宮城県との境界（磁北表示） ア 基点甲から 93度 320メートルの点 イ 基点甲から 93度 520メートルの点 ウ 基点甲から 117度30分 665メートルの点 エ 基点甲から 127度 485メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで					
区第1102号		ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥道島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 岩手県と宮城県との境界（磁北表示） ア 基点甲から 93度 570メートルの点 イ 基点甲から 93度 1,000メートルの点 ウ 基点甲から 107度30分 1,130メートルの点 エ 基点甲から 115度45分 710メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで						
区第1103号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市唐桑町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町大沢泥道島脇甚兵岩頂上 ア 基点甲から 147度30分 430メートルの点 イ 基点甲から 105度 1,000メートルの点 ウ 基点甲から 114度30分 1,160メートルの点 エ 基点甲から 151度 1,000メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
	ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで						
		ほや垂下式養殖業	同					
区第1104号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町鞍鉤漁港防波堤基部 ア 基点甲から 26度30分 1,300メートルの点 イ 基点甲から 42度 1,550メートルの点 ウ 基点甲から 80度30分 1,430メートルの点 エ 基点甲から 13度30分 800メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
	ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで						
		ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで					

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1105号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町載鉤漁港防波堤基部 ア 基点甲から 6度 670メートルの点 イ 基点甲から 89度 1,480メートルの点 ウ 基点甲から 102度 620メートルの点 エ 基点甲から 111度 150メートルの点 オ 基点甲から 357度30分 580メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	気仙沼市唐桑町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第1106号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町只越松ヶ鼻突端 ア 基点甲から 7度 760メートルの点 イ 基点甲から 60度30分 1,590メートルの点 ウ 基点甲から 98度 1,820メートルの点 エ 基点甲から 172度 250メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。(光達距離 3キロメートル以上)		
区第1107号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町只越松ヶ鼻突端 ア 基点甲から 172度30分 380メートルの点 イ 基点甲から 103度 1,900メートルの点 ウ 基点甲から 124度 2,530メートルの点 エ 基点甲から 135度30分 2,060メートルの点 オ 基点甲から 133度30分 1,950メートルの点 カ 基点甲から 147度 1,660メートルの点 キ 基点甲から 176度30分 580メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。(イのみ光 達距離3キロメート ル以上)		
区第1108号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町高石鼻 ア 基点甲から 142度 240メートルの点 イ 基点甲から 96度 1,370メートルの点 ウ 基点甲から 125度 1,900メートルの点 エ 基点甲から 161度 1,490メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。(光達距離 3キロメートル以上)		
区第1109号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町人參根中央 基点乙 気仙沼市唐桑町高石鼻 ア 基点甲から 304度30分 2,060メートルの点 イ 基点甲から 341度30分 1,430メートルの点 ウ 基点甲から 334度30分 680メートルの点 エ 基点乙から 163度 2,500メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。(光達距離 3キロメートル以上)		
区第1110号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町繁島崎突端 ア 基点甲から 124度 160メートルの点 イ 基点甲から 89度30分 670メートルの点 ウ 基点甲から 116度 830メートルの点 エ 基点甲から 157度30分 570メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。(光達距離3キ ロメートル以上)		

区第1111号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町繁昌崎突端 ア 基点甲から 177度30分 770メートルの点 イ 基点甲から 124度30分 950メートルの点 ウ 基点甲から 148度 2,070メートルの点 エ 基点甲から 167度30分 2,000メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1112号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町御崎鼻 ア 基点甲から 282度 590メートルの点 イ 基点甲から 261度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 227度30分 300メートルの点 エ 基点甲から 264度30分 650メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (エのみ光 達距離3キロメー トル以上)
区第1113号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町柳浜一番鼻中央 基点乙 気仙沼市唐桑町津本鯨浜西の崎突端 ア 基点甲から 157度 90メートルの点 イ 基点乙から 323度 290メートルの点 ウ 基点乙から 281度30分 440メートルの点 エ 基点甲から 193度 340メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1114号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町柳浜一番鼻中央 ア 基点甲から 343度30分 250メートルの点 イ 基点甲から 305度 80メートルの点 ウ 基点甲から 216度 250メートルの点 エ 基点甲から 275度30分 300メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1115号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町柳浜一番鼻中央 基点乙 気仙沼市大島恵比須鼻東端 ア 基点甲から 310度30分 800メートルの点 イ 基点甲から 332度30分 760メートルの点 ウ 基点乙から 94度 1,340メートルの点 エ 基点甲から 302度 460メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1116号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 神止地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島唐島灯台 ア 基点甲から 4度 2,090メートルの点 イ 基点甲から 5度 1,730メートルの点 ウ 基点甲から 8度 1,680メートルの点 エ 基点甲から 12度 1,910メートルの点 オ 基点甲から 17度 1,830メートルの点 カ 基点甲から 15度30分 1,630メートルの点 キ 基点甲から 8度 1,430メートルの点 ク 基点甲から 357度30分 1,820メートルの点	漁場クの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1117号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上籾立ウノトリ 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町中根中央 ア 基点甲から 107度 470メートルの点 イ 基点甲から 137度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 121度 100メートルの点 エ 基点甲から 83度 340メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1118号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮪立ウノトリ 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町中根中央 ア 基点甲から 107度 470メートルの点 イ 基点甲から 83度 340メートルの点 ウ 基点甲から 121度 100メートルの点 エ 基点甲から 55度30分 50メートルの点 オ 基点甲から 64度30分 300メートルの点 カ 基点甲から 92度 520メートルの点		気仙沼市唐桑町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第1119号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮪立かき磯 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町鑑洗崎突端 ア 基点甲から 146度 710メートルの点 イ 基点甲から 129度30分 760メートルの点 ウ 基点甲から 129度30分 840メートルの点 エ 基点甲から 133度30分 870メートルの点 オ 基点甲から 143度 800メートルの点 カ 基点甲から 144度30分 810メートルの点 キ 基点甲から 144度 850メートルの点 ク 基点甲から 156度30分 830メートルの点 ケ 基点甲から 157度30分 790メートルの点 コ 基点甲から 156度30分 760メートルの点 サ 基点甲から 148度30分 770メートルの点			
区第1120号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮪立かき磯 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町鑑洗崎突端 ア 基点甲から 146度 710メートルの点 イ 基点甲から 155度30分 710メートルの点 ウ 基点甲から 153度 650メートルの点 エ 基点甲から 119度30分 780メートルの点 オ 基点甲から 121度 810メートルの点 カ 基点甲から 129度30分 760メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光遠距離3キ ロメートル以上)		
区第1121号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 鮪立天神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町鑑洗崎突端 基点乙 気仙沼市唐桑町中根中央 ア 基点甲から 92度30分 230メートルの点 イ 基点甲から 77度30分 430メートルの点 ウ 基点甲から 80度30分 450メートルの点 エ 基点甲から 90度30分 370メートルの点 オ 基点甲から 120度 540メートルの点 カ 基点乙から 19度 630メートルの点 キ 基点甲から 118度30分 650メートルの点 ク 基点甲から 139度30分 450メートルの点	漁場ア、クの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光遠距離 3キロメートル以 上)		
区第1122号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、 タ、チ、ツ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設		

	ほたて垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点甲 気仙沼市唐桑町豊洗崎突端 基点乙 気仙沼市唐桑町宿漁港防波堤角 ア 基点甲から 64度 610 メートルの点 イ 基点甲から 68度30分 560 メートルの点 ウ 基点甲から 70度30分 260 メートルの点 エ 基点甲から 13度30分 570 メートルの点 オ 基点甲から 17度 970 メートルの点 カ 基点乙から 241度30分 360 メートルの点 キ 基点乙から 246度 270 メートルの点 ク 基点乙から 239度30分 280 メートルの点 ケ 基点乙から 237度30分 350 メートルの点 コ 基点甲から 18度30分 960 メートルの点 サ 基点甲から 17度 670 メートルの点 シ 基点甲から 20度 650 メートルの点 ス 基点甲から 19度 580 メートルの点 セ 基点甲から 28度30分 470 メートルの点 ソ 基点甲から 33度 500 メートルの点 タ 基点甲から 30度30分 550 メートルの点 チ 基点甲から 37度30分 610 メートルの点 ツ 基点甲から 59度30分 630 メートルの点	置しなればならない。
区第1123号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町宿浦笹ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町宿漁港防波堤角 ア 基点甲から 255度30分 350 メートルの点 イ 基点甲から 261度30分 260 メートルの点 ウ 基点甲から 257度 190 メートルの点 エ 基点甲から 250度 350 メートルの点	
区第1124号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町宿漁港防波堤角 ア 基点甲から 260度 530 メートルの点 イ 基点甲から 260度 480 メートルの点 ウ 基点甲から 256度30分 480 メートルの点 エ 基点甲から 257度 530 メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1125号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 東舞根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町宿漁港防波堤角 基点乙 気仙沼市唐桑町鑑洗崎突端 基点丙 気仙沼市唐桑町ソバヤ鼻西南角 ア 基点甲から 256度30分 580メートルの点 イ 基点甲から 244度 550メートルの点 ウ 基点乙から 8度30分 820メートルの点 エ 基点乙から 9度 600メートルの点 オ 基点丙から 114度 110メートルの点 カ 基点丙から 202度30分 60メートルの点 キ 基点丙から 315度 260メートルの点 ク 基点丙から 318度 250メートルの点 ケ 基点丙から 326度 100メートルの点 コ 基点丙から 204度30分 30メートルの点 サ 基点丙から 99度30分 110メートルの点 シ 基点乙から 5度 640メートルの点 ス 基点乙から 6度 840メートルの点 セ 基点乙から 7度30分 850メートルの点 ソ 基点甲から 245度 570メートルの点 タ 基点甲から 256度 590メートルの点		気仙沼市唐桑町	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1126号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 東舞根タレ磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町ソバヤ鼻西南角 ア 基点甲から 311度 440メートルの点 イ 基点甲から 315度30分 420メートルの点 ウ 基点甲から 304度30分 320メートルの点 エ 基点甲から 294度 350メートルの点			
区第1127号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町ソバヤ鼻西南角 基点乙 気仙沼市唐桑町鑑洗崎突端 ア 基点甲から 298度 300メートルの点 イ 基点甲から 307度30分 280メートルの点 ウ 基点甲から 232度30分 90メートルの点 エ 基点甲から 160度30分 100メートルの点 オ 基点乙から 5度 410メートルの点 カ 基点乙から 15度 360メートルの点 キ 基点乙から 80度 130メートルの点 ク 基点乙から 91度 60メートルの点 ケ 基点乙から 1度30分 210メートルの点 コ 基点乙から 10度 280メートルの点 サ 基点乙から 358度30分 390メートルの点 シ 基点甲から 208度 150メートルの点	漁場オ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(キのみ光達距離3キロメートル以上)		
区第1128号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 番所根照射灯 ア 基点甲から 24度 810メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キ		

				イ 基点甲から 27度30分 750 メートルの点 ウ 基点甲から 46度 1,130 メートルの点 エ 基点甲から 55度 1,130 メートルの点 オ 基点甲から 30度 610 メートルの点 カ 基点甲から 26度 560 メートルの点 キ 基点甲から 17度 840 メートルの点	ロメートル以上)
区第1129号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町西舞根九九鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 番所根照射灯 ア 基点甲から 24度 810 メートルの点 イ 基点甲から 24度30分 870 メートルの点 ウ 基点甲から 32度30分 1,040 メートルの点 エ 基点甲から 35度 1,030 メートルの点 オ 基点甲から 44度 1,180 メートルの点 カ 基点甲から 46度 1,130 メートルの点 キ 基点甲から 27度30分 750 メートルの点	
区第1130号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町西舞根貝浜長面地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町隠居崎突端 基点乙 番所根照射灯 ア 基点甲から 281度30分 180 メートルの点 イ 基点甲から 277度 120 メートルの点 ウ 基点乙から 24度 550 メートルの点 エ 基点乙から 345度30分 340 メートルの点 オ 基点乙から 224度 330 メートルの点 カ 基点乙から 231度30分 430 メートルの点 キ 基点乙から 252度 340 メートルの点 ク 基点乙から 265度30分 350 メートルの点 ケ 基点乙から 291度 390 メートルの点 コ 基点乙から 300度 380 メートルの点 サ 基点乙から 313度30分 500 メートルの点 シ 基点乙から 327度 460 メートルの点 ス 基点乙から 339度 520 メートルの点 セ 基点乙から 342度 460 メートルの点 ソ 基点乙から 15度30分 660 メートルの点 タ 基点乙から 8度30分 840 メートルの点	漁揚オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第1131号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町西舞根日向貝新場地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市唐桑町西舞根と気仙沼市三ノ浜との境界 ア 基点甲から 105度 20 メートルの点 イ 基点甲から 74度30分 90 メートルの点 ウ 基点甲から 99度 100 メートルの点 エ 基点甲から 147度30分 60 メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1201号	第1種 区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市鶴ヶ浦旧北区第16号の2標柱 ア 基点甲から 18度30分 260メートルの点 イ 基点甲から 22度 270メートルの点 ウ 基点甲から 48度 210メートルの点 エ 基点甲から 127度 200メートルの点 オ 基点甲から 142度30分 320メートルの点 カ 基点甲から 160度30分 310メートルの点 キ 基点甲から 48度 160メートルの点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	気仙沼市蔵底、浪板、大浦、小ヶ汐、梶ヶ浦、鶴ヶ浦、港	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1202号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市鶴ヶ浦旧北区第16号の2標柱 ア 基点甲から 9度 240メートルの点 イ 基点甲から 12度 250メートルの点 ウ 基点甲から 49度 130メートルの点 エ 基点甲から 166度 210メートルの点 オ 基点甲から 194度 100メートルの点 カ 基点甲から 42度30分 100メートルの点			
区第1203号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市鶴ヶ浦旧北区第16号の2標柱 基点乙 気仙沼市大島松明島 ア 基点甲から 214度30分 210メートルの点 イ 基点甲から 189度 170メートルの点 ウ 基点甲から 175度30分 320メートルの点 エ 基点乙から 55度30分 300メートルの点 オ 基点乙から 354度30分 210メートルの点 カ 基点乙から 356度 230メートルの点 キ 基点乙から 52度30分 320メートルの点 ク 基点甲から 206度 250メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		
区第1204号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市梶ヶ浦上段鼻標柱 ア 基点甲から 338度 310メートルの点 イ 基点甲から 336度30分 50メートルの点 ウ 基点甲から 268度 30メートルの点 エ 基点甲から 313度 350メートルの点 オ 基点甲から 315度30分 390メートルの点 カ 基点甲から 327度30分 380メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第1205号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市梶ヶ浦新屋平地に設した標柱 ア 基点甲から 287度 80メートルの点 イ 基点甲から 205度30分 40メートルの点 ウ 基点甲から 160度30分 1,050メートルの点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		

				エ 基点甲から 164度30分 1,060メートルの点 オ 基点甲から 261度 160メートルの点		
区第1206号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 小々汐地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 気仙沼市小々汐防波堤北側基部 基点乙 気仙沼市大浦峰ヶ崎鼻 ア 基点甲から 280度 540メートルの点 イ 基点甲から 284度30分 490メートルの点 ウ 基点乙から 95度 500メートルの点 エ 基点甲から 236度 50メートルの点 オ 基点甲から 239度 80メートルの点 カ 基点甲から 272度30分 150メートルの点 キ 基点甲から 277度30分 530メートルの点	漁場オ、キの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。	
区第1207号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼魚市場水揚岸壁角 ア 基点甲から 123度 450メートルの点 イ 基点甲から 101度 540メートルの点 ウ 基点甲から 119度30分 640メートルの点 エ 基点甲から 126度30分 600メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	
区第1208号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼魚市場水揚岸壁角 ア 基点甲から 36度30分 400メートルの点 イ 基点甲から 50度 510メートルの点 ウ 基点甲から 75度30分 540メートルの点 エ 基点甲から 98度 490メートルの点 オ 基点甲から 119度30分 410メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	
区第1209号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 あかがい垂下式養 殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎前浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市宇松崎前浜北東端 ア 基点甲から 119度30分 80メートルの点 イ 基点甲から 117度 460メートルの点 ウ 基点甲から 169度30分 320メートルの点		気仙沼市松崎, 赤岩
区第1210号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖 業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市宇松崎片浜防波堤突端 ア 基点甲から 14度 940メートルの点 イ 基点甲から 27度30分 1,220メートルの点 ウ 基点甲から 78度 640メートルの点 エ 基点甲から 58度30分 310メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)	
区第1211号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 あかがい垂下式養 殖業	9月1日から翌 年5月31日まで 10月1日から翌 年8月31日まで 1月1日から12 月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 気仙沼市宇松崎アミダ鼻 ア 基点甲から 356度 280メートルの点 イ 基点甲から 3度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 62度 80メートルの点 エ 基点甲から 162度 230メートルの点 オ 基点甲から 171度 230メートルの点 カ 基点甲から 46度30分 40メートルの点		

公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	地元地区	存続期間	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置				
区第1212号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 あかがい垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 母体田片浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 341度30分 1,210 メートルの点 イ 基点甲から 353度 1,310 メートルの点 ウ 基点甲から 354度30分 1,250 メートルの点 エ 基点甲から 354度 1,010 メートルの点 オ 基点甲から 347度30分 1,000 メートルの点 カ 基点甲から 347度 1,150 メートルの点 キ 基点甲から 341度 1,150 メートルの点		気仙沼市松崎, 赤岩	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第1213号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎片浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼市字松崎片浜防波堤突端 ア 基点甲から 71度30分 280 メートルの点 イ 基点甲から 84度30分 620 メートルの点 ウ 基点甲から 105度 640 メートルの点 エ 基点甲から 132度 260 メートルの点 オ 基点甲から 79度 140 メートルの点			
区第1214号		こんぶ養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市字松崎片浜防波堤突端 ア 基点甲から 225度30分 110 メートルの点 イ 基点甲から 102度30分 50 メートルの点 ウ 基点甲から 142度 150 メートルの点 エ 基点甲から 191度 160 メートルの点			
区第1215号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 122度 430 メートルの点 イ 基点甲から 124度 230 メートルの点 ウ 基点甲から 24度 370 メートルの点 エ 基点甲から 353度30分 590 メートルの点 オ 基点甲から 30度 670 メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)		
区第1216号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 18度30分 360 メートルの点 イ 基点甲から 125度 190 メートルの点 ウ 基点甲から 135度30分 70 メートルの点 エ 基点甲から 138度 50 メートルの点 オ 基点甲から 352度30分 520 メートルの点			
区第1217号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 298度 590 メートルの点 イ 基点甲から 328度 530 メートルの点 ウ 基点甲から 345度30分 200 メートルの点 エ 基点甲から 160度30分 20 メートルの点			

区第1218号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 298度 590メートルの点 イ 基点甲から 160度30分 20メートルの点 ウ 基点甲から 186度30分 580メートルの点 エ 基点甲から 231度30分 590メートルの点 オ 基点甲から 255度 590メートルの点		気仙沼市岩月、 最知、長磯、 波路上
区第1219号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 125度 190メートルの点 イ 基点甲から 122度 430メートルの点 ウ 基点甲から 144度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 181度30分 580メートルの点 オ 基点甲から 135度30分 70メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)	
区第1220号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 199度30分 950メートルの点 イ 基点甲から 217度30分 990メートルの点 ウ 基点甲から 228度 890メートルの点 エ 基点甲から 239度30分 720メートルの点 オ 基点甲から 205度 620メートルの点		
区第1221号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 199度30分 950メートルの点 イ 基点甲から 205度 620メートルの点 ウ 基点甲から 187度30分 670メートルの点 エ 基点甲から 187度30分 970メートルの点		
区第1222号	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 180度 700メートルの点 イ 基点甲から 180度30分 640メートルの点 ウ 基点甲から 149度 690メートルの点 エ 基点甲から 151度 740メートルの点		
区第1223号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 180度 700メートルの点 イ 基点甲から 151度 740メートルの点 ウ 基点甲から 160度30分 1,040メートルの点 エ 基点甲から 179度30分 1,040メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。(光達距離3キ ロメートル以上)	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1224号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 19度 750メートルの点 イ 基点甲から 338度 860メートルの点 ウ 基点甲から 342度30分 1,080メートルの点 エ 基点甲から 346度30分 1,140メートルの点 オ 基点甲から 352度30分 1,100メートルの点 カ 基点甲から 359度30分 1,350メートルの点 キ 基点甲から 7度30分 1,280メートルの点		気仙沼市岩月, 最知, 長磯, 波路上	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第1225号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 19度 750メートルの点 イ 基点甲から 7度30分 1,280メートルの点 ウ 基点甲から 21度30分 1,240メートルの点 エ 基点甲から 39度30分 850メートルの点			
区第1226号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 26度30分 1,240メートルの点 イ 基点甲から 37度30分 1,450メートルの点 ウ 基点甲から 75度 1,110メートルの点 エ 基点甲から 71度30分 730メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)		
区第1227号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 44度 240メートルの点 イ 基点甲から 30度30分 300メートルの点 ウ 基点甲から 319度 310メートルの点 エ 基点甲から 336度 770メートルの点 オ 基点甲から 44度30分 810メートルの点 カ 基点甲から 71度 660メートルの点			
区第1228号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 166度30分 360メートルの点 イ 基点甲から 181度 160メートルの点 ウ 基点甲から 112度 220メートルの点 エ 基点甲から 64度 210メートルの点 オ 基点甲から 78度30分 650メートルの点 カ 基点甲から 107度 720メートルの点			
区第1229号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 98度30分 760メートルの点 イ 基点甲から 79度 720メートルの点 ウ 基点甲から 79度30分 1,100メートルの点 エ 基点甲から 92度30分 1,160メートルの点			

区第1230号	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 98度30分 760 メートルの点 イ 基点甲から 92度30分 1,150 メートルの点 ウ 基点甲から 95度 1,160 メートルの点 エ 基点甲から 102度 780 メートルの点	
区第1231号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 155度30分 1,000 メートルの点 イ 基点甲から 152度 740 メートルの点 ウ 基点甲から 165度 710 メートルの点 エ 基点甲から 165度 440 メートルの点 オ 基点甲から 112度30分 760 メートルの点 カ 基点甲から 136度 1,130 メートルの点	
区第1232号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 114度30分 1,400 メートルの点 イ 基点甲から 127度30分 1,060 メートルの点 ウ 基点甲から 102度 780 メートルの点 エ 基点甲から 95度 1,160 メートルの点	
区第1233号	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上漁港長磯森南防波堤角 ア 基点甲から 127度30分 1,060 メートルの点 イ 基点甲から 114度30分 1,400 メートルの点 ウ 基点甲から 119度 1,500 メートルの点 エ 基点甲から 127度30分 1,270 メートルの点 オ 基点甲から 124度30分 1,200 メートルの点 カ 基点甲から 129度 1,100 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1234号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 波路上瀬向 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上トリクソ岩頂上 ア 基点甲から 296度30分 850 メートルの点 イ 基点甲から 331度 580 メートルの点 ウ 基点甲から 349度30分 330 メートルの点 エ 基点甲から 253度 270 メートルの点 オ 基点甲から 292度30分 540 メートルの点 カ 基点甲から 289度 630 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)
区第1235号	わかめ養殖業	9月1日から翌年 6月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上トリクソ岩頂上 ア 基点甲から 329度30分 160 メートルの点 イ 基点甲から 350度 90 メートルの点 ウ 基点甲から 210度30分 200 メートルの点 エ 基点甲から 221度 280 メートルの点 オ 基点甲から 243度30分 220 メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1236号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上トリクソ岩頂上		気仙沼市岩月, 最知, 長磯, 波路上	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	地先	ア 基点甲から 224度 390メートルの点 イ 基点甲から 206度30分 220メートルの点 ウ 基点甲から 187度30分 280メートルの点 エ 基点甲から 211度 410メートルの点			
区第1237号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上岩井崎灯台			
					ア 基点甲から 254度 790メートルの点 イ 基点甲から 251度30分 760メートルの点 ウ 基点甲から 238度 1,070メートルの点 エ 基点甲から 240度 1,110メートルの点			
区第1238号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上岩井崎灯台			
					ア 基点甲から 247度30分 430メートルの点 イ 基点甲から 204度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 209度30分 1,140メートルの点 エ 基点甲から 217度30分 1,150メートルの点 オ 基点甲から 220度 760メートルの点 カ 基点甲から 231度 800メートルの点			
区第1239号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市波路上岩井崎灯台	漁場ア、イ、ウ、エ、 オの位置に夜間識別 可能な標識を設置し なければならない。 (光遠距離3キロ メートル以上)		
					ア 基点甲から 60度30分 470メートルの点 イ 基点甲から 114度 720メートルの点 ウ 基点甲から 132度 1,220メートルの点 エ 基点甲から 162度30分 1,890メートルの点 オ 基点甲から 176度 730メートルの点			
区第1240号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 磯草地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市松岩漁港松崎片浜防波堤突端 基点乙 気仙沼市大島松明鼻	(1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。	気仙沼市大島	
					ア 基点甲から 106度30分 1,340メートルの点 イ 基点甲から 110度30分 1,270メートルの点 ウ 基点甲から 108度 1,140メートルの点 エ 基点乙から 222度 640メートルの点 オ 基点乙から 241度 140メートルの点 カ 基点乙から 229度 140メートルの点 キ 基点乙から 215度 320メートルの点 ク 基点乙から 220度30分 570メートルの点 ケ 基点甲から 96度 1,060メートルの点 コ 基点甲から 97度30分 1,040メートルの点 サ 基点甲から 106度30分 1,180メートルの点 シ 基点甲から 105度30分 1,300メートルの点			
区第1241号		こんぶ養殖業	10月1日から翌年	気仙沼市	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって	漁場カの位置に夜間		

	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	磯草地先	囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島松明鼻 基点乙 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 222度30分 680メートルの点 イ 基点乙から 54度 910メートルの点 ウ 基点乙から 84度 1,160メートルの点 エ 基点乙から 84度30分 1,180メートルの点 オ 基点乙から 86度 1,170メートルの点 カ 基点乙から 57度30分 750メートルの点 キ 基点乙から 34度 1,020メートルの点	識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第1242号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 磯草地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 基点乙 気仙沼市大島松明鼻 ア 基点甲から 35度 1,040メートルの点 イ 基点甲から 34度 1,020メートルの点 ウ 基点甲から 31度30分 1,080メートルの点 エ 基点乙から 269度 390メートルの点 オ 基点乙から 291度 80メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第1243号	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 亀山地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島小葡萄外浜 基点乙 気仙沼市大島松明鼻 ア 基点甲から 35度30分 810メートルの点 イ 基点甲から 41度30分 780メートルの点 ウ 基点甲から 50度 680メートルの点 エ 基点甲から 64度30分 260メートルの点 オ 基点甲から 251度 100メートルの点 カ 基点乙から 80度 570メートルの点 キ 基点乙から 79度30分 230メートルの点 ク 基点乙から 104度30分 160メートルの点 ケ 基点乙から 13度30分 60メートルの点 コ 基点甲から 10度30分 110メートルの点 サ 基点甲から 40度 390メートルの点	
区第1244号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 外浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 番所根照射灯 ア 基点甲から 59度30分 200メートルの点 イ 基点甲から 63度30分 460メートルの点 ウ 基点甲から 71度30分 450メートルの点 エ 基点甲から 78度 210メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1245号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、 タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島野々崎（外浜山ノ神鼻） 基点乙 気仙沼市大島恵比須鼻南端 基点丙 気仙沼市大島恵比須鼻東端 基点丁 気仙沼市唐桑町中根中央 ア 基点甲から 40度30分 120 メートルの点 イ 基点甲から 65度 300 メートルの点 ウ 基点乙から 44度30分 400 メートルの点 エ 基点乙から 66度45分24秒 384 メートルの点 オ 基点丙から 84度 80 メートルの点 カ 基点丁から 188度30分 740 メートルの点 キ 基点丁から 192度30分 770 メートルの点 ク 基点丁から 196度30分 710 メートルの点 ケ 基点丁から 200度 680 メートルの点 コ 基点丁から 210度30分 670 メートルの点 サ 基点丁から 222度30分 560 メートルの点 シ 基点丁から 228度30分 710 メートルの点 ス 基点丁から 233度30分 690 メートルの点 セ 基点丁から 233度30分 590 メートルの点 ソ 基点丁から 265度30分 540 メートルの点 タ 基点甲から 127度 170 メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 （光遠距離3キロメートル以上） （1）ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 （2）県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市大島	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1246号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島恵比須鼻南端 基点乙 気仙沼市大島恵比須鼻東端 ア 基点甲から 66度45分24秒 384 メートルの点 イ 基点甲から 102度 500 メートルの点 ウ 基点甲から 127度37分32秒 841 メートルの点 エ 基点甲から 145度52分48秒 815 メートルの点 オ 基点乙から 84度 80 メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 （光遠距離3キロメートル以上）		
区第1247号		ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島恵比須鼻東端 基点乙 気仙沼市大島恵比須鼻南端 ア 基点甲から 84度 80 メートルの点 イ 基点乙から 145度52分48秒 815 メートルの点 ウ 基点乙から 165度 890 メートルの点 エ 基点乙から 165度 810 メートルの点 オ 基点乙から 212度30分 190 メートルの点	（1）ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 （2）県が行う調査に協力しなければならない。		
区第1248号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島恵比須鼻南端 基点乙 気仙沼市大島唐島灯台 ア 基点甲から 127度37分32秒 841 メートルの点 イ 基点甲から 137度30分 1,240 メートルの点 ウ 基点甲から 156度 1,300 メートルの点 エ 基点甲から 161度30分 1,610 メートルの点	漁場ア、イ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 （光遠距離3キロメートル以上） （1）ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発		

				オ 基点甲から 145度 1,750 メートルの点 カ 基点甲から 145度30分 1,810 メートルの点 キ 基点乙から 156度 370 メートルの点 ク 基点乙から 233度 1,170 メートルの点 ケ 基点乙から 251度30分 1,190 メートルの点 コ 基点乙から 274度 930 メートルの点 サ 基点甲から 165度 890 メートルの点 シ 基点甲から 146度52分48秒 815 メートルの点	症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第1249号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼市長崎漁港防波堤灯台 ア 基点甲から 103度 700 メートルの点 イ 基点甲から 173度 340 メートルの点 ウ 基点甲から 181度 120 メートルの点 エ 基点甲から 80度30分 220 メートルの点 オ 基点甲から 74度 570 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第1250号	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市長崎漁港防波堤灯台 ア 基点甲から 103度 700 メートルの点 イ 基点甲から 113度30分 830 メートルの点 ウ 基点甲から 146度 510 メートルの点 エ 基点甲から 173度 340 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第1251号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島唐島灯台 ア 基点甲から 221度30分 1,020 メートルの点 イ 基点甲から 175度 500 メートルの点 ウ 基点甲から 168度 1,020 メートルの点 エ 基点甲から 150度30分 1,300 メートルの点 オ 基点甲から 153度30分 1,550 メートルの点 カ 基点甲から 176度 1,510 メートルの点 キ 基点甲から 184度 950 メートルの点 ク 基点甲から 189度30分 990 メートルの点 ケ 基点甲から 200度 1,330 メートルの点 コ 基点甲から 206度30分 1,200 メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第1252号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 大前見島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 気仙沼市新王平エボシ鼻突端 基点乙 気仙沼市大島海馬島頂上 ア 基点甲から 68度 270 メートルの点 イ 基点甲から 76度30分 1,310 メートルの点 ウ 基点乙から 86度 580 メートルの点 エ 基点乙から 126度 350 メートルの点 オ 基点甲から 87度 740 メートルの点 カ 基点甲から 102度30分 310 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1253号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 新王平地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市新王通崎北端 ア 基点甲から 14度30分 90メートルの点 イ 基点甲から 330度 600メートルの点 ウ 基点甲から 340度30分 600メートルの点 エ 基点甲から 36度 180メートルの点		気仙沼市大島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第1254号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 横沼竜舞崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島通島南端 基点乙 気仙沼市大島黒崎島北端 ア 基点甲から 281度30分 730メートルの点 イ 基点甲から 172度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 213度 1,250メートルの点 エ 基点乙から 347度 290メートルの点 オ 基点乙から 357度 400メートルの点 カ 基点甲から 232度 1,150メートルの点 キ 基点甲から 238度 890メートルの点 ク 基点甲から 249度 970メートルの点			
区第1255号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 横沼風待地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島黒崎島北端 ア 基点甲から 260度30分 210メートルの点 イ 基点甲から 259度30分 480メートルの点 ウ 基点甲から 271度30分 570メートルの点 エ 基点甲から 309度30分 1,770メートルの点 オ 基点甲から 315度30分 1,750メートルの点 カ 基点甲から 311度30分 1,060メートルの点 キ 基点甲から 318度30分 900メートルの点 ク 基点甲から 316度 380メートルの点 ケ 基点甲から 290度 350メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上)		
区第1256号		のり養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 駒形地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 気仙沼市大島要害鼻西端(館ノ鼻) ア 基点甲から 179度30分 80メートルの点 イ 基点甲から 140度 480メートルの点 ウ 基点甲から 150度30分 680メートルの点 エ 基点甲から 168度 670メートルの点 オ 基点甲から 184度 410メートルの点			
区第1257号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 要害前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島要害鼻西端(館ノ鼻) ア 基点甲から 187度30分 580メートルの点 イ 基点甲から 198度30分 640メートルの点 ウ 基点甲から 235度 410メートルの点 エ 基点甲から 290度30分 510メートルの点 オ 基点甲から 320度30分 180メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。		

				カ 基点甲から 261度 100メートルの点 キ 基点甲から 206度30分 220メートルの点 ク 基点甲から 213度 310メートルの点	
区第1258号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島要害漁港防波堤角 ア 基点甲から 45度 350メートルの点 イ 基点甲から 84度30分 310メートルの点 ウ 基点甲から 92度30分 220メートルの点 エ 基点甲から 67度30分 190メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1259号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島要害漁港防波堤角 ア 基点甲から 368度 570メートルの点 イ 基点甲から 9度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 34度 340メートルの点 エ 基点甲から 52度 140メートルの点 オ 基点甲から 4度30分 80メートルの点 カ 基点甲から 337度30分 610メートルの点 キ 基点甲から 341度30分 760メートルの点 ク 基点甲から 355度30分 650メートルの点 ケ 基点甲から 347度30分 660メートルの点 コ 基点甲から 346度30分 570メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1260号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島要害漁港防波堤角 ア 基点甲から 312度30分 690メートルの点 イ 基点甲から 333度30分 600メートルの点 ウ 基点甲から 333度 240メートルの点 エ 基点甲から 289度30分 410メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1261号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 大向地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市星島頂上 基点乙 気仙沼市大島向山下突端 ア 基点甲から 99度 1,070メートルの点 イ 基点甲から 99度30分 1,100メートルの点 ウ 基点甲から 111度30分 1,030メートルの点 エ 基点乙から 340度30分 590メートルの点 オ 基点乙から 352度30分 270メートルの点 カ 基点乙から 345度 250メートルの点 キ 基点乙から 274度 40メートルの点 ク 基点乙から 263度 70メートルの点 ケ 基点乙から 336度30分 580メートルの点 コ 基点乙から 343度30分 780メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1262号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 大向地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市大島向山下突端 基点乙 気仙沼市星島頂上 ア 基点甲から 333度30分 1,070 メートルの点 イ 基点甲から 345度 1,080 メートルの点 ウ 基点乙から 94度30分 1,090 メートルの点 エ 基点甲から 342度 780 メートルの点 オ 基点甲から 334度30分 600 メートルの点 カ 基点甲から 209度30分 110 メートルの点 キ 基点甲から 177度30分 220 メートルの点 ク 基点甲から 213度30分 430 メートルの点 ケ 基点甲から 248度30分 360 メートルの点	漁場ア、ケの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以 上)	気仙沼市大島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第1301号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 大谷港向山防波堤灯台 ア 基点甲から 47度30分 850 メートルの点 イ 基点甲から 65度30分 930 メートルの点 ウ 基点甲から 71度 770 メートルの点 エ 基点甲から 81度30分 870 メートルの点 オ 基点甲から 120度 550 メートルの点 カ 基点甲から 68度30分 130 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	本吉町沖ノ田、後 田、土樋下、菖蒲 沢、石川原、寺 沢、直伝、道貫、 長畑、野々下、洞 沢、長根、大谷、 寺谷、窪、三島、 滝根、九多九、木 戸、日門、山谷、 田ノ沢、天ヶ沢、 猿内、大森、前 浜、谷地、府中、 大朴木、高、赤 牛、小金沢	
区第1302号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 大谷港向山防波堤灯台 ア 基点甲から 87度30分 990 メートルの点 イ 基点甲から 103度 1,540 メートルの点 ウ 基点甲から 121度30分 1,410 メートルの点 エ 基点甲から 116度30分 780 メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1303号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 大谷港向山防波堤灯台 基点乙 日門港防波堤灯台 ア 基点甲から 132度 770 メートルの点 イ 基点甲から 128度55分09秒 1,737 メートルの点 ウ 基点乙から 104度18分48秒 2,549 メートルの点 エ 基点乙から 92度30分 1,720 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1304号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 日門港防波堤灯台	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設		

	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		ア 基点甲から 96度 1,420 メートルの点 イ 基点甲から 109度45分02秒 2,451 メートルの点 ウ 基点甲から 117度10分14秒 2,358 メートルの点 エ 基点甲から 109度30分 1,290 メートルの点	置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1305号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 日門港防波堤灯台 ア 基点甲から 62度30分 810 メートルの点 イ 基点甲から 94度30分 830 メートルの点 ウ 基点甲から 102度 660 メートルの点 エ 基点甲から 57度30分 630 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1306号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	本吉郡本吉町 日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 日門港防波堤灯台 ア 基点甲から 116度 260 メートルの点 イ 基点甲から 38度30分 250 メートルの点 ウ 基点甲から 39度 370 メートルの点 エ 基点甲から 55度 600 メートルの点 オ 基点甲から 104度 630 メートルの点 カ 基点甲から 113度30分 490 メートルの点	
区第1307号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡本吉町 日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 日門港防波堤灯台 ア 基点甲から 139度30分 320 メートルの点 イ 基点甲から 126度 590 メートルの点 ウ 基点甲から 157度 740 メートルの点 エ 基点甲から 171度 590 メートルの点	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1308号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 80度30分 1,730 メートルの点 イ 基点甲から 98度30分 2,690 メートルの点 ウ 基点甲から 108度 2,510 メートルの点 エ 基点甲から 94度30分 1,420 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	本吉町沖ノ田、後 田、土樋下、葛蒲 沢、石川原、寺 沢、直伝、道貫、 長畑、野々下、洞 沢、長根、大谷、 寺谷、窪、三島、 滝根、九多丸、木 戸、日門、山谷、 田ノ沢、天ヶ沢、 猿内、大森、前 浜、谷地、府中、 大朴木、高、赤 牛、小金沢	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第1309号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 83度 890 メートルの点 イ 基点甲から 111度 2,480 メートルの点 ウ 基点甲から 123度30分 2,400 メートルの点 エ 基点甲から 119度30分 660 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1310号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 133度30分 330 メートルの点 イ 基点甲から 126度 2,400 メートルの点 ウ 基点甲から 136度30分 2,440 メートルの点 エ 基点甲から 180度 540 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。(光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1311号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 190度 780 メートルの点 イ 基点甲から 176度 820 メートルの点 ウ 基点甲から 152度30分 1,470 メートルの点 エ 基点甲から 154度 1,520 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ	本吉町幸土、大 沢、津谷長根、風 越、登米沢、道外	

区第1312号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大沢地先	オ 基点甲から 191度 1,170 メートルの点 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 191度 1,270 メートルの点 イ 基点甲から 156度30分 1,600 メートルの点 ウ 基点甲から 166度 2,110 メートルの点 エ 基点甲から 192度 1,860 メートルの点	ればならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	
区第1313号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 赤牛港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 150度30分 1,570 メートルの点 イ 基点甲から 141度 2,680 メートルの点 ウ 基点甲から 145度30分 2,800 メートルの点 エ 基点甲から 164度 2,150 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。(光遊距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)県が行う調査に協力しなければならぬ。	
区第1314号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町二十一浜松島東端 ア 基点甲から 40度 880 メートルの点 イ 基点甲から 57度 1,180 メートルの点 ウ 基点甲から 79度 970 メートルの点 エ 基点甲から 75度30分 790 メートルの点 オ 基点甲から 63度 870 メートルの点 カ 基点甲から 47度 770 メートルの点		本吉町中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長篠、柳沢、藤内、今朝磯、歌生、北明戸、藤野
区第1315号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町二十一浜松島東端 ア 基点甲から 35度 580 メートルの点 イ 基点甲から 68度30分 570 メートルの点 ウ 基点甲から 135度 110 メートルの点 エ 基点甲から 19度 340 メートルの点		
区第1316号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町二十一浜松島東端 ア 基点甲から 74度 600 メートルの点 イ 基点甲から 95度30分 760 メートルの点 ウ 基点甲から 84度 990 メートルの点 エ 基点甲から 95度 1,150 メートルの点 オ 基点甲から 115度 870 メートルの点 カ 基点甲から 109度 320 メートルの点 キ 基点甲から 143度 240 メートルの点 ク 基点甲から 146度 160 メートルの点		

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1317号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町二十一浜松島東端 ア 基点甲から 60度 1,490 メートルの点 イ 基点甲から 65度 1,850 メートルの点 ウ 基点甲から 102度30分 1,890 メートルの点 エ 基点甲から 112度 1,350 メートルの点 オ 基点甲から 91度 1,170 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	本吉町中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蔵野	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1318号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町北狐島北端 ア 基点甲から 18度 2,320 メートルの点 イ 基点甲から 33度30分 2,700 メートルの点 ウ 基点甲から 56度 1,990 メートルの点 エ 基点甲から 41度30分 1,340 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。		
区第1319号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町水かぶり根頂上 ア 基点甲から 45度30分 3,220 メートルの点 イ 基点甲から 64度 2,720 メートルの点 ウ 基点甲から 55度 1,830 メートルの点 エ 基点甲から 31度30分 2,550 メートルの点			
区第1320号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町水かぶり根頂上 ア 基点甲から 45度30分 3,220 メートルの点 イ 基点甲から 54度 4,020 メートルの点 ウ 基点甲から 69度 3,640 メートルの点 エ 基点甲から 64度 2,720 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。		
区第1321号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町北狐島北端 ア 基点甲から 10度30分 830 メートルの点 イ 基点甲から 42度 1,230 メートルの点 ウ 基点甲から 57度 1,050 メートルの点 エ 基点甲から 29度30分 440 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。		
区第1322号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月	本吉郡本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町水かぶり根頂上 ア 基点甲から 36度30分 1,060 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければなら		

		31日まで		イ 基点甲から 55度30分 1,690 メートルの点 ウ 基点甲から 62度 1,610 メートルの点 エ 基点甲から 52度30分 860 メートルの点	い。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第1323号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡本吉町今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町水かぶり根頂上 ア 基点甲から 57度30分 1,790 メートルの点 イ 基点甲から 64度30分 2,470 メートルの点 ウ 基点甲から 65度30分 2,450 メートルの点 エ 基点甲から 63度 1,720 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第1401号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡本吉町水かぶり根頂上 ア 基点甲から 76度 340 メートルの点 イ 基点甲から 76度30分 830 メートルの点 ウ 基点甲から 100度30分 830 メートルの点 エ 基点甲から 115度 420 メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光速距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津
区第1402号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津港大根突端 ア 基点甲から 8度 300 メートルの点 イ 基点甲から 41度30分 650 メートルの点 ウ 基点甲から 58度 510 メートルの点 エ 基点甲から 34度30分 140 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第1403号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津港大根突端 ア 基点甲から 151度30分 230 メートルの点 イ 基点甲から 74度30分 410 メートルの点 ウ 基点甲から 85度30分 470 メートルの点 エ 基点甲から 102度30分 390 メートルの点 オ 基点甲から 110度 460 メートルの点 カ 基点甲から 138度30分 470 メートルの点		

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1404号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津田浦港沖防波堤灯台 ア 基点甲から 3度 580 メートルの点 イ 基点甲から 22度30分 610 メートルの点 ウ 基点甲から 25度30分 190 メートルの点 エ 基点甲から 343度30分 260 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
ほや垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先					
ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港浜地先		次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津港大根突端 ア 基点甲から 32度 1,120 メートルの点 イ 基点甲から 53度30分 2,020 メートルの点 ウ 基点甲から 79度30分 1,400 メートルの点 エ 基点甲から 104度30分 1,010 メートルの点 オ 基点甲から 88度 570 メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。			
ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで		本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先			次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津港大根突端 ア 基点甲から 55度30分 2,190 メートルの点 イ 基点甲から 66度 4,130 メートルの点 ウ 基点甲から 69度 4,120 メートルの点 エ 基点甲から 79度 1,930 メートルの点 オ 基点甲から 67度 1,800 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで							
わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先		次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設			
区第1408号	わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで					

	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点甲 本吉郡南三陸町歌津港大根突端 ア 基点甲から 91度30分 1,710 メートルの点 イ 基点甲から 72度30分 4,130 メートルの点 ウ 基点甲から 95度 4,650 メートルの点 エ 基点甲から 99度 2,240 メートルの点 オ 基点甲から 94度30分 2,070 メートルの点 カ 基点甲から 99度 1,840 メートルの点	置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1409号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	本吉郡南三陸町歌津石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津松崎東端 ア 基点甲から 3度 1,520 メートルの点 イ 基点甲から 58度30分 2,840 メートルの点 ウ 基点甲から 76度 2,460 メートルの点 エ 基点甲から 8度30分 630 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1410号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町歌津名足地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津松崎東端 ア 基点甲から 154度30分 500 メートルの点 イ 基点甲から 31度30分 490 メートルの点 ウ 基点甲から 80度30分 2,400 メートルの点 エ 基点甲から 110度 2,460 メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1411号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津名足地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津大磯中央 ア 基点甲から 343度 1,170 メートルの点 イ 基点甲から 75度30分 2,240 メートルの点 ウ 基点甲から 95度30分 2,150 メートルの点 エ 基点甲から 312度 520 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第1412号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津鵜島中央 ア 基点甲から 9度 1,380 メートルの点 イ 基点甲から 67度30分 2,440 メートルの点 ウ 基点甲から 91度 2,220 メートルの点 エ 基点甲から 53度 160 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上)
区第1413号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊崎南端 ア 基点甲から 33度 1,280 メートルの点 イ 基点甲から 71度 2,910 メートルの点 ウ 基点甲から 103度 2,270 メートルの点 エ 基点甲から 139度30分 2,580 メートルの点 オ 基点甲から 147度 1,710 メートルの点 カ 基点甲から 168度30分 930 メートルの点	漁場ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1414号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊崎南端 ア 基点甲から 144度30分 2,710 メートルの点 イ 基点甲から 150度 2,910 メートルの点 ウ 基点甲から 172度 2,240 メートルの点 エ 基点甲から 203度30分 2,100 メートルの点 オ 基点甲から 243度 1,550 メートルの点 カ 基点甲から 241度30分 890 メートルの点 キ 基点甲から 193度30分 1,000 メートルの点 ク 基点甲から 157度 1,720 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、エ、カのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第1415号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊崎南端 ア 基点甲から 298度30分 660 メートルの点 イ 基点甲から 288度 310 メートルの点 ウ 基点甲から 247度30分 380 メートルの点 エ 基点甲から 276度30分 640 メートルの点			
区第1416号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊漁港大畑防波堤灯台 ア 基点甲から 306度 1,040 メートルの点 イ 基点甲から 311度 860 メートルの点 ウ 基点甲から 320度 190 メートルの点 エ 基点甲から 256度30分 360 メートルの点 オ 基点甲から 296度 1,040 メートルの点			
区第1417号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊大明神鼻頂上 ア 基点甲から 304度 520 メートルの点 イ 基点甲から 269度 330 メートルの点 ウ 基点甲から 265度30分 860 メートルの点 エ 基点甲から 273度 980 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第1418号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊大明神鼻頂上 ア 基点甲から 313度30分 590 メートルの点 イ 基点甲から 277度30分 1,070 メートルの点 ウ 基点甲から 295度 1,920 メートルの点 エ 基点甲から 326度30分 1,590 メートルの点 オ 基点甲から 330度 810 メートルの点			
区第1419号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識		

	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		基点甲 本吉郡南三陸町歌津館浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 181度30分 530メートルの点 イ 基点甲から 195度30分 670メートルの点 ウ 基点甲から 225度 590メートルの点 エ 基点甲から 302度 780メートルの点 オ 基点甲から 319度 620メートルの点	を設置しなければならない。
区第1420号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津館浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 337度30分 620メートルの点 イ 基点甲から 306度30分 810メートルの点 ウ 基点甲から 308度30分 870メートルの点 エ 基点甲から 325度 840メートルの点 オ 基点甲から 335度30分 820メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1421号	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津館浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 299度 960メートルの点 イ 基点甲から 289度30分 820メートルの点 ウ 基点甲から 286度30分 890メートルの点 エ 基点甲から 296度 990メートルの点	
区第1422号	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津館浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 261度30分 920メートルの点 イ 基点甲から 262度30分 740メートルの点 ウ 基点甲から 255度30分 740メートルの点 エ 基点甲から 255度30分 930メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1423号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津大唐島中央 ア 基点甲から 321度30分 1,150メートルの点 イ 基点甲から 296度30分 1,170メートルの点 ウ 基点甲から 299度30分 1,440メートルの点 エ 基点甲から 320度 1,570メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1424号	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津大唐島中央 ア 基点甲から 297度 1,440メートルの点 イ 基点甲から 293度30分 1,190メートルの点 ウ 基点甲から 272度30分 1,460メートルの点 エ 基点甲から 275度30分 1,530メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1425号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津鎮浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 196度 940 メートルの点 イ 基点甲から 173度 1,320 メートルの点 ウ 基点甲から 200度 2,250 メートルの点 エ 基点甲から 210度30分 2,030 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町歌津	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
わかめ養殖業		9月1日から翌年5月31日まで						
区第1426号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊大明神鼻頂上 ア 基点甲から 202度30分 970 メートルの点 イ 基点甲から 219度 1,480 メートルの点 ウ 基点甲から 246度30分 1,630 メートルの点 エ 基点甲から 255度30分 1,200 メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
わかめ養殖業		9月1日から翌年5月31日まで						
区第1427号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊崎南端 ア 基点甲から 243度30分 1,770 メートルの点 イ 基点甲から 211度 2,160 メートルの点 ウ 基点甲から 231度 2,590 メートルの点 エ 基点甲から 244度 2,540 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、ウのみ光遠距離3キロメートル以上)		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
わかめ養殖業		9月1日から翌年5月31日まで						
区第1428号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津泊大明神鼻頂上 ア 基点甲から 221度30分 1,700 メートルの点 イ 基点甲から 229度 2,440 メートルの点 ウ 基点甲から 239度 2,380 メートルの点 エ 基点甲から 244度 1,840 メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
こんぶ養殖業		10月1日から翌年8月31日まで						
区第1429号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津葦ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津野島東端 ア 基点甲から 70度 1,830 メートルの点 イ 基点甲から 84度30分 1,970 メートルの点 ウ 基点甲から 72度 1,210 メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光遠距離3キロメートル以上)		
かき垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
区第1430号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津葦ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津野島東端 ア 基点甲から 54度 1,820 メートルの点 イ 基点甲から 67度 1,820 メートルの点 ウ 基点甲から 67度30分 1,080 メートルの点 エ 基点甲から 57度30分 890 メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
かき垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
区第1431号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津琵琶崎先端 ア 基点甲から 93度30分 1,550 メートルの点 イ 基点甲から 129度30分 1,100 メートルの点 ウ 基点甲から 150度30分 660 メートルの点 エ 基点甲から 103度 310 メートルの点 オ 基点甲から 54度 1,130 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱い		
ほや垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月31日まで						

					など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1432号	くろせい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先 ア 基点甲から 282度30分 130メートルの点 イ 基点甲から 194度 60メートルの点 ウ 基点甲から 207度30分 130メートルの点 エ 基点甲から 260度30分 170メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第1433号	こんぶ養殖業 あわび垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川菰浜漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 115度30分 320メートルの点 イ 基点甲から 129度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 132度30分 510メートルの点 エ 基点甲から 144度 540メートルの点 オ 基点甲から 157度 540メートルの点 カ 基点甲から 139度 150メートルの点 キ 基点甲から 114度 240メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1501号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 同 9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先 ア 基点甲から 241度30分 760メートルの点 イ 基点甲から 258度 750メートルの点 ウ 基点甲から 266度 320メートルの点 エ 基点甲から 209度 410メートルの点 オ 基点甲から 214度30分 550メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1502号	ぎんざげ小割式養殖業 くろせい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 同	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津菰ノ浜地先 ア 基点甲から 291度 400メートルの点 イ 基点甲から 274度30分 330メートルの点 ウ 基点甲から 259度 1,070メートルの点 エ 基点甲から 265度30分 1,090メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規定を定めなければならない。
区第1503号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川菰浜漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 165度30分 380メートルの点 イ 基点甲から 226度 860メートルの点 ウ 基点甲から 234度 820メートルの点 エ 基点甲から 168度 260メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。

南三陸町志津川細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1504号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川清水漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 167度 210メートルの点 イ 基点甲から 158度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 182度30分 430メートルの点 エ 基点甲から 195度30分 300メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1505号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津琵琶崎突端 ア 基点甲から 217度30分 780メートルの点 イ 基点甲から 213度30分 1,170メートルの点 ウ 基点甲から 229度30分 1,410メートルの点 エ 基点甲から 238度 1,070メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。		
区第1506号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津琵琶崎突端 ア 基点甲から 214度30分 1,240メートルの点 イ 基点甲から 213度 1,400メートルの点 ウ 基点甲から 225度30分 1,580メートルの点 エ 基点甲から 228度30分 1,460メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第1507号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津琵琶崎突端 ア 基点甲から 215度30分 1,490メートルの点 イ 基点甲から 215度 1,520メートルの点 ウ 基点甲から 217度 1,610メートルの点 エ 基点甲から 223度 1,710メートルの点 オ 基点甲から 224度30分 1,630メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第1508号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津琵琶崎突端 基点乙 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 188度 1,080メートルの点 イ 基点乙から 340度 980メートルの点 ウ 基点甲から 201度30分 1,850メートルの点 エ 基点甲から 202度 1,180メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定し		

区第1509号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津野島東端 ア 基点甲から 90度30分 1,920 メートルの点 イ 基点甲から 105度30分 1,910 メートルの点 ウ 基点甲から 103度30分 530 メートルの点 エ 基点甲から 52度 540 メートルの点	た漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1510号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町歌津野島東端 ア 基点甲から 154度 260 メートルの点 イ 基点甲から 169度30分 530 メートルの点 ウ 基点甲から 184度 560 メートルの点 エ 基点甲から 185度30分 270 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1511号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 69度 1,850 メートルの点 イ 基点甲から 74度30分 1,760 メートルの点 ウ 基点甲から 33度 230 メートルの点 エ 基点甲から 13度30分 500 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。
区第1512号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 341度 770 メートルの点 イ 基点甲から 301度 260 メートルの点 ウ 基点甲から 268度30分 1,170 メートルの点 エ 基点甲から 299度 1,210 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上)

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1513号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川荒砥漁港西防波堤基部 基点乙 本吉郡南三陸町戸倉大磯頂上 ア 基点甲から 184度 1,380 メートルの点 イ 基点甲から 140度30分 1,540 メートルの点 ウ 基点乙から 17度30分 1,070 メートルの点 エ 基点乙から 331度 1,000 メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(ウのみ光 達距離3キロメー トル以上)	南三陸町志津川細 浦、清水、荒砥、 平磯、袖浜、大 森、本浜、汐見、 大久保、林	平成20年9月1日から 平成25年8月31日 まで
区第1514号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉大磯頂上 基点乙 本吉郡南三陸町志津川荒砥漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 333度30分 1,420 メートルの点 イ 基点甲から 329度 1,470 メートルの点 ウ 基点乙から 212度 840 メートルの点 エ 基点乙から 114度30分 1,020 メートルの点 オ 基点乙から 128度 1,380 メートルの点 カ 基点甲から 17度 1,530 メートルの点	漁場のエ、オ位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1515号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 83度30分 880 メートルの点 イ 基点甲から 105度 1,040 メートルの点 ウ 基点甲から 181度 620 メートルの点 エ 基点甲から 198度 370 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1516号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 109度30分 1,100 メートルの点 イ 基点甲から 128度30分 1,630 メートルの点 ウ 基点甲から 159度 1,370 メートルの点 エ 基点甲から 157度30分 680 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1517号		ぎんざけ小割式養 殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 136度19分54秒 1,607 メートルの点 イ 基点甲から 137度47分40秒 1,703 メートルの点 ウ 基点甲から 142度44分54秒 1,651 メートルの点 エ 基点甲から 141度32分50秒 1,552 メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第1518号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖 業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 130度 1,700 メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。(光達距離3キ		

	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで		イ 基点甲から 135度 2,000 メートルの点 ウ 基点甲から 150度 1,680 メートルの点 エ 基点甲から 149度 1,500 メートルの点 オ 基点甲から 143度18分57秒 1,537 メートルの点 カ 基点甲から 144度53分57秒 1,685 メートルの点 キ 基点甲から 136度55分38秒 1,769 メートルの点 ク 基点甲から 134度43分09秒 1,628 メートルの点	ロメートル以上)
区第1519号	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 151度 1,480 メートルの点 イ 基点甲から 152度 1,650 メートルの点 ウ 基点甲から 159度 1,580 メートルの点 エ 基点甲から 159度 1,460 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1520号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川袖浜漁港東防波堤角 基点乙 本吉郡南三陸町志津川荒島中央 ア 基点甲から 180度30分 740 メートルの点 イ 基点甲から 173度 1,160 メートルの点 ウ 基点甲から 181度 1,210 メートルの点 エ 基点甲から 193度30分 1,100 メートルの点 オ 基点乙から 167度30分 350 メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第1521号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川大森地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川荒島中央 基点乙 南三陸町志津川漁港大森防波堤灯台 ア 基点甲から 330度 250 メートルの点 イ 基点甲から 317度30分 120 メートルの点 ウ 基点甲から 232度30分 230 メートルの点 エ 基点甲から 240度30分 480 メートルの点 オ 基点乙から 103度 130 メートルの点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上)

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第1522号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 あわび垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川大森地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町志津川志津川漁港大森防波堤灯台 ア 基点甲から 175度30分 1,460 メートルの点 イ 基点甲から 176度 1,270 メートルの点 ウ 基点甲から 185度 1,310 メートルの点 エ 基点甲から 186度30分 1,170 メートルの点 オ 基点甲から 193度 1,210 メートルの点 カ 基点甲から 242度 530 メートルの点 キ 基点甲から 230度30分 340 メートルの点 ク 基点甲から 275度 300 メートルの点 ケ 基点甲から 278度 260 メートルの点 コ 基点甲から 165度 620 メートルの点 サ 基点甲から 155度30分 1,020 メートルの点 シ 基点甲から 161度30分 1,460 メートルの点	漁場ケ、コの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	南三陸町志津川細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第1523号		かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 南三陸町志津川志津川漁港大森防波堤灯台 基点乙 本吉郡南三陸町志津川黒崎と南三陸町戸倉との境界(黒崎地内角暗口) ア 基点甲から 148度30分 1,550 メートルの点 イ 基点甲から 152度 1,780 メートルの点 ウ 基点乙から 73度30分 650 メートルの点 エ 基点乙から 59度 700 メートルの点 オ 基点甲から 161度30分 1,520 メートルの点 カ 基点甲から 158度30分 1,470 メートルの点			
区第1524号		くろせい小割式養殖業 ぎんぎけ小割式養殖業 めばる小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川黒崎と南三陸町戸倉との境界(黒崎地内角暗口) ア 基点甲から 56度 1,440 メートルの点 イ 基点甲から 60度 1,670 メートルの点 ウ 基点甲から 66度30分 1,610 メートルの点 エ 基点甲から 63度30分 1,350 メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第1525号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川荒島中央 ア 基点甲から 202度 890 メートルの点 イ 基点甲から 207度 750 メートルの点 ウ 基点甲から 201度 710 メートルの点 エ 基点甲から 186度 780 メートルの点 オ 基点甲から 186度 790 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		
区第1526号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川荒島中央 ア 基点甲から 160度30分 1,150 メートルの点 イ 基点甲から 162度 1,320 メートルの点 ウ 基点甲から 176度30分 1,320 メートルの点 エ 基点甲から 180度 830 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		
区第1527号		わかめ養殖業	9月1日から翌年	本吉郡南三陸町	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた		南三陸町戸倉	

	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	戸倉小涼地先	区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉折立漁港防波堤基部 ア 基点甲から 118度30分 880メートルの点 イ 基点甲から 147度 510メートルの点 ウ 基点甲から 147度30分 240メートルの点 エ 基点甲から 50度30分 360メートルの点 オ 基点甲から 110度30分 810メートルの点	
区第1528号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉小涼地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川字黒崎と 南三陸町字戸倉との境界（黒崎地内角暗口） ア 基点甲から 90度 200メートルの点 イ 基点甲から 81度30分 1,410メートルの点 ウ 基点甲から 98度30分 1,550メートルの点 エ 基点甲から 125度 1,330メートルの点 オ 基点甲から 141度30分 930メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第1529号	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉波伝谷松崎中央突端 ア 基点甲から 39度30分 1,050メートルの点 イ 基点甲から 44度 990メートルの点 ウ 基点甲から 11度30分 600メートルの点 エ 基点甲から 35度 330メートルの点 オ 基点甲から 360度 310メートルの点 カ 基点甲から 349度30分 780メートルの点 キ 基点甲から 13度30分 850メートルの点 ク 基点甲から 20度 770メートルの点 ケ 基点甲から 30度 880メートルの点	漁場キ、ケの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ケのみ光遠距離3キロメートル以上） 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第1530号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉波伝谷松崎中央突端 ア 基点甲から 88度 1,240メートルの点 イ 基点甲から 46度30分 370メートルの点 ウ 基点甲から 19度30分 600メートルの点 エ 基点甲から 48度30分 1,030メートルの点 オ 基点甲から 42度 1,110メートルの点 カ 基点甲から 45度30分 1,210メートルの点 キ 基点甲から 65度30分 1,330メートルの点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（光遠距離3キロメートル以上） (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1531号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉竹島頂上 ア 基点甲から 251度30分 470 メートルの点 イ 基点甲から 232度30分 560 メートルの点 ウ 基点甲から 242度30分 710 メートルの点 エ 基点甲から 254度30分 900 メートルの点 オ 基点甲から 263度 1,050 メートルの点 カ 基点甲から 275度 980 メートルの点		南三陸町戸倉	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第1532号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉竹島頂上 ア 基点甲から 141度30分 230 メートルの点 イ 基点甲から 166度30分 360 メートルの点 ウ 基点甲から 208度 310 メートルの点 エ 基点甲から 219度30分 130 メートルの点			
区第1533号		かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉竹島頂上 ア 基点甲から 28度30分 1,100 メートルの点 イ 基点甲から 38度 910 メートルの点 ウ 基点甲から 74度 490 メートルの点 エ 基点甲から 17度30分 230 メートルの点 オ 基点甲から 358度 760 メートルの点 カ 基点甲から 21度 890 メートルの点 キ 基点甲から 16度30分 1,020 メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光遠距離3キ ロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2) 県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第1534号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉竹島頂上 ア 基点甲から 14度 1,000 メートルの点 イ 基点甲から 16度30分 910 メートルの点 ウ 基点甲から 357度30分 810 メートルの点 エ 基点甲から 357度 910 メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光遠距離3キ ロメートル以上) 漁場の管理と保安に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第1535号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉津ノ宮地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉竹島頂上 ア 基点甲から 102度30分 750 メートルの点 イ 基点甲から 133度30分 740 メートルの点 ウ 基点甲から 150度30分 560 メートルの点 エ 基点甲から 112度 370 メートルの点			
区第1536号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉椿島北端			

				<p>ア 基点甲から 26度 460メートルの点 イ 基点甲から 61度30分 230メートルの点 ウ 基点甲から 315度30分 180メートルの点 エ 基点甲から 341度 450メートルの点</p>	
区第1537号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉大磯頂上 ア 基点甲から 165度30分 730メートルの点 イ 基点甲から 173度 940メートルの点 ウ 基点甲から 186度30分 880メートルの点 エ 基点甲から 182度30分 640メートルの点</p>	
区第1538号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉大磯頂上 ア 基点甲から 78度30分 950メートルの点 イ 基点甲から 97度30分 880メートルの点 ウ 基点甲から 131度 1,200メートルの点 エ 基点甲から 206度 430メートルの点 オ 基点甲から 67度 720メートルの点</p>	<p>漁場ア、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。</p>
区第1539号	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 145度 650メートルの点 イ 基点甲から 236度 980メートルの点 ウ 基点甲から 245度30分 1,140メートルの点 エ 基点甲から 256度 1,100メートルの点 オ 基点甲から 90度 370メートルの点</p>	<p>漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、ウのみ光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。</p>

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第1540号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 81度30分 1,690 メートルの点 イ 基点甲から 109度 1,650 メートルの点 ウ 基点甲から 145度 650 メートルの点 エ 基点甲から 90度 370 メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	南三陸町戸倉	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第1541号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉津根頂上 ア 基点甲から 335度30分 1,010 メートルの点 イ 基点甲から 264度30分 410 メートルの点 ウ 基点甲から 280度 1,020 メートルの点 エ 基点甲から 324度30分 1,230 メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。		
区第1542号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉津根頂上 ア 基点甲から 248度30分 550 メートルの点 イ 基点甲から 231度30分 820 メートルの点 ウ 基点甲から 248度30分 810 メートルの点 エ 基点甲から 256度 970 メートルの点 オ 基点甲から 265度 900 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。		
区第1543号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉舟形島頂上 ア 基点甲から 305度30分 1,090 メートルの点 イ 基点甲から 343度 640 メートルの点 ウ 基点甲から 75度30分 1,340 メートルの点 エ 基点甲から 137度 900 メートルの点 オ 基点甲から 162度30分 1,090 メートルの点 カ 基点甲から 172度30分 640 メートルの点 キ 基点甲から 236度 1,100 メートルの点	漁場ア、イ、ウの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。(光達 距離3キロメートル 以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。		

					(2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第1544号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉寺浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉寺浜島頂上 ア 基点甲から 202度30分 860メートルの点 イ 基点甲から 201度30分 1,020メートルの点 ウ 基点甲から 216度30分 1,070メートルの点 エ 基点甲から 219度 920メートルの点		
区第1545号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉神割崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉と石巻市北上町との境界 ア 基点甲から 74度 2,190メートルの点 イ 基点甲から 87度 2,100メートルの点 ウ 基点甲から 77度 570メートルの点 エ 基点甲から 42度30分 850メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	
区第1546号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉寺浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉寺浜島頂上 ア 基点甲から 55度 2,970メートルの点 イ 基点甲から 63度30分 2,700メートルの点 ウ 基点甲から 48度 1,810メートルの点 エ 基点甲から 12度30分 1,240メートルの点 オ 基点甲から 11度 2,010メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	南三陸町歌津, 志津川
区第1547号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町志津川作根中央 ア 基点甲から 85度30分 5,310メートルの点 イ 基点甲から 90度 4,790メートルの点 ウ 基点甲から 86度 3,310メートルの点 エ 基点甲から 76度30分 1,860メートルの点 オ 基点甲から 56度30分 2,310メートルの点 カ 基点甲から 77度 3,710メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イのみ光達距離3キロメートル以上)	
区第2101号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜字小滝地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 本吉郡南三陸町戸倉と石巻市北上町との境界 ア 基点甲から 122度30分 1,090メートルの点 イ 基点甲から 167度 1,710メートルの点 ウ 基点甲から 176度30分 1,590メートルの点 エ 基点甲から 127度 800メートルの点		石巻市北上町十三浜
区第2102号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜字小滝地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町黒島頂上 ア 基点甲から 71度 2,560メートルの点 イ 基点甲から 111度30分 2,050メートルの点 ウ 基点甲から 339度 600メートルの点 エ 基点甲から 11度 1,670メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(アのみ光達距離3キロメートル以上)	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2103号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇大指地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町黒島頂上 ア 基点甲から 117度 2,010メートルの点 イ 基点甲から 155度30分 2,290メートルの点 ウ 基点甲から 255度 1,120メートルの点 エ 基点甲から 315度 730メートルの点 オ 基点甲から 323度30分 250メートルの点 カ 基点甲から 278度30分 250メートルの点 キ 基点甲から 192度30分 160メートルの点 ク 基点甲から 89度30分 80メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市北上町十三浜	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2104号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇小指地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町小指二ノ膳中央 ア 基点甲から 108度 3,080メートルの点 イ 基点甲から 123度 2,590メートルの点 ウ 基点甲から 53度30分 440メートルの点 エ 基点甲から 48度 1,210メートルの点			
区第2105号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇小指地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町小指二ノ膳中央 ア 基点甲から 126度30分 2,540メートルの点 イ 基点甲から 144度30分 2,350メートルの点 ウ 基点甲から 219度 450メートルの点 エ 基点甲から 57度 280メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第2106号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇相川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町十三浜宇相川南防波堤基部 ア 基点甲から 107度 490メートルの点 イ 基点甲から 114度30分 460メートルの点 ウ 基点甲から 60度30分 160メートルの点 エ 基点甲から 56度 230メートルの点			
区第2107号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇小泊地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町十三浜宇相川南防波堤基部 ア 基点甲から 144度 530メートルの点 イ 基点甲から 159度 540メートルの点 ウ 基点甲から 183度 50メートルの点 エ 基点甲から 87度 80メートルの点			
区第2108号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市北上町十三浜宇小泊地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町小指二ノ膳中央 ア 基点甲から 147度30分 2,350メートルの点 イ 基点甲から 166度 2,460メートルの点 ウ 基点甲から 223度30分 1,320メートルの点 エ 基点甲から 220度30分 600メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		
区第2109号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月	石巻市北上町十三浜宇大室地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町十三浜宇小室南防波堤基部 ア 基点甲から 122度 2,520メートルの点 イ 基点甲から 134度 2,330メートルの点 ウ 基点甲から 135度 400メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメート		

		31日まで		エ 基点甲から 84度 640メートルの点	ル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2110号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市北上町十三浜宇小室地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市北上町十三浜宇小室南防波堤基部 ア 基点甲から 137度30分 1,900メートルの点 イ 基点甲から 161度 1,910メートルの点 ウ 基点甲から 200度30分 940メートルの点 エ 基点甲から 150度 410メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上)	
区第2201号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市尾崎ウルシ浜地先に設置した標柱 ア 基点甲から 168度 300メートルの点 イ 基点甲から 175度 940メートルの点 ウ 基点甲から 194度30分 880メートルの点 エ 基点甲から 197度 1,020メートルの点 オ 基点甲から 241度30分 370メートルの点 カ 基点甲から 214度 240メートルの点 キ 基点甲から 247度30分 200メートルの点 ク 基点甲から 218度30分 80メートルの点		石巻市尾崎, 長面
区第2202号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市長面地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市ウルシ浜地先に設置した標柱 ア 基点甲から 256度30分 670メートルの点 イ 基点甲から 252度30分 450メートルの点 ウ 基点甲から 201度30分 1,100メートルの点 エ 基点甲から 203度30分 1,390メートルの点 オ 基点甲から 218度 1,340メートルの点 カ 基点甲から 219度 1,100メートルの点		
区第2301号	のり養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町名振鹿子走地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と石巻市尾崎との境界(白根崎北端) ア 基点甲から 125度 420メートルの点 イ 基点甲から 93度 670メートルの点 ウ 基点甲から 107度 840メートルの点 エ 基点甲から 134度 650メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2302号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 名振横沼 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町貫尻島中山崎 ア 基点甲から 80度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 97度30分 720メートルの点 ウ 基点甲から 172度 1,800メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,740メートルの点 オ 基点甲から 180度 1,950メートルの点 カ 基点甲から 188度30分 1,900メートルの点 キ 基点甲から 191度30分 1,590メートルの点 ク 基点甲から 167度30分 230メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第2303号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 名振小浜 長根島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 40度 260メートルの点 イ 基点甲から 27度30分 560メートルの点 ウ 基点甲から 40度 600メートルの点 エ 基点甲から 62度30分 340メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第2304号		くろそい小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 名振地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎） ア 基点甲から 317度30分 170メートルの点 イ 基点甲から 4度 330メートルの点 ウ 基点甲から 30度 290メートルの点 エ 基点甲から 13度 50メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第2305号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎） ア 基点甲から 45度30分 190メートルの点 イ 基点甲から 43度30分 240メートルの点 ウ 基点甲から 91度 410メートルの点 エ 基点甲から 96度 390メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。	石巻市雄勝町船越	
区第2306号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎） ア 基点甲から 141度 140メートルの点 イ 基点甲から 46度30分 150メートルの点 ウ 基点甲から 104度30分 420メートルの点 エ 基点甲から 124度 390メートルの点			
区第2307号		ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎） ア 基点甲から 124度 440メートルの点 イ 基点甲から 106度 480メートルの点 ウ 基点甲から 109度30分 570メートルの点 エ 基点甲から 124度 540メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第2308号		こんぶ養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎）			

	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで		ア 基点甲から 77度 520メートルの点 イ 基点甲から 76度30分 590メートルの点 ウ 基点甲から 96度 650メートルの点 エ 基点甲から 99度 590メートルの点		
区第2309号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町名振と船越との境界（小立崎） ア 基点甲から 38度 510メートルの点 イ 基点甲から 37度30分 1,450メートルの点 ウ 基点甲から 45度30分 1,380メートルの点 エ 基点甲から 57度30分 1,000メートルの点 オ 基点甲から 59度 560メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2310号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市雄勝町船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町船越作狭崎 ア 基点甲から 130度 570メートルの点 イ 基点甲から 124度 650メートルの点 ウ 基点甲から 131度30分 720メートルの点 エ 基点甲から 138度 650メートルの点		
区第2311号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町船越作狭崎 ア 基点甲から 26度 500メートルの点 イ 基点甲から 72度 800メートルの点 ウ 基点甲から 123度30分 630メートルの点 エ 基点甲から 146度30分 330メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2312号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市雄勝町船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町峠崎 ア 基点甲から 319度30分 980メートルの点 イ 基点甲から 331度 750メートルの点 ウ 基点甲から 323度30分 170メートルの点 エ 基点甲から 256度30分 770メートルの点 オ 基点甲から 271度 1,220メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2313号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市雄勝町名振八景島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町ハテ島ハテ崎北端 ア 基点甲から 223度30分 810メートルの点 イ 基点甲から 236度 880メートルの点 ウ 基点甲から 264度 510メートルの点 エ 基点甲から 245度30分 360メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振
区第2314号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市雄勝町船越荒カワウソ根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町船越コブラ崎先端 ア 基点甲から 59度30分 980メートルの点 イ 基点甲から 78度30分 1,070メートルの点 ウ 基点甲から 122度30分 1,280メートルの点 エ 基点甲から 137度30分 1,290メートルの点 オ 基点甲から 138度 330メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（ア、ウのみ光達距離3キロメートル以上）	石巻市雄勝町大須

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2315号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 大須宇島	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町大須と熊沢との境界（細川崎） ア 基点甲から 37度30分 710メートルの点 イ 基点甲から 53度 910メートルの点 ウ 基点甲から 71度 750メートルの点 エ 基点甲から 57度30分 490メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市雄勝町大須	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	大岩崎地先					
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで						
区第2316号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 熊沢ふのり	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町熊沢ノ下角崎 ア 基点甲から 345度 540メートルの点 イ 基点甲から 26度 720メートルの点 ウ 基点甲から 39度30分 820メートルの点 エ 基点甲から 58度30分 690メートルの点 オ 基点甲から 49度 570メートルの点 カ 基点甲から 355度30分 250メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市雄勝町熊沢	
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	浜崎地先					
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで						
区第2317号		わかめ養殖業	1月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜宇羽坂崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町宇羽坂子持崎 ア 基点甲から 171度30分 410メートルの点 イ 基点甲から 145度30分 620メートルの点 ウ 基点甲から 161度30分 1,080メートルの点 エ 基点甲から 177度 1,020メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	地先					
区第2318号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜名雷崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町白銀崎南端 ア 基点甲から 274度30分 1,020メートルの点 イ 基点甲から 230度 280メートルの点 ウ 基点甲から 212度 550メートルの点 エ 基点甲から 264度 1,060メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	地先					
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで						
区第2319号		ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 桑浜白根崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町桑の浜漁港防波堤基部 基点乙 石巻市雄勝町丁名崎 ア 基点甲から 216度30分 620メートルの点 イ 基点乙から 123度30分 750メートルの点 ウ 基点乙から 136度 840メートルの点 エ 基点甲から 214度30分 780メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	地先					
かき垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						
区第2320号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町丁名崎 ア 基点甲から 158度30分 80メートルの点 イ 基点甲から 83度30分 570メートルの点 ウ 基点甲から 141度 520メートルの点 エ 基点甲から 177度 290メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ		
ほたて垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで	地先					
ほや垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						

区第2321号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町桑浜と立浜との境界 ア 基点甲から 330度 1,150 メートルの点 イ 基点甲から 342度30分 1,090 メートルの点 ウ 基点甲から 217度 170 メートルの点 エ 基点甲から 235度30分 290 メートルの点 オ 基点甲から 268度 380 メートルの点	なければならない。 漁場ア、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市雄勝町立浜
区第2322号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町立浜山崎 ア 基点甲から 167度30分 520 メートルの点 イ 基点甲から 157度 540 メートルの点 ウ 基点甲から 162度30分 790 メートルの点 エ 基点甲から 169度 770 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2323号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町立浜山崎 ア 基点甲から 151度 80 メートルの点 イ 基点甲から 99度 160 メートルの点 ウ 基点甲から 140度30分 450 メートルの点 エ 基点甲から 159度30分 420 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2324号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 同	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町立浜山崎 ア 基点甲から 294度30分 330 メートルの点 イ 基点甲から 13度 200 メートルの点 ウ 基点甲から 33度 120 メートルの点 エ 基点甲から 278度 290 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2325号	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町立浜山崎 ア 基点甲から 325度 390 メートルの点 イ 基点甲から 355度 360 メートルの点 ウ 基点甲から 356度 260 メートルの点 エ 基点甲から 317度30分 310 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2326号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町大浜沖合防波堤角 ア 基点甲から 183度 440 メートルの点 イ 基点甲から 161度 310 メートルの点 ウ 基点甲から 158度30分 540 メートルの点 エ 基点甲から 172度30分 650 メートルの点		

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2327号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町大浜沖合防波堤角 ア 基点甲から 215度 150メートルの点 イ 基点甲から 115度 50メートルの点 ウ 基点甲から 130度30分 130メートルの点 エ 基点甲から 187度30分 190メートルの点		石巻市雄勝町大浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第2328号		ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町大浜宝多羅崎 ア 基点甲から 101度30分 360メートルの点 イ 基点甲から 96度 500メートルの点 ウ 基点甲から 116度30分 570メートルの点 エ 基点甲から 126度30分 450メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第2329号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市雄勝町大浜宝多羅崎 ア 基点甲から 170度 300メートルの点 イ 基点甲から 31度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 72度 510メートルの点 エ 基点甲から 90度 490メートルの点 オ 基点甲から 94度 330メートルの点 カ 基点甲から 129度30分 430メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2330号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町大浜宝多羅崎 ア 基点甲から 269度30分 620メートルの点 イ 基点甲から 286度 550メートルの点 ウ 基点甲から 286度 190メートルの点 エ 基点甲から 234度 240メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(エのみ光 達距離3キロメート ル以上)	石巻市雄勝町小島	
区第2331号		ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町和田浜魚付崎標柱 ア 基点甲から 185度18分19秒 117メートルの点 イ 基点甲から 156度44分36秒 186メートルの点 ウ 基点甲から 178度15分40秒 271メートルの点 エ 基点甲から 199度14分51秒 230メートルの点			
区第2332号		ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町和田浜魚付崎標柱 ア 基点甲から 273度30分 380メートルの点 イ 基点甲から 290度30分 330メートルの点 ウ 基点甲から 281度 210メートルの点 エ 基点甲から 260度 290メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項		

					を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2333号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町明神浜イボシ岩 ア 基点甲から 206度 220メートルの点 イ 基点甲から 186度30分 110メートルの点 ウ 基点甲から 143度 350メートルの点 エ 基点甲から 160度 400メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2334号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町明神浜イボシ岩 ア 基点甲から 276度 400メートルの点 イ 基点甲から 310度30分 380メートルの点 ウ 基点甲から 314度 270メートルの点 エ 基点甲から 292度30分 260メートルの点 オ 基点甲から 223度 80メートルの点 カ 基点甲から 223度30分 210メートルの点	漁場ア、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神
区第2335号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町明神浜イボシ岩 ア 基点甲から 289度30分 680メートルの点 イ 基点甲から 298度 660メートルの点 ウ 基点甲から 298度 570メートルの点 エ 基点甲から 303度 550メートルの点 オ 基点甲から 302度 460メートルの点 カ 基点甲から 284度30分 480メートルの点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2336号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 雄勝地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町雄勝湾漁業協同組合前岸壁角 基点乙 石巻市雄勝町明神浜イボシ岩 ア 基点甲から 43度30分 730メートルの点 イ 基点甲から 41度30分 770メートルの点 ウ 基点乙から 301度 790メートルの点 エ 基点乙から 292度 800メートルの点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2337号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 船戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町雄勝湾漁業協同組合前岸壁角 ア 基点甲から 60度30分 490メートルの点 イ 基点甲から 66度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 43度 290メートルの点 エ 基点甲から 46度30分 490メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	石巻市雄勝町雄 勝、唐桑	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2338号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町唐桑崎 基点乙 石巻市雄勝町雄勝湾漁業協同組合前岸壁角 ア 基点甲から 314度30分 1,110メートルの点 イ 基点甲から 319度 880メートルの点 ウ 基点甲から 332度30分 440メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 410メートルの点 オ 基点甲から 305度30分 560メートルの点 カ 基点甲から 309度30分 560メートルの点 キ 基点甲から 312度 850メートルの点 ク 基点甲から 316度 860メートルの点 ケ 基点乙から 59度 650メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	石巻市雄勝町雄 勝、船戸、唐桑	
区第2339号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町唐桑崎 ア 基点甲から 337度30分 330メートルの点 イ 基点甲から 32度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 293度 100メートルの点 エ 基点甲から 299度30分 270メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	石巻市雄勝町唐桑	
区第2340号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町和田浜魚付崎標柱 ア 基点甲から 267度30分 720メートルの点 イ 基点甲から 273度 660メートルの点 ウ 基点甲から 197度30分 550メートルの点 エ 基点甲から 202度 640メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。(ウのみ光 達距離3キロメート ル以上)	石巻市雄勝町水浜	
区第2341号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月	石巻市雄勝町 水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市雄勝町水浜南棧橋基部	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな		

	業 かき垂下式養殖業	31日まで 1月1日から12月 31日まで		ア 基点甲から 11度30分 510 メートルの点 イ 基点甲から 22度 730 メートルの点 ウ 基点甲から 42度 660 メートルの点 エ 基点甲から 38度 260 メートルの点 オ 基点甲から 19度 290 メートルの点 カ 基点甲から 27度 440 メートルの点	らない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2342号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町水浜南棧橋基部 ア 基点甲から 55度30分 150 メートルの点 イ 基点甲から 50度 340 メートルの点 ウ 基点甲から 75度30分 380 メートルの点 エ 基点甲から 98度30分 230 メートルの点		
区第2343号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町分浜赤崎赤根 基点乙 石巻市雄勝町水浜南棧橋基部 ア 基点甲から 253度 520 メートルの点 イ 基点甲から 345度 250 メートルの点 ウ 基点甲から 358度30分 170 メートルの点 エ 基点甲から 234度 140 メートルの点 オ 基点甲から 262度30分 260 メートルの点 カ 基点乙から 117度 390 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市雄勝町分浜
区第2344号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町分浜畑尻崎 ア 基点甲から 10度 190 メートルの点 イ 基点甲から 42度30分 280 メートルの点 ウ 基点甲から 107度30分 480 メートルの点 エ 基点甲から 135度30分 750 メートルの点 オ 基点甲から 150度30分 650 メートルの点 カ 基点甲から 146度 540 メートルの点 キ 基点甲から 161度 480 メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2345号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町と牡鹿郡女川町との境界（大磯崎） ア 基点甲から 360度 1,300メートルの点 イ 基点甲から 24度 1,500メートルの点 ウ 基点甲から 96度30分 880メートルの点 エ 基点甲から 101度 620メートルの点 オ 基点甲から 74度30分 580メートルの点 カ 基点甲から 55度30分 210メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。（光達距離 3キロメートル以上） (1)ほや垂下式養殖に 関して、異常発生時の 県への報告、発症漁場 とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を 規定した漁場管理規程 を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協 力しなければならない。	石巻市雄勝町分浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第2346号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雄勝町浪板防波堤基部 ア 基点甲から 120度 180メートルの点 イ 基点甲から 50度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 71度30分 370メートルの点 エ 基点甲から 124度 500メートルの点 オ 基点甲から 134度30分 420メートルの点 カ 基点甲から 108度 280メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に 関して、異常発生時の 県への報告、発症漁場 とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を 規定した漁場管理規程 を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協 力しなければならない。		
区第2401号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町指ヶ浜トラコゼ崎 ア 基点甲から 71度 300メートルの点 イ 基点甲から 56度 410メートルの点 ウ 基点甲から 50度30分 880メートルの点 エ 基点甲から 57度 950メートルの点 オ 基点甲から 95度30分 880メートルの点 カ 基点甲から 117度30分 1,050メートルの点 キ 基点甲から 133度30分 810メートルの点 ク 基点甲から 158度 700メートルの点 ケ 基点甲から 185度 660メートルの点 コ 基点甲から 208度30分 520メートルの点 サ 基点甲から 212度30分 490メートルの点 シ 基点甲から 213度30分 330メートルの点	漁場エ、オ、カ、キ、ク の位置に夜間識別 可能な標識を設置し なければならない。 (エ、カ、キ、クのみ 光達距離3キロメー トル以上) (1)ほや垂下式養殖に 関して、異常発生時の 県への報告、発症漁場 とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を 規定した漁場管理規程 を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協 力しなければならない。	女川町指ヶ浜	
区第2402号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町指ヶ浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 135度30分 650メートルの点 イ 基点甲から 162度09分21秒 510メートルの点 ウ 基点甲から 181度26分25秒 374メートルの点 エ 基点甲から 140度30分40秒 456メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。		
区第2403号		ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域			

	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで		基点甲 牡鹿郡女川町指ヶ浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 210度 600メートルの点 イ 基点甲から 241度 430メートルの点 ウ 基点甲から 238度30分 280メートルの点 エ 基点甲から 228度30分 270メートルの点 オ 基点甲から 208度30分 130メートルの点 カ 基点甲から 142度30分20秒 408メートルの点 キ 基点甲から 196度07分43秒 364メートルの点 ク 基点甲から 167度43分24秒 501メートルの点		
区第2404号	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町御前漁港防波堤基部 ア 基点甲から 118度30分 300メートルの点 イ 基点甲から 180度 200メートルの点 ウ 基点甲から 178度30分 400メートルの点 エ 基点甲から 184度30分 400メートルの点 オ 基点甲から 200度 140メートルの点 カ 基点甲から 158度30分 120メートルの点 キ 基点甲から 143度30分 70メートルの点 ク 基点甲から 90度 240メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町御前浜
区第2405号	ぎんぎけ小割式養殖業 くろせい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町御前漁港防波堤基部 ア 基点甲から 167度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 124度30分 340メートルの点 ウ 基点甲から 139度30分 490メートルの点 エ 基点甲から 171度30分 400メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2406号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町御前漁港防波堤基部 ア 基点甲から 183度30分 500メートルの点 イ 基点甲から 184度 470メートルの点 ウ 基点甲から 142度30分 550メートルの点 エ 基点甲から 145度 610メートルの点		
区第2407号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町尾浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町指ヶ浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 196度30分 850メートルの点 イ 基点甲から 199度30分 760メートルの点 ウ 基点甲から 140度30分 860メートルの点 エ 基点甲から 145度30分 990メートルの点 オ 基点甲から 164度 1,020メートルの点		女川町尾浦

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2408号	第1種 区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦雀島 基点乙 牡鹿郡女川町指ヶ浜トラコゼ崎 ア 基点甲から 293度30分 940メートルの点 イ 基点甲から 338度 450メートルの点 ウ 基点甲から 318度 70メートルの点 エ 基点甲から 257度30分 90メートルの点 オ 基点甲から 284度 300メートルの点 カ 基点乙から 174度30分 1,300メートルの点 キ 基点甲から 283度 860メートルの点		女川町尾浦	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2409号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦雀島 ア 基点甲から 351度 420メートルの点 イ 基点甲から 21度 460メートルの点 ウ 基点甲から 71度30分 320メートルの点 エ 基点甲から 43度 80メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2410号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島蛸島西端 ア 基点甲から 298度 710メートルの点 イ 基点甲から 304度30分 630メートルの点 ウ 基点甲から 242度 330メートルの点 エ 基点甲から 246度 490メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第2411号		ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦雀島 ア 基点甲から 88度30分 80メートルの点 イ 基点甲から 83度30分 180メートルの点 ウ 基点甲から 144度30分 630メートルの点 エ 基点甲から 153度30分 610メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2412号		ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦雀島 ア 基点甲から 176度 290メートルの点 イ 基点甲から 172度 240メートルの点 ウ 基点甲から 162度30分 240メートルの点 エ 基点甲から 161度30分 590メートルの点 オ 基点甲から 169度 600メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2413号		ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域			

	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで		基点甲 牡鹿郡女川町尾浦漁港防波堤角 ア 基点甲から 66度 550メートルの点 イ 基点甲から 93度 600メートルの点 ウ 基点甲から 158度30分 190メートルの点 エ 基点甲から 152度30分 90メートルの点 オ 基点甲から 88度30分 320メートルの点	
区第2414号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦漁港防波堤角 ア 基点甲から 99度 690メートルの点 イ 基点甲から 140度30分 880メートルの点 ウ 基点甲から 123度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 135度 530メートルの点 オ 基点甲から 141度 610メートルの点 カ 基点甲から 159度 690メートルの点 キ 基点甲から 177度 310メートルの点	
区第2415号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦漁港防波堤角 ア 基点甲から 110度30分 1,050メートルの点 イ 基点甲から 116度30分 1,190メートルの点 ウ 基点甲から 125度 1,220メートルの点 エ 基点甲から 127度30分 1,070メートルの点 オ 基点甲から 137度 1,110メートルの点 カ 基点甲から 140度30分 990メートルの点 キ 基点甲から 123度30分 830メートルの点	
区第2416号	ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町尾浦漁港防波堤角 ア 基点甲から 120度 820メートルの点 イ 基点甲から 95度30分 780メートルの点 ウ 基点甲から 91度30分 950メートルの点 エ 基点甲から 105度 1,110メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第2417号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦境崎 ア 基点甲から 316度 490メートルの点 イ 基点甲から 333度 440メートルの点 ウ 基点甲から 302度30分 30メートルの点 エ 基点甲から 292度 240メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第2418号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦イネベエ崎 ア 基点甲から 288度30分 90メートルの点 イ 基点甲から 344度 190メートルの点 ウ 基点甲から 5度 30メートルの点	女川町竹浦

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2419号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島福合浦崎 基点乙 牡鹿郡女川町出島兄弟島西端 ア 基点甲から 224度 340メートルの点 イ 基点乙から 263度30分 720メートルの点 ウ 基点乙から 275度30分 770メートルの点 エ 基点甲から 224度 580メートルの点 オ 基点乙から 304度 930メートルの点 カ 基点乙から 317度30分 980メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	女川町竹浦	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2420号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦中ノ島中央標柱 ア 基点甲から 118度 200メートルの点 イ 基点甲から 12度30分 340メートルの点 ウ 基点甲から 47度30分 690メートルの点 エ 基点甲から 81度 620メートルの点			
区第2421号		ほたて垂下式養殖 業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦中ノ島中央標柱 ア 基点甲から 145度30分 510メートルの点 イ 基点甲から 129度 250メートルの点 ウ 基点甲から 86度 650メートルの点 エ 基点甲から 125度 610メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。(光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2422号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖 業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦中ノ島中央標柱 ア 基点甲から 355度30分 300メートルの点 イ 基点甲から 11度30分 110メートルの点 ウ 基点甲から 315度30分 110メートルの点 エ 基点甲から 215度 110メートルの点 オ 基点甲から 188度30分 70メートルの点 カ 基点甲から 152度30分 160メートルの点 キ 基点甲から 227度30分 520メートルの点 ク 基点甲から 292度30分 460メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2423号		ほたて垂下式養殖 業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦沖合赤根中央 ア 基点甲から 96度30分 110メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い		

	ほや垂下式養殖業	31日まで 1月1日から12月 31日まで		イ 基点甲から 70度 720 メートルの点 ウ 基点甲から 93度30分 690 メートルの点 エ 基点甲から 135度 310 メートルの点	など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2424号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦漁港東防波堤基部 基点乙 牡鹿郡女川町竹浦弁天島南端 ア 基点甲から 197度 230 メートルの点 イ 基点甲から 218度30分 80 メートルの点 ウ 基点乙から 56度 600 メートルの点 エ 基点乙から 66度 550 メートルの点	
区第2425号	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦漁港東防波堤基部 基点乙 牡鹿郡女川町竹浦弁天島南端 ア 基点甲から 192度 370 メートルの点 イ 基点甲から 194度 280 メートルの点 ウ 基点乙から 71度 530 メートルの点 エ 基点乙から 81度 510 メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第2426号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦沖合赤根中央 ア 基点甲から 282度30分 240 メートルの点 イ 基点甲から 211度30分 390 メートルの点 ウ 基点甲から 236度 650 メートルの点 エ 基点甲から 272度30分 580 メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2427号	ぎんざけ小割式養殖業 くろせい小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 239度30分 400 メートルの点 イ 基点甲から 240度30分 260 メートルの点 ウ 基点甲から 255度 220 メートルの点 エ 基点甲から 246度 150 メートルの点 オ 基点甲から 216度30分 270 メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第2428号	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 232度 410 メートルの点 イ 基点甲から 212度 320 メートルの点 ウ 基点甲から 205度 440 メートルの点 エ 基点甲から 210度 460 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2429号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦弁天島南端 ア 基点甲から 221度30分 440 メートルの点 イ 基点甲から 257度30分 310 メートルの点 ウ 基点甲から 238度30分 90 メートルの点 エ 基点甲から 207度 160 メートルの点 オ 基点甲から 212度 220 メートルの点 カ 基点甲から 198度30分 340 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2430号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴ノ崎南端 ア 基点甲から 179度30分 300 メートルの点 イ 基点甲から 189度 80 メートルの点 ウ 基点甲から 133度30分 150 メートルの点 エ 基点甲から 159度30分 350 メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遮蔽距離3キロメートル以上)	女川町桐ヶ崎	
区第2431号		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴ノ崎南端 ア 基点甲から 233度 360 メートルの点 イ 基点甲から 264度 250 メートルの点 ウ 基点甲から 241度 120 メートルの点 エ 基点甲から 214度30分 300 メートルの点			
区第2432号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴ノ崎南端 ア 基点甲から 272度 240 メートルの点 イ 基点甲から 303度 250 メートルの点 ウ 基点甲から 332度30分 210 メートルの点 エ 基点甲から 185度 40 メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2433号		ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴ノ崎南端 ア 基点甲から 287度30分 530 メートルの点 イ 基点甲から 291度30分 350 メートルの点 ウ 基点甲から 276度30分 340 メートルの点 エ 基点甲から 270度30分 350 メートルの点 オ 基点甲から 244度30分 430 メートルの点 カ 基点甲から 255度30分 580 メートルの点 キ 基点甲から 274度30分 510 メートルの点 ク 基点甲から 278度 530 メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2434号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴ノ崎南端 ア 基点甲から 261度 690 メートルの点 イ 基点甲から 266度29分10秒 688 メートルの点 ウ 基点甲から 264度04分35秒 595 メートルの点 エ 基点甲から 258度 620 メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		

区第2435号	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴木ノ崎南端 ア 基点甲から 270度38分09秒 691 メートルの点 イ 基点甲から 276度 700 メートルの点 ウ 基点甲から 275度30分 570 メートルの点 エ 基点甲から 268度46分01秒 582 メートルの点		
区第2436号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町小乗浜洞ロ ア 基点甲から 57度 1,210 メートルの点 イ 基点甲から 59度30分 1,240 メートルの点 ウ 基点甲から 63度30分 1,200 メートルの点 エ 基点甲から 68度 1,230 メートルの点 オ 基点甲から 71度30分 1,200 メートルの点 カ 基点甲から 68度30分 1,090 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2437号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町小乗浜洞ロ ア 基点甲から 73度47分02秒 852 メートルの点 イ 基点甲から 68度04分29秒 733 メートルの点 ウ 基点甲から 52度30分 850 メートルの点 エ 基点甲から 56度30分 980 メートルの点 オ 基点甲から 56度30分 1,050 メートルの点 カ 基点甲から 54度 1,100 メートルの点 キ 基点甲から 55度30分 1,170 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2438号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町石浜ケンチョウ根南端 ア 基点甲から 215度 220 メートルの点 イ 基点甲から 157度 60 メートルの点 ウ 基点甲から 120度30分 150 メートルの点 エ 基点甲から 151度30分 290 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町石浜
区第2439号	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町女川港北防波堤に設置した標柱 ア 基点甲から 337度30分 340 メートルの点 イ 基点甲から 351度30分 360 メートルの点 ウ 基点甲から 32度30分 140 メートルの点 エ 基点甲から 354度30分 50 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2440号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町小乗浜洞ロ ア 基点甲から 317度30分 550メートルの点 イ 基点甲から 326度30分 610メートルの点 ウ 基点甲から 352度30分 270メートルの点 エ 基点甲から 328度30分 150メートルの点 オ 基点甲から 296度30分 200メートルの点 カ 基点甲から 314度 290メートルの点		女川町小乗浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第2441号		わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 えむし垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町小乗浜洞ロ ア 基点甲から 86度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 48度30分 240メートルの点 ウ 基点甲から 63度 270メートルの点 エ 基点甲から 101度 140メートルの点			
区第2442号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町小乗浜洞ロ ア 基点甲から 106度 170メートルの点 イ 基点甲から 69度 280メートルの点 ウ 基点甲から 100度30分 610メートルの点 エ 基点甲から 124度30分 550メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町高白浜	
区第2443号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町高白浜東防波堤基部 ア 基点甲から 40度30分 600メートルの点 イ 基点甲から 59度30分 620メートルの点 ウ 基点甲から 61度30分 270メートルの点 エ 基点甲から 22度 280メートルの点 オ 基点甲から 27度30分 500メートルの点 カ 基点甲から 42度 480メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2444号		ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町高白浜東防波堤基部 ア 基点甲から 38度 600メートルの点 イ 基点甲から 38度30分 510メートルの点 ウ 基点甲から 27度30分 530メートルの点 エ 基点甲から 28度30分 620メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2445号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町高白浜東防波堤基部 ア 基点甲から 30度 720メートルの点 イ 基点甲から 32度 1,010メートルの点 ウ 基点甲から 57度 1,100メートルの点 エ 基点甲から 68度30分 770メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱い		

					など遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2446号	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町高白浜双子根 ア 基点甲から 50度30分 190メートルの点 イ 基点甲から 28度30分 240メートルの点 ウ 基点甲から 30度 590メートルの点 エ 基点甲から 50度30分 460メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	女川町横浦
区第2447号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町横浦ピンズル標柱 ア 基点甲から 2度30分 450メートルの点 イ 基点甲から 24度30分 560メートルの点 ウ 基点甲から 86度30分 360メートルの点 エ 基点甲から 81度30分 140メートルの点	(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2448号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町横浦ホヤヒキ根標柱 ア 基点甲から 104度30分 580メートルの点 イ 基点甲から 107度 140メートルの点 ウ 基点甲から 17度 530メートルの点 エ 基点甲から 47度30分 590メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2449号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町横浦ホヤヒキ根標柱 ア 基点甲から 3度 190メートルの点 イ 基点甲から 2度30分 270メートルの点 ウ 基点甲から 17度30分 280メートルの点 エ 基点甲から 24度 200メートルの点		
区第2450号	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町横浦ホヤヒキ根標柱 ア 基点甲から 160度30分 680メートルの点 イ 基点甲から 135度30分 520メートルの点 ウ 基点甲から 133度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 155度30分 750メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2451号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 306度 970 メートルの点 イ 基点甲から 334度30分 1,240 メートルの点 ウ 基点甲から 341度 1,030 メートルの点 エ 基点甲から 322度30分 820 メートルの点 オ 基点甲から 327度30分 690 メートルの点 カ 基点甲から 312度 610 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町横浦	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2452号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 288度30分 740 メートルの点 イ 基点甲から 294度30分 720 メートルの点 ウ 基点甲から 300度 590 メートルの点 エ 基点甲から 292度30分 600 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町大石原	
区第2453号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 245度30分 1,170 メートルの点 イ 基点甲から 255度30分 1,290 メートルの点 ウ 基点甲から 257度30分 1,220 メートルの点 エ 基点甲から 260度30分 1,270 メートルの点 オ 基点甲から 292度 800 メートルの点 カ 基点甲から 292度30分 780 メートルの点 キ 基点甲から 284度30分 760 メートルの点 ク 基点甲から 287度 610 メートルの点 ケ 基点甲から 273度30分 670 メートルの点 コ 基点甲から 273度 720 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2454号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町野々浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 28度30分 700 メートルの点 イ 基点甲から 42度30分 710 メートルの点 ウ 基点甲から 74度30分 190 メートルの点 エ 基点甲から 7度30分 150 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町野々浜	
区第2455号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町野々浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 49度30分 530 メートルの点 イ 基点甲から 67度30分 530 メートルの点 ウ 基点甲から 89度30分 440 メートルの点 エ 基点甲から 103度 330 メートルの点 オ 基点甲から 106度30分 270 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		

区第2456号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	カ 基点甲から 87度 210メートルの点 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 基点乙 牡鹿郡女川町野浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 283度 430メートルの点 イ 基点甲から 286度 320メートルの点 ウ 基点甲から 253度30分 260メートルの点 エ 基点甲から 243度 510メートルの点 オ 基点甲から 235度30分 560メートルの点 カ 基点甲から 241度30分 650メートルの点 キ 基点乙から 56度30分 630メートルの点 ク 基点乙から 65度 620メートルの点 ケ 基点乙から 67度 590メートルの点 コ 基点甲から 243度30分 800メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町飯子浜
区第2457号	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 353度30分 540メートルの点 イ 基点甲から 4度 440メートルの点 ウ 基点甲から 297度 220メートルの点 エ 基点甲から 314度30分 350メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2458号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町飯子浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 286度 180メートルの点 イ 基点甲から 8度30分 420メートルの点 ウ 基点甲から 25度30分 350メートルの点 エ 基点甲から 39度30分 130メートルの点 オ 基点甲から 15度 150メートルの点 カ 基点甲から 270度30分 150メートルの点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない	
区第2459号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町塚浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 251度30分 810メートルの点 イ 基点甲から 277度30分 550メートルの点 ウ 基点甲から 189度30分 320メートルの点 エ 基点甲から 196度 460メートルの点 オ 基点甲から 208度 430メートルの点 カ 基点甲から 208度30分 460メートルの点 キ 基点甲から 219度30分 580メートルの点 ク 基点甲から 219度 730メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2460号	第1種 区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町塚浜漁港東防波堤角 ア 基点甲から 309度30分 500メートルの点 イ 基点甲から 310度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 336度30分 420メートルの点 エ 基点甲から 1度30分 270メートルの点 オ 基点甲から 261度 150メートルの点 カ 基点甲から 295度 500メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町塚浜	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2461号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町塚浜島北端 ア 基点甲から 157度 280メートルの点 イ 基点甲から 172度30分 200メートルの点 ウ 基点甲から 134度 130メートルの点 エ 基点甲から 129度 230メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2462号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町塚浜手長崎突端 ア 基点甲から 271度 990メートルの点 イ 基点甲から 324度30分 640メートルの点 ウ 基点甲から 337度30分 430メートルの点 エ 基点甲から 287度 340メートルの点 オ 基点甲から 273度 180メートルの点 カ 基点甲から 227度30分 520メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2463号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 小屋取地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町塚浜沖合山王西端 ア 基点甲から 151度 370メートルの点 イ 基点甲から 128度 340メートルの点 ウ 基点甲から 72度 610メートルの点 エ 基点甲から 93度 890メートルの点 オ 基点甲から 139度30分 740メートルの点	漁場ア、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町塚浜、小屋取	
区第2464号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月	牡鹿郡女川町	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		女川町浦宿、	

		31日まで	浦宿地先	基点甲 牡鹿郡女川町と石巻市稲井（旧稲井町）との境界（毒沢） ア 基点甲から 183度30分 250メートルの点 イ 基点甲から 173度 90メートルの点 ウ 基点甲から 113度30分 520メートルの点 エ 基点甲から 130度 570メートルの点		大沢，針浜
区第2465号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町大沢轟崎南端 ア 基点甲から 81度30分 330メートルの点 イ 基点甲から 126度30分 360メートルの点 ウ 基点甲から 253度 610メートルの点 エ 基点甲から 254度 1,400メートルの点 オ 基点甲から 264度30分 1,300メートルの点 カ 基点甲から 268度30分 1,070メートルの点 キ 基点甲から 276度 440メートルの点 ク 基点甲から 112度30分 140メートルの点		
区第2466号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 黒松地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 ア 基点甲から 248度30分 480メートルの点 イ 基点甲から 308度30分 460メートルの点 ウ 基点甲から 330度30分 410メートルの点 エ 基点甲から 13度 120メートルの点 オ 基点甲から 225度 350メートルの点		
区第2467号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 基点乙 牡鹿郡女川町大沢轟崎南端 ア 基点甲から 20度 170メートルの点 イ 基点甲から 339度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 27度30分 660メートルの点 エ 基点乙から 218度 520メートルの点 オ 基点乙から 212度 660メートルの点 カ 基点甲から 31度30分 480メートルの点		
区第2468号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町大沢轟崎南端 ア 基点甲から 204度 670メートルの点 イ 基点甲から 208度 470メートルの点 ウ 基点甲から 148度30分 530メートルの点 エ 基点甲から 161度 750メートルの点		

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2469号	第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計礁 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島小名計中央 ア 基点甲から 269度 400メートルの点 イ 基点甲から 333度 450メートルの点 ウ 基点甲から 357度 350メートルの点 エ 基点甲から 251度30分 240メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	女川町出島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2470号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計礁 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島弥太郎島中央 ア 基点甲から 3度30分 430メートルの点 イ 基点甲から 266度 180メートルの点 ウ 基点甲から 279度 340メートルの点 エ 基点甲から 335度30分 610メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。		
区第2471号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島宇ノ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島弥太郎島中央 ア 基点甲から 267度 340メートルの点 イ 基点甲から 168度 160メートルの点 ウ 基点甲から 190度30分 330メートルの点 エ 基点甲から 222度30分 450メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。(光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。		
区第2472号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島蛸島西端 ア 基点甲から 347度30分 360メートルの点 イ 基点甲から 31度 450メートルの点 ウ 基点甲から 59度30分 350メートルの点 エ 基点甲から 338度 110メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。		

区第2473号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島蛸ノ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 192度30分 180メートルの点 イ 基点甲から 258度30分 300メートルの点 ウ 基点甲から 285度30分 370メートルの点 エ 基点甲から 354度30分 150メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2474号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 176度30分 260メートルの点 イ 基点甲から 139度 150メートルの点 ウ 基点甲から 128度30分 260メートルの点 エ 基点甲から 154度30分 370メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2475号	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 まつかわ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島漁港西防波堤基部 ア 基点甲から 188度30分 420メートルの点 イ 基点甲から 182度 310メートルの点 ウ 基点甲から 156度30分 430メートルの点 エ 基点甲から 166度 450メートルの点 オ 基点甲から 164度 500メートルの点 カ 基点甲から 165度30分 530メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。
区第2476号	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島福合浦崎 ア 基点甲から 335度 200メートルの点 イ 基点甲から 345度 230メートルの点 ウ 基点甲から 12度30分 180メートルの点 エ 基点甲から 10度 150メートルの点 オ 基点甲から 60度30分 160メートルの点 カ 基点甲から 72度30分 130メートルの点 キ 基点甲から 331度30分 90メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2477号	第1種 区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦イネベエ崎 ア 基点甲から 128度 560メートルの点 イ 基点甲から 111度 460メートルの点 ウ 基点甲から 112度30分 550メートルの点 エ 基点甲から 123度30分 620メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。	女川町出島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2478号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町竹浦イネベエ崎 ア 基点甲から 104度30分 280メートルの点 イ 基点甲から 109度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 153度 950メートルの点 エ 基点甲から 161度 900メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2479号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島別当浜丸島 ア 基点甲から 274度30分 410メートルの点 イ 基点甲から 319度30分 630メートルの点 ウ 基点甲から 332度30分 550メートルの点 エ 基点甲から 322度30分 160メートルの点 オ 基点甲から 240度30分 190メートルの点	漁場ア、オの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2480号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 出島四子崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島別当浜丸島 ア 基点甲から 98度30分 910メートルの点 イ 基点甲から 109度30分 940メートルの点 ウ 基点甲から 138度 460メートルの点 エ 基点甲から 94度30分 390メートルの点 オ 基点甲から 94度 460メートルの点 カ 基点甲から 106度30分 460メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2481号		わかめ養殖業	9月1日から翌年	牡鹿郡女川町	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場ウ、エの位置に		

	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	出島沖合見 地先	基点甲 牡鹿郡女川町出島大寺間崎東端 ア 基点甲から 194度 670 メートルの点 イ 基点甲から 134度 340 メートルの点 ウ 基点甲から 132度30分 830 メートルの点 エ 基点甲から 169度 1,000 メートルの点	夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第2482号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島大寺間崎東端 ア 基点甲から 115度30分 240 メートルの点 イ 基点甲から 97度30分 280 メートルの点 ウ 基点甲から 116度30分 600 メートルの点 エ 基点甲から 125度 580 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第2483号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島大島東端 ア 基点甲から 340度 940 メートルの点 イ 基点甲から 356度30分 990 メートルの点 ウ 基点甲から 29度30分 430 メートルの点 エ 基点甲から 347度 260 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (光達距離 3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。
区第2484号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島曾根崎島東端 ア 基点甲から 4度30分 1,210 メートルの点 イ 基点甲から 53度30分 510 メートルの点 ウ 基点甲から 293度30分 230 メートルの点 エ 基点甲から 334度30分 1,120 メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (イのみ光 達距離 3キロメー トル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2485号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島鞍掛島東端 ア 基点甲から 31度 910メートルの点 イ 基点甲から 71度30分 690メートルの点 ウ 基点甲から 72度 320メートルの点 エ 基点甲から 322度30分 280メートルの点 オ 基点甲から 0度30分 900メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	女川町出島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2486号		わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 毘沙門島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町出島北方大名針礁中央 ア 基点甲から 256度 460メートルの点 イ 基点甲から 274度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 247度30分 130メートルの点 エ 基点甲から 220度 250メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2487号		ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島水ノ平防波堤基部 ア 基点甲から 208度 850メートルの点 イ 基点甲から 237度 920メートルの点 ウ 基点甲から 285度30分 390メートルの点 エ 基点甲から 284度 330メートルの点 オ 基点甲から 271度 350メートルの点 カ 基点甲から 253度 230メートルの点 キ 基点甲から 260度 210メートルの点 ク 基点甲から 236度 70メートルの点 ケ 基点甲から 159度30分 250メートルの点 コ 基点甲から 203度 350メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	女川町江島	
区第2488号		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町江島恋島シウリ岩 ア 基点甲から 66度 240メートルの点 イ 基点甲から 105度 380メートルの点 ウ 基点甲から 163度30分 320メートルの点 エ 基点甲から 207度30分 130メートルの点			
区第2501号		ほや垂下式養殖業	1月1日から12月	石巻市寄磯浜	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場アの位置に夜間	石巻市寄磯浜	

	ほたて垂下式養殖業	31日まで 1月1日から12月31日まで	内立地先	基点甲 石巻市前網浜田島町有保安林3の2 (内立沢尻) ア 基点甲から 3度 1,080 メートルの点 イ 基点甲から 16度 1,060 メートルの点 ウ 基点甲から 35度30分 530 メートルの点 エ 基点甲から 11度30分 340 メートルの点	識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2502号	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯浜寄磯げど浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜魚見山二ツ根 ア 基点甲から 311度 420 メートルの点 イ 基点甲から 328度 620 メートルの点 ウ 基点甲から 11度 570 メートルの点 エ 基点甲から 21度30分 330 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2503号	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯浜立ノ当り地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜早崎灯台 ア 基点甲から 134度30分 380 メートルの点 イ 基点甲から 103度30分 190 メートルの点 ウ 基点甲から 90度30分 300 メートルの点 エ 基点甲から 119度30分 440 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。
区第2504号	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯浜貝立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜寄磯崎突端 ア 基点甲から 335度30分 220 メートルの点 イ 基点甲から 353度 440 メートルの点 ウ 基点甲から 13度 430 メートルの点 エ 基点甲から 32度30分 210 メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2505号	第1種 区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜寄磯漁港東防波堤角 基点乙 石巻市寄磯浜寄磯崎突端 ア 基点甲から 180度 1,050メートルの点 イ 基点甲から 171度30分 670メートルの点 ウ 基点乙から 212度 1,280メートルの点 エ 基点乙から 185度30分 520メートルの点 オ 基点乙から 176度30分 630メートルの点 カ 基点乙から 207度 1,390メートルの点 キ 基点乙から 212度30分 1,820メートルの点	漁場オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市寄磯浜	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2506号		ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜寄磯漁港東防波堤角 ア 基点甲から 259度30分 330メートルの点 イ 基点甲から 221度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 210度30分 280メートルの点 エ 基点甲から 190度 270メートルの点 オ 基点甲から 191度30分 410メートルの点 カ 基点甲から 174度 440メートルの点 キ 基点甲から 185度30分 1,010メートルの点 ク 基点甲から 211度 1,010メートルの点 ケ 基点甲から 213度 910メートルの点	漁場クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		
区第2507号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜 田島浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市前網浜田島町有保安林3の2(内立沢尻) ア 基点甲から 326度 1,050メートルの点 イ 基点甲から 347度 1,190メートルの点 ウ 基点甲から 352度30分 1,140メートルの点 エ 基点甲から 333度 300メートルの点 オ 基点甲から 304度 370メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	
区第2508号		ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜寄磯漁港東防波堤角 ア 基点甲から 226度30分 1220メートルの点 イ 基点甲から 264度30分 640メートルの点 ウ 基点甲から 257度30分 390メートルの点 エ 基点甲から 215度30分 950メートルの点 オ 基点甲から 213度30分 1,040メートルの点	漁場オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		

区第2509号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜寄磯漁港東防波堤角 ア 基点甲から 235度 1,440 メートルの点 イ 基点甲から 258度 1,010 メートルの点 ウ 基点甲から 254度 820 メートルの点 エ 基点甲から 230度 1,290 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2510号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜釜浜大根崎 ア 基点甲から 55度 840 メートルの点 イ 基点甲から 60度 900 メートルの点 ウ 基点甲から 66度 810 メートルの点 エ 基点甲から 61度 740 メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2511号	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市寄磯浜釜浜大根崎 ア 基点甲から 26度 580 メートルの点 イ 基点甲から 53度15分 670 メートルの点 ウ 基点甲から 156度30分 630 メートルの点 エ 基点甲から 166度15分 585 メートルの点 オ 基点甲から 194度30分 270 メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2512号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮫浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮫浦オサ崎南端 ア 基点甲から 252度 290 メートルの点 イ 基点甲から 131度48分27秒 78 メートルの点 ウ 基点甲から 70度26分13秒 53 メートルの点 エ 基点甲から 81度58分01秒 451 メートルの点 オ 基点甲から 90度48分43秒 455 メートルの点 カ 基点甲から 88度10分26秒 731 メートルの点 キ 基点甲から 106度35分50秒 975 メートルの点 ク 基点甲から 127度30分 510 メートルの点 ケ 基点甲から 214度 420 メートルの点	漁場ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2513号	第1種 区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜と鮫浦との境界沖合ミサゴ島頂上 ア 基点甲から 78度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 30度30分 240メートルの点 ウ 基点甲から 78度 710メートルの点 エ 基点甲から 93度 680メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	石巻市鮫浦	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2514号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜と鮫浦との境界沖合ミサゴ島頂上 ア 基点甲から 139度 320メートルの点 イ 基点甲から 100度30分 240メートルの点 ウ 基点甲から 97度 930メートルの点 エ 基点甲から 108度30分 950メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	
区第2515号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜と鮫浦との境界沖合ミサゴ島頂上 ア 基点甲から 150度 740メートルの点 イ 基点甲から 131度30分 530メートルの点 ウ 基点甲から 122度 700メートルの点 エ 基点甲から 139度30分 870メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。		
区第2516号		ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜祝浜中崎北端 ア 基点甲から 265度16分21秒 342メートルの点 イ 基点甲から 256度24分07秒 411メートルの点 ウ 基点甲から 263度26分43秒 456メートルの点 エ 基点甲から 272度06分57秒 395メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2517号		ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜祝浜中崎北端 ア 基点甲から 289度58分48秒 123メートルの点 イ 基点甲から 266度27分11秒 163メートルの点 ウ 基点甲から 275度51分34秒 197メートルの点 エ 基点甲から 295度50分51秒 165メートルの点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		
区第2518号		ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜祝浜中崎北端 ア 基点甲から 326度15分 145メートルの点 イ 基点甲から 352度 400メートルの点 ウ 基点甲から 18度 400メートルの点 エ 基点甲から 47度15分 150メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発		

						症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2519号	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜大島南端 ア 基点甲から 0度01分20秒 139 メートルの点 イ 基点甲から 200度 250 メートルの点 ウ 基点甲から 243度30分 400 メートルの点 エ 基点甲から 252度30分 350 メートルの点 オ 基点甲から 235度08分49秒 144 メートルの点 カ 基点甲から 337度01分58秒 165 メートルの点		(1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2520号	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市谷川浜大島北端 ア 基点甲から 305度 315 メートルの点 イ 基点甲から 329度30分 480 メートルの点 ウ 基点甲から 72度 1,540 メートルの点 エ 基点甲から 85度 1,220 メートルの点 オ 基点甲から 328度 255 メートルの点		漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2521号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市崎釜崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市泊浜沖山王北端 ア 基点甲から 52度 770 メートルの点 イ 基点甲から 270度30分 360 メートルの点 ウ 基点甲から 324度 1,340 メートルの点 エ 基点甲から 320度30分 1,730 メートルの点 オ 基点甲から 338度30分 1,800 メートルの点 カ 基点甲から 356度30分 1,400 メートルの点 キ 基点甲から 15度30分 970 メートルの点		漁場ア、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(カのみ光達距離3キロメートル以上) (1) ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2) 県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2522号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市泊浜 山王島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市泊浜沖合地先山王頂上 ア 基点甲から 136度 370メートルの点 イ 基点甲から 105度 560メートルの点 ウ 基点甲から 134度30分 1,060メートルの点 エ 基点甲から 151度30分 1,610メートルの点 オ 基点甲から 163度30分 1,490メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第2523号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市新山浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市泊浜と新山浜との境界(厚井崎) ア 基点甲から 160度 550メートルの点 イ 基点甲から 147度 610メートルの点 ウ 基点甲から 164度 1,240メートルの点 エ 基点甲から 171度 1,210メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市新山浜	
区第2524号		ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 161度 520メートルの点 イ 基点甲から 149度 570メートルの点 ウ 基点甲から 166度30分 1,250メートルの点 エ 基点甲から 172度 1,220メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮎川浜	
区第2525号		わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 161度 520メートルの点 イ 基点甲から 102度30分 180メートルの点 ウ 基点甲から 97度 300メートルの点 エ 基点甲から 149度 570メートルの点			
区第2526号		ぎんざけ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 133度 60メートルの点 イ 基点甲から 106度30分 140メートルの点 ウ 基点甲から 168度 650メートルの点 エ 基点甲から 172度 640メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項		

					を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2527号	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 255度 620メートルの点 イ 基点甲から 308度30分 330メートルの点 ウ 基点甲から 301度 250メートルの点		
区第2528号	ぎんざげ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 同	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 295度 220メートルの点 イ 基点甲から 285度30分 180メートルの点 ウ 基点甲から 252度 430メートルの点 エ 基点甲から 258度 440メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	
区第2529号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 255度30分 490メートルの点 イ 基点甲から 250度 480メートルの点 ウ 基点甲から 244度30分 710メートルの点 エ 基点甲から 248度30分 710メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	
区第2530号	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成漁港防波堤角 ア 基点甲から 176度 670メートルの点 イ 基点甲から 159度 870メートルの点 ウ 基点甲から 178度 1,680メートルの点 エ 基点甲から 185度 1,580メートルの点	漁場ア、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成浜
区第2531号	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成漁港防波堤角 ア 基点甲から 193度 1,170メートルの点 イ 基点甲から 248度30分 1,110メートルの点 ウ 基点甲から 255度 580メートルの点 エ 基点甲から 195度30分 340メートルの点	漁場ア、イ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2532号	第1種 区画漁業	のり養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜釜ヶ崎北端 ア 基点甲から 23度30分 2,030 メートルの点 イ 基点甲から 27度30分 2,240 メートルの点 ウ 基点甲から 34度 2,200 メートルの点 エ 基点甲から 36度30分 2,470 メートルの点 オ 基点甲から 58度30分 2,540 メートルの点 カ 基点甲から 61度30分 2,420 メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に 関して、異常発生時の 県への報告、発症漁 場とされた場合の取 扱いなど遵守すべき 事項を規定した漁場 管理規程を定めな ければならない。 (2)県が行う調査に 協力しなければならない。	石巻市十八成浜	平成20年9月1日 から平成25年8月31 日まで
区第2533号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜釜ヶ崎北端 ア 基点甲から 23度 1,470 メートルの点 イ 基点甲から 23度30分 2,030 メートルの点 ウ 基点甲から 61度30分 2,420 メートルの点 エ 基点甲から 73度 1,910 メートルの点 オ 基点甲から 63度30分 1,690 メートルの点 カ 基点甲から 50度30分 1,530 メートルの点 キ 基点甲から 38度 1,460 メートルの点	漁場ア、エ、オ、カ、 キの位置に夜間識 別可能な標識を設 置しなければならない。 (ア、エ、カのみ光 速距離3キロメー トル以上)		
区第2534号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成浜沖合鮫島の内イモリ島北端 ア 基点甲から 335度30分 400 メートルの点 イ 基点甲から 354度30分 430 メートルの点 ウ 基点甲から 41度30分 270 メートルの点 エ 基点甲から 49度 430 メートルの点 オ 基点甲から 42度 470 メートルの点 カ 基点甲から 44度30分 520 メートルの点 キ 基点甲から 56度30分 460 メートルの点 ク 基点甲から 45度 130 メートルの点	漁場ア、クの位置に 夜間識別可能な標 識を設置しなければ ならない。	石巻市小湊浜	
区第2535号		のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小湊浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市十八成浜沖合鮫島の内イモリ島北端 ア 基点甲から 246度30分 470 メートルの点 イ 基点甲から 271度30分 350 メートルの点 ウ 基点甲から 289度 240 メートルの点 エ 基点甲から 322度30分 100 メートルの点 オ 基点甲から 315度30分 40 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標 識を設置しなければ ならない。		
区第2536号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市十八成浜沖合鮫島の内イモリ島北端 ア 基点甲から 337度30分 1,220 メートルの点 イ 基点甲から 339度30分 1,220 メートルの点 ウ 基点甲から 345度 900 メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 い。		

				エ 基点甲から 344度 450メートルの点 オ 基点甲から 337度30分 440メートルの点		
区第2537号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成浜沖合鮫島の内イモリ島北端 ア 基点甲から 331度30分 1,230メートルの点 イ 基点甲から 335度 1,220メートルの点 ウ 基点甲から 312度 410メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 450メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。	
区第2538号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小淵浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成浜沖合鮫島の内イモリ島北端 ア 基点甲から 279度 920メートルの点 イ 基点甲から 305度 660メートルの点 ウ 基点甲から 301度 440メートルの点 エ 基点甲から 261度 550メートルの点	漁場エの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	石巻市小淵浜、給 分浜、大原浜
区第2539号	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小淵浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 100度30分 2,480メートルの点 イ 基点甲から 87度 2,690メートルの点 ウ 基点甲から 102度30分 4,640メートルの点 エ 基点甲から 111度 4,500メートルの点 オ 基点甲から 110度 4,190メートルの点 カ 基点甲から 108度45分 3,820メートルの点 キ 基点甲から 107度20分 3,490メートルの点 ク 基点甲から 105度45分 3,170メートルの点 ケ 基点甲から 103度30分 2,820メートルの点	漁場ア、エ、オ、カ、 キ、ク、ケの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(ア、エ、 カ、クのみ光遠距離 3キロメートル以 上)	
区第2540号	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小淵浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 86度 2,710メートルの点 イ 基点甲から 82度30分 2,810メートルの点 ウ 基点甲から 87度30分 3,570メートルの点 エ 基点甲から 94度30分 3,460メートルの点		
区第2541号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小淵浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市表浜港南防波堤角 基点乙 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 287度 850メートルの点 イ 基点甲から 262度30分 500メートルの点 ウ 基点乙から 75度 2,900メートルの点 エ 基点乙から 70度 3,180メートルの点 オ 基点甲から 264度30分 1,160メートルの点 カ 基点甲から 262度30分 1,740メートルの点 キ 基点甲から 263度30分 1,780メートルの点	漁場ア、ウ、キの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなければ ならない。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2542号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市表浜港南防波堤角 ア 基点甲から 287度30分 700メートルの点 イ 基点甲から 324度 490メートルの点 ウ 基点甲から 336度 400メートルの点 エ 基点甲から 23度30分 160メートルの点 オ 基点甲から 20度30分 40メートルの点 カ 基点甲から 263度30分 420メートルの点	漁場イ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市小湊浜、給 分浜、大原浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2543号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 石巻市大原漁港防波堤基部 ア 基点甲から 201度 420メートルの点 イ 基点甲から 182度30分 590メートルの点 ウ 基点甲から 183度30分 670メートルの点 エ 基点甲から 192度 780メートルの点 オ 基点甲から 212度 770メートルの点 カ 基点甲から 209度30分 1,100メートルの点 キ 基点甲から 223度 1,070メートルの点 ク 基点甲から 226度 950メートルの点	漁場ア、カ、クの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなければ ならない。		
区第2544号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大原漁港防波堤基部 ア 基点甲から 159度 250メートルの点 イ 基点甲から 144度30分 260メートルの点 ウ 基点甲から 163度 600メートルの点 エ 基点甲から 168度30分 560メートルの点		石巻市給分浜、大 原浜	
区第2545号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大原漁港防波堤基部 ア 基点甲から 249度 260メートルの点 イ 基点甲から 255度30分 260メートルの点 ウ 基点甲から 259度 170メートルの点 エ 基点甲から 243度30分 60メートルの点 オ 基点甲から 210度30分 100メートルの点			
区第2546号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市大原浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市表浜港南防波堤角 ア 基点甲から 311度 1,030メートルの点 イ 基点甲から 3度30分 1,210メートルの点 ウ 基点甲から 20度30分 1,000メートルの点 エ 基点甲から 302度30分 810メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。		
区第2547号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市大原浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市表浜港南防波堤角 ア 基点甲から 297度 1,170メートルの点 イ 基点甲から 307度30分 1,050メートルの点 ウ 基点甲から 298度30分 850メートルの点 エ 基点甲から 288度 1,000メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。		

区第2548号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市清水田浜と大原浜との境界（洞ヶ崎） ア 基点甲から 303度30分 670メートルの点 イ 基点甲から 351度 340メートルの点 ウ 基点甲から 233度 370メートルの点 エ 基点甲から 237度 1,030メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小網倉浜
区第2549号	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市清水田浜と大原浜との境界（洞ヶ崎） ア 基点甲から 351度30分 1,470メートルの点 イ 基点甲から 355度 1,440メートルの点 ウ 基点甲から 349度30分 790メートルの点 エ 基点甲から 4度 560メートルの点 オ 基点甲から 356度30分 400メートルの点 カ 基点甲から 307度 690メートルの点	漁場ア、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2550号	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市清水田浜と大原浜との境界（洞ヶ崎） 基点乙 旧牡鹿郡牡鹿町と石巻市との境界（焼山崎） ア 基点甲から 329度 1,490メートルの点 イ 基点甲から 334度30分 1,350メートルの点 ウ 基点甲から 340度30分 1,510メートルの点 エ 基点甲から 342度 1,470メートルの点 オ 基点乙から 101度 390メートルの点 カ 基点乙から 111度 180メートルの点 キ 基点乙から 75度30分 280メートルの点 ク 基点乙から 61度 260メートルの点 ケ 基点乙から 52度 550メートルの点 コ 基点甲から 325度30分 1,200メートルの点 サ 基点甲から 324度 1,300メートルの点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	
区第2551号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 旧牡鹿郡牡鹿町と石巻市との境界（焼山崎） ア 基点甲から 147度30分 130メートルの点 イ 基点甲から 110度 380メートルの点 ウ 基点甲から 156度 570メートルの点 エ 基点甲から 184度30分 320メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2552号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 44度 3,830メートルの点 イ 基点甲から 49度 3,870メートルの点 ウ 基点甲から 53度 3,460メートルの点 エ 基点甲から 60度30分 3,420メートルの点 オ 基点甲から 58度30分 2,490メートルの点 カ 基点甲から 51度 2,370メートルの点 キ 基点甲から 47度 3,380メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（カのみ光達距離3キロメートル以上）	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2553号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市給分浜 菟島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 76度 1,270 メートルの点 イ 基点甲から 67度 1,570 メートルの点 ウ 基点甲から 62度 1,860 メートルの点 エ 基点甲から 82度 2,490 メートルの点 オ 基点甲から 86度 2,360 メートルの点 カ 基点甲から 88度 2,460 メートルの点 キ 基点甲から 99度 2,300 メートルの点 ク 基点甲から 95度45分 2,040 メートルの点 ケ 基点甲から 91度30分 1,780 メートルの点 コ 基点甲から 85度45分 1,540 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 キ、ク、ケ、コの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなければ ならない。(ア、 ウ、キ、ケのみ光達 距離3キロメートル 以上)	石巻市小瀬浜、給 分浜、大原浜、小 瀬倉浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2554号		種がき垂下式養殖業	7月1日から9月 30日まで	石巻市小網倉 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 58度30分 2,490 メートルの点 イ 基点甲から 58度30分 2,370 メートルの点 ウ 基点甲から 51度30分 2,280 メートルの点 エ 基点甲から 51度 2,370 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市小網倉浜	
区第2555号		ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市長渡浜 日蔭浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜与四郎浜地先白岩頂上 ア 基点甲から 113度30分 220 メートルの点 イ 基点甲から 90度30分 380 メートルの点 ウ 基点甲から 122度30分 670 メートルの点 エ 基点甲から 139度30分 600 メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。	石巻市長渡浜	
区第2556号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市網地浜 ゆなぎ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市十八成浜と鮎川浜との境界(清崎黒岩頂上) ア 基点甲から 232度30分 1,820 メートルの点 イ 基点甲から 234度 1,680 メートルの点 ウ 基点甲から 222度30分 1,580 メートルの点 エ 基点甲から 222度 1,740 メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市網地浜	
区第2557号		かき垂下式養殖業 のり養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市網地浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜大平潮吹崎大根頂上 ア 基点甲から 112度30分 310 メートルの点 イ 基点甲から 111度30分 170 メートルの点 ウ 基点甲から 74度30分 110 メートルの点 エ 基点甲から 49度30分 190 メートルの点 オ 基点甲から 90度30分 450 メートルの点 カ 基点甲から 103度 430 メートルの点			
区第2558号		わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月	石巻市網地浜 釜ノ間地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜釜ヶ崎北端 ア 基点甲から 32度 410 メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな		

		31日まで		イ 基点甲から 55度 710メートルの点 ウ 基点甲から 85度30分 610メートルの点 エ 基点甲から 83度 240メートルの点	らない。	
区第2559号	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市長渡浜 牛浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市長渡浜長荒鼻突端 ア 基点甲から 122度 140メートルの点 イ 基点甲から 87度30分 300メートルの点 ウ 基点甲から 138度 1,070メートルの点 エ 基点甲から 148度30分 1,000メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 い。	石巻市長渡浜
区第2601号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市田代浜二鬼城崎灯台 ア 基点甲から 42度30分 3,790メートルの点 イ 基点甲から 45度 3,360メートルの点 ウ 基点甲から 48度30分 2,360メートルの点 エ 基点甲から 40度 2,300メートルの点 オ 基点甲から 36度30分 3,610メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 オの位置に夜間識別 可能な標識を設置し なければならない。 (エのみ光遠距離3 キロメートル以上)	石巻市福貴浦
区第2602号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市福貴浦漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 172度30分 70メートルの点 イ 基点甲から 124度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 175度 1,150メートルの点 エ 基点甲から 170度30分 1,180メートルの点 オ 基点甲から 175度30分 1,370メートルの点 カ 基点甲から 194度 1,330メートルの点 キ 基点甲から 204度30分 310メートルの点	漁場カの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 い。	
区第2603号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市福貴浦漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 262度30分 270メートルの点 イ 基点甲から 303度 160メートルの点 ウ 基点甲から 230度30分 200メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。 い。	
区第2604号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市福貴浦漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 234度30分 370メートルの点 イ 基点甲から 219度30分 350メートルの点 ウ 基点甲から 198度 1,330メートルの点 エ 基点甲から 220度30分 1,510メートルの点 オ 基点甲から 220度 1,020メートルの点 カ 基点甲から 216度 1,010メートルの点 キ 基点甲から 215度 760メートルの点 ク 基点甲から 231度30分 740メートルの点 ケ 基点甲から 236度30分 550メートルの点 コ 基点甲から 229度30分 540メートルの点		石巻市鹿立

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2605号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 34度30分 3,570 メートルの点 イ 基点甲から 37度30分 2,300 メートルの点 ウ 基点甲から 26度30分 2,330 メートルの点 エ 基点甲から 16度30分 2,440 メートルの点 オ 基点甲から 18度 3,340 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (エのみ光達距離3 キロメートル以上)	石巻市鹿立	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2606号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 胴上浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 21度30分 3,630 メートルの点 イ 基点甲から 22度 3,500 メートルの点 ウ 基点甲から 19度30分 3,470 メートルの点		石巻市福貴浦	
区第2607号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 16度 3,350 メートルの点 イ 基点甲から 14度 2,490 メートルの点 ウ 基点甲から 2度 2,790 メートルの点 エ 基点甲から 352度30分 3,190 メートルの点 オ 基点甲から 357度 3,700 メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (エ、オのみ光達距 離3キロメートル以 上)	石巻市狐崎浜、鹿 立	
区第2608号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 ホダ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市狐崎宝田浦と福貴浦笠松との境界 基点乙 石巻市蛇石崎大師鼻 ア 基点甲から 190度 740 メートルの点 イ 基点乙から 158度30分 100 メートルの点 ウ 基点乙から 58度30分 220 メートルの点 エ 基点乙から 86度30分 330 メートルの点 オ 基点甲から 222度 80 メートルの点 カ 基点甲から 171度 470 メートルの点		石巻市福貴浦、狐 崎浜、鹿立	
区第2609号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎真崎(下角) ア 基点甲から 68度30分 370 メートルの点 イ 基点甲から 80度30分 410 メートルの点 ウ 基点甲から 116度30分 450 メートルの点 エ 基点甲から 129度30分 50 メートルの点		石巻市狐崎浜	
区第2610号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎漁港南防波堤基部 ア 基点甲から 338度 650 メートルの点 イ 基点甲から 358度08分18秒 243 メートルの点 ウ 基点甲から 292度 130 メートルの点 エ 基点甲から 319度30分 640 メートルの点			
区第2611号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎漁港南防波堤基部 ア 基点甲から 271度 1,470 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな		

				イ 基点甲から 317度 790 メートルの点 ウ 基点甲から 251度30分 130 メートルの点 エ 基点甲から 240度30分 1,340 メートルの点	なければならない。 (ア,ウ,エのみ光 遠距離3キロメー トル以上)	
区第2612号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 44度30分 530 メートルの点 イ 基点甲から 71度 570 メートルの点 ウ 基点甲から 90度 420 メートルの点 エ 基点甲から 102度13分30秒 299 メートルの点 オ 基点甲から 82度19分05秒 218 メートルの点 カ 基点甲から 96度56分06秒 128 メートルの点 キ 基点甲から 22度 100 メートルの点		
区第2613号	くろせい小割式養 殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア,イ,ウ,エ,アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 98度51分39秒 206 メートルの点 イ 基点甲から 109度04分16秒 262 メートルの点 ウ 基点甲から 118度 230 メートルの点 エ 基点甲から 108度48分15秒 167 メートルの点	漁場の管理と保全に 関し遵守すべき事項 を規定した漁場管理 規程を定めなければ ならない。	
区第2614号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 358度30分 850 メートルの点 イ 基点甲から 33度 550 メートルの点 ウ 基点甲から 290度30分 180 メートルの点 エ 基点甲から 311度30分 700 メートルの点 オ 基点甲から 327度30分 850 メートルの点	漁場イの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	
区第2615号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア,イ,ウ,エ,アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 358度30分 850 メートルの点 イ 基点甲から 327度30分 850 メートルの点 ウ 基点甲から 330度30分 890 メートルの点 エ 基点甲から 356度 900 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。	石巻市牧浜
区第2616号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 基点乙 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 288度30分 380 メートルの点 イ 基点甲から 268度 840 メートルの点 ウ 基点乙から 5度30分 880 メートルの点 エ 基点甲から 267度30分 1,100 メートルの点 オ 基点乙から 37度 1,490 メートルの点 カ 基点甲から 309度30分 270 メートルの点	漁場エ,オの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2617号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 基点乙 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 268度 840メートルの点 イ 基点乙から 32度30分 900メートルの点 ウ 基点甲から 278度 280メートルの点 エ 基点甲から 288度30分 380メートルの点 オ 基点甲から 309度30分 270メートルの点 カ 基点甲から 308度 160メートルの点 キ 基点甲から 259度30分 130メートルの点 ク 基点乙から 65度 660メートルの点 ケ 基点乙から 5度30分 880メートルの点		石巻市竹浜	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2618号		くろそい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市牧ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 258度45分12秒 450メートルの点 イ 基点甲から 249度28分43秒 410メートルの点 ウ 基点甲から 244度30分 480メートルの点 エ 基点甲から 252度55分13秒 513メートルの点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		
区第2619号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市牧ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 357度 280メートルの点 イ 基点甲から 12度30分 120メートルの点 ウ 基点甲から 250度30分 110メートルの点 エ 基点甲から 265度30分 290メートルの点 オ 基点甲から 253度32分10秒 368メートルの点 カ 基点甲から 268度17分24秒 446メートルの点 キ 基点甲から 257度36分08秒 539メートルの点 ク 基点甲から 275度 710メートルの点	漁場ア、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市牧浜	
区第2620号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市牧ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 45度 570メートルの点 イ 基点甲から 104度 240メートルの点 ウ 基点甲から 109度30分 160メートルの点 エ 基点甲から 18度30分 330メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第2621号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端（ホラガサキ） ア 基点甲から 328度30分 930メートルの点 イ 基点甲から 310度 730メートルの点 ウ 基点甲から 290度 200メートルの点 エ 基点甲から 277度 240メートルの点 オ 基点甲から 244度 1,610メートルの点 カ 基点甲から 280度30分 1,950メートルの点	漁場エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。（オ、カのみ光遠距離3キロメートル以上）	石巻市狐崎浜、竹浜、牧浜	

区第2622号	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市狐崎浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 13度30分 2,370メートルの点 イ 基点甲から 1度 2,670メートルの点 ウ 基点甲から 351度 3,070メートルの点 エ 基点甲から 352度30分 3,190メートルの点 オ 基点甲から 14度 2,490メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市福貴浦、鹿立
区第2623号	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市福貴浦鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 37度30分 2,300メートルの点 イ 基点甲から 38度 2,190メートルの点 ウ 基点甲から 26度30分 2,220メートルの点 エ 基点甲から 16度 2,330メートルの点 オ 基点甲から 16度30分 2,440メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2624号	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市福貴浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 40度 2,300メートルの点 イ 基点甲から 48度30分 2,360メートルの点 ウ 基点甲から 49度 2,250メートルの点 エ 基点甲から 40度30分 2,200メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2625号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 30度30分 1,520メートルの点 イ 基点甲から 338度30分 1,020メートルの点 ウ 基点甲から 347度 1,290メートルの点 エ 基点甲から 20度 1,620メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(アのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市荻浜、小積
区第2626号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 358度30分 890メートルの点 イ 基点甲から 43度 840メートルの点 ウ 基点甲から 331度30分 430メートルの点 エ 基点甲から 326度 610メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2627号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市荻浜灯台 ア 基点甲から 54度30分 280メートルの点 イ 基点甲から 70度 750メートルの点 ウ 基点甲から 96度 600メートルの点 エ 基点甲から 135度 270メートルの点 オ 基点甲から 147度30分 170メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	
区第2628号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市荻浜灯台 ア 基点甲から 73度 1,110メートルの点 イ 基点甲から 82度30分 1,370メートルの点 ウ 基点甲から 92度 720メートルの点 エ 基点甲から 71度30分 890メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2629号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端（ホラガサキ） ア 基点甲から 344度 1,490 メートルの点 イ 基点甲から 334度 1,070 メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 1,430 メートルの点 エ 基点甲から 303度 1,790 メートルの点 オ 基点甲から 318度30分 1,670 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。	石巻市侍浜、月 浦、折浜、荻浜、 桃浦	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2630号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 336度30分 2,130 メートルの点 イ 基点甲から 344度30分 1,570 メートルの点 ウ 基点甲から 317度30分 1,770 メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 1,890 メートルの点 オ 基点甲から 302度30分 2,000 メートルの点	漁場ア、イ、エ、オ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。		
区第2631号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 333度30分 2,470 メートルの点 イ 基点甲から 336度 2,180 メートルの点 ウ 基点甲から 302度30分 2,040 メートルの点 エ 基点甲から 304度30分 2,460 メートルの点	漁場ア、ウ、エの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。（エの み光達距離3キロ メートル以上）		
区第2632号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によつて 囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 328度 2,730 メートルの点 イ 基点甲から 325度30分 2,630 メートルの点 ウ 基点甲から 312度 2,630 メートルの点 エ 基点甲から 299度 2,770 メートルの点 オ 基点甲から 305度30分 3,270 メートルの点 カ 基点甲から 315度30分 3,010 メートルの点 キ 基点甲から 324度 2,890 メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、 カ、キの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならな い。（エのみ光達距 離3キロメートル以 上）		
区第2633号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端（ホラガサキ） ア 基点甲から 297度30分 1,480 メートルの点 イ 基点甲から 283度 2,070 メートルの点 ウ 基点甲から 296度30分 2,590 メートルの点 エ 基点甲から 304度 2,480 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 （イ、ウのみ光達距 離3キロメートル以 上）		
区第2634号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市月浦 小鯛島白根崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 313度30分 2,130 メートルの点 イ 基点甲から 312度30分 1,140 メートルの点 ウ 基点甲から 293度30分 1,510 メートルの点 エ 基点甲から 300度30分 2,190 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。	石巻市月浦	
区第2635号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月	石巻市月浦	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた	漁場イ、ウ、エの位		

		31日まで	小鯛島地先	区域 基点甲 石巻市待浜漁港東防波堤基部 基点乙 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 249度30分 680メートルの点 イ 基点乙から 349度 1,480メートルの点 ウ 基点乙から 320度 1,150メートルの点 エ 基点乙から 318度30分 1,520メートルの点 オ 基点乙から 335度 1,340メートルの点	置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	
区第2636号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市月浦漁港防波堤突端 基点乙 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 289度30分 540メートルの点 イ 基点甲から 264度 310メートルの点 ウ 基点甲から 166度30分 230メートルの点 エ 基点甲から 193度30分 290メートルの点 オ 基点甲から 258度30分 490メートルの点 カ 基点乙から 318度 1,850メートルの点 キ 基点甲から 251度 1,050メートルの点	漁場ア、イ、キの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	
区第2637号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市桃ノ浦港西防波堤灯台 基点乙 石巻市月浦漁港防波堤突端 ア 基点甲から 213度30分 1,450メートルの点 イ 基点甲から 211度30分 980メートルの点 ウ 基点甲から 203度 710メートルの点 エ 基点甲から 209度 980メートルの点 オ 基点甲から 207度30分 1,450メートルの点 カ 基点乙から 300度 220メートルの点 キ 基点乙から 290度 240メートルの点		
区第2638号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市待浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市待浜漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 221度 110メートルの点 イ 基点甲から 161度30分 190メートルの点 ウ 基点甲から 203度 840メートルの点 エ 基点甲から 231度 610メートルの点		石巻市待浜
区第2639号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市待浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市待浜漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 205度30分 970メートルの点 イ 基点甲から 210度 1,440メートルの点 ウ 基点甲から 224度 1,400メートルの点 エ 基点甲から 228度30分 740メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければなら ない。	
区第2640号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市待浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 312度30分 880メートルの点 イ 基点甲から 283度30分 1,470メートルの点 ウ 基点甲から 289度30分 1,470メートルの点 エ 基点甲から 313度 1,020メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければ ならない。	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2641号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 314度 2,460メートルの点 イ 基点甲から 313度30分 2,190メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 2,240メートルの点 エ 基点甲から 302度30分 2,530メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市桃浦 平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
区第2642号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市月浦漁港防波堤突端 ア 基点甲から 298度30分 780メートルの点 イ 基点甲から 292度 570メートルの点 ウ 基点甲から 253度 1,070メートルの点 エ 基点甲から 264度 1,220メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。		
区第2643号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市桃ノ浦港西防波堤灯台 ア 基点甲から 164度30分 300メートルの点 イ 基点甲から 203度 710メートルの点 ウ 基点甲から 211度30分 980メートルの点 エ 基点甲から 213度30分 1,450メートルの点 オ 基点甲から 222度30分 1,410メートルの点 カ 基点甲から 192度 170メートルの点	漁場オ、カの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。		
区第2644号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市桃ノ浦港西防波堤灯台 ア 基点甲から 282度30分 220メートルの点 イ 基点甲から 266度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 231度 1,400メートルの点 エ 基点甲から 245度30分 1,470メートルの点 オ 基点甲から 263度 810メートルの点 カ 基点甲から 248度 700メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。		
区第2645号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市蛤浜ミサゴ崎突端 ア 基点甲から 259度30分 350メートルの点 イ 基点甲から 176度30分 470メートルの点 ウ 基点甲から 155度 960メートルの点 エ 基点甲から 185度30分 1,390メートルの点 オ 基点甲から 200度30分 2,050メートルの点 カ 基点甲から 208度 1,110メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 オ、カの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならない。		
区第2646号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市折浜組石崎 ア 基点甲から 58度30分 1,140メートルの点 イ 基点甲から 83度 1,040メートルの点 ウ 基点甲から 88度 1,190メートルの点 エ 基点甲から 97度 1,310メートルの点	漁場オ、カ、キの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなければ ならない。		石巻市桃浦、蛤 浜、折浜

				オ 基点甲から 99度30分 1,260メートルの点 カ 基点甲から 71度 840メートルの点 キ 基点甲から 54度30分 1,040メートルの点		
区第2647号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市折浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市折浜組石崎 ア 基点甲から 224度 770メートルの点 イ 基点甲から 172度30分 310メートルの点 ウ 基点甲から 50度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 65度 650メートルの点 オ 基点甲から 156度30分 930メートルの点 カ 基点甲から 173度30分 1,760メートルの点 キ 基点甲から 179度30分 1,740メートルの点 ク 基点甲から 195度 1,120メートルの点	漁場エ、オ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市折浜
区第2648号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜弁天島防波堤基部 ア 基点甲から 59度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 77度30分 1,260メートルの点 ウ 基点甲から 105度 1,640メートルの点 エ 基点甲から 118度 1,310メートルの点 オ 基点甲から 140度 1,080メートルの点 カ 基点甲から 126度30分 530メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市小竹浜
区第2649号	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜生草島頂上 ア 基点甲から 52度30分 620メートルの点 イ 基点甲から 60度30分 600メートルの点 ウ 基点甲から 62度 550メートルの点 エ 基点甲から 59度30分 460メートルの点 オ 基点甲から 46度 500メートルの点		
区第2650号	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜生草島頂上 ア 基点甲から 9度 470メートルの点 イ 基点甲から 20度 430メートルの点 ウ 基点甲から 17度30分 390メートルの点 エ 基点甲から 5度 430メートルの点		
区第2651号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市佐須浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波佐須浜防波堤突端 ア 基点甲から 136度30分 480メートルの点 イ 基点甲から 168度 890メートルの点 ウ 基点甲から 172度30分 1,180メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,360メートルの点 オ 基点甲から 191度 1,260メートルの点 カ 基点甲から 200度 80メートルの点 キ 基点甲から 123度 210メートルの点 ク 基点甲から 136度30分 250メートルの点 ケ 基点甲から 132度 330メートルの点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市佐須浜

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2652号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市沢田 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市沢田流留弁天島中央 ア 基点甲から 125度30分 100メートルの点 イ 基点甲から 58度30分 520メートルの点 ウ 基点甲から 44度30分 510メートルの点 エ 基点甲から 45度30分 910メートルの点 オ 基点甲から 60度30分 940メートルの点 カ 基点甲から 74度 480メートルの点 キ 基点甲から 90度30分 280メートルの点		石巻市沢田、流 留、折立	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2653号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市折立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市折立蛇崎突端 ア 基点甲から 223度30分 40メートルの点 イ 基点甲から 85度30分 340メートルの点 ウ 基点甲から 124度30分 350メートルの点 エ 基点甲から 251度 540メートルの点 オ 基点甲から 270度30分 580メートルの点			
区第2654号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市流留 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市沢田流留弁天島中央 ア 基点甲から 178度30分 720メートルの点 イ 基点甲から 180度30分 730メートルの点 ウ 基点甲から 179度30分 660メートルの点 エ 基点甲から 184度30分 590メートルの点 オ 基点甲から 193度30分 460メートルの点 カ 基点甲から 205度30分 180メートルの点 キ 基点甲から 198度30分 170メートルの点 ク 基点甲から 189度30分 450メートルの点 ケ 基点甲から 182度30分 580メートルの点 コ 基点甲から 175度30分 650メートルの点 サ 基点甲から 177度30分 660メートルの点			
区第2655号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市流留 沢田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市沢田流留弁天島中央 ア 基点甲から 174度30分 440メートルの点 イ 基点甲から 184度 350メートルの点 ウ 基点甲から 179度 210メートルの点 エ 基点甲から 142度 140メートルの点 オ 基点甲から 98度30分 310メートルの点 カ 基点甲から 80度 590メートルの点 キ 基点甲から 97度30分 700メートルの点			
区第2656号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市折立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市沢田流留弁天島中央 ア 基点甲から 75度 650メートルの点			

				イ 基点甲から 64度30分 900メートルの点 ウ 基点甲から 72度 1,230メートルの点 エ 基点甲から 85度 1,320メートルの点 オ 基点甲から 96度 760メートルの点		
区第2657号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市折立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町と石巻市稲井（旧稲井町）との境界（溝沢） ア 基点甲から 231度30分 670メートルの点 イ 基点甲から 194度30分 450メートルの点 ウ 基点甲から 193度30分 590メートルの点 エ 基点甲から 212度 780メートルの点		
区第2658号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市流留沢田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市沢田流留弁天島中央 ア 基点甲から 165度 710メートルの点 イ 基点甲から 171度30分 500メートルの点 ウ 基点甲から 106度 680メートルの点 エ 基点甲から 102度 750メートルの点 オ 基点甲から 114度 940メートルの点 カ 基点甲から 128度30分 740メートルの点		
区第2659号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市折立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町と石巻市稲井（旧稲井町）との境界（溝沢） ア 基点甲から 217度30分 1,420メートルの点 イ 基点甲から 226度30分 1,350メートルの点 ウ 基点甲から 193度30分 670メートルの点 エ 基点甲から 192度30分 730メートルの点 オ 基点甲から 221度 1,300メートルの点 カ 基点甲から 216度 1,380メートルの点		
区第2660号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市佐須浜尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波尾崎灯台 ア 基点甲から 181度30分 90メートルの点 イ 基点甲から 156度 390メートルの点 ウ 基点甲から 170度30分 400メートルの点 エ 基点甲から 218度 150メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。（光遠距離 3キロメートル以上）	石巻市佐須浜
区第2661号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市田代浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜大泊港防波堤灯台 ア 基点甲から 84度30分 550メートルの点 イ 基点甲から 124度 990メートルの点 ウ 基点甲から 158度30分 830メートルの点 エ 基点甲から 168度30分 150メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。（光遠距離 3キロメートル以上）	石巻市田代浜
区第2662号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市田代浜鵜養崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニギシロ崎 ア 基点甲から 293度30分 460メートルの点 イ 基点甲から 263度 280メートルの点 ウ 基点甲から 245度30分 780メートルの点 エ 基点甲から 263度 850メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2663号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波尾崎灯台 ア 基点甲から 145度30分 4,010メートルの点 イ 基点甲から 149度30分 3,990メートルの点 ウ 基点甲から 169度30分 3,910メートルの点 エ 基点甲から 177度 3,200メートルの点 オ 基点甲から 189度 2,570メートルの点 カ 基点甲から 144度 2,010メートルの点 キ 基点甲から 143度 3,520メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 オ、カ、キの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市小竹浜、佐 須浜、渡波、沢 田、流留、折立	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第2664号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波尾崎灯台 ア 基点甲から 191度30分 480メートルの点 イ 基点甲から 162度30分 1,360メートルの点 ウ 基点甲から 145度 1,340メートルの点 エ 基点甲から 143度 1,960メートルの点 オ 基点甲から 189度 2,520メートルの点 カ 基点甲から 201度30分 1,790メートルの点 キ 基点甲から 227度 1,240メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 オ、カ、キの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)		
区第2665号		のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波漁港西灯台 ア 基点甲から 238度11分05秒 1,342メートルの点 イ 基点甲から 269度37分38秒 1,096メートルの点 ウ 基点甲から 226度 280メートルの点 エ 基点甲から 202度 830メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (光達距離3キロ メートル以上)	石巻市渡波(佐須 浜を含む。)	
区第2666号		のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波漁港西灯台 ア 基点甲から 238度11分05秒 1,342メートルの点 イ 基点甲から 202度 830メートルの点 ウ 基点甲から 197度 1,420メートルの点 エ 基点甲から 220度59分58秒 1,700メートルの点 オ 基点甲から 232度34分10秒 1,450メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)		
区第2667号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 祝田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波漁港西灯台 ア 基点甲から 40度 460メートルの点 イ 基点甲から 19度30分 830メートルの点 ウ 基点甲から 21度 840メートルの点 エ 基点甲から 22度 800メートルの点 オ 基点甲から 24度 790メートルの点 カ 基点甲から 26度 740メートルの点 キ 基点甲から 25度30分 710メートルの点 ク 基点甲から 44度30分 640メートルの点 ケ 基点甲から 52度 570メートルの点	漁場ア、イ位置に夜 間識別可能な標識を 設置しなければなら ない。	石巻市渡波(佐須 浜を除く。)	
区第2668号		のり養殖業	9月1日から翌年	石巻市渡波	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	漁場ア、イ、ウ、エ		

	かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで こんぶ養殖業 10月1日から翌年8月31日まで	5月31日まで 長浜地先	基点甲 石巻市渡波漁港西灯台 ア 基点甲から 303度17分16秒 1,655 メートルの点 イ 基点甲から 347度30分 730 メートルの点 ウ 基点甲から 264度30分 100 メートルの点 エ 基点甲から 278度 1,110 メートルの点 オ 基点甲から 299度05分40秒 1,583 メートルの点	の位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
区第2669号	のり養殖業 9月1日から翌年5月31日まで 種がき垂下式養殖業 7月1日から9月30日まで かき垂下式養殖業 7月1日から10月31日まで	石巻市魚町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市魚町石巻漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 164度19分59秒 1,111 メートルの点 イ 基点甲から 175度43分36秒 2,329 メートルの点 ウ 基点甲から 182度06分13秒 2,548 メートルの点 エ 基点甲から 197度34分12秒 2,623 メートルの点 オ 基点甲から 208度 2,280 メートルの点 カ 基点甲から 226度 1,680 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)
区第2670号	のり養殖業 9月1日から翌年5月31日まで かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	石巻市折立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石端中央(万石浦側) ア 基点甲から 56度 2,030 メートルの点 イ 基点甲から 53度 2,060 メートルの点 ウ 基点甲から 57度 2,730 メートルの点 エ 基点甲から 59度 2,650 メートルの点	
区第2671号	わかめ養殖業 9月1日から翌年5月31日まで かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで こんぶ養殖業 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市渡波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋西端基点 基点乙 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 ア 基点甲から 66度 300 メートルの点 イ 基点甲から 56度 320 メートルの点 ウ 基点甲から 60度30分 570 メートルの点 エ 基点乙から 265度 2,010メートルの点 オ 基点乙から 269度30分 1,940 メートルの点 カ 基点乙から 269度30分 1,910 メートルの点 キ 基点乙から 266度30分 1,920 メートルの点 ク 基点甲から 60度 870 メートルの点 ケ 基点甲から 66度30分 750 メートルの点	
区第2672号	のり養殖業 9月1日から翌年5月31日まで かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋中央(万石浦側) ア 基点甲から 60度30分 810 メートルの点 イ 基点甲から 49度 1,030 メートルの点 ウ 基点甲から 53度30分 1,580 メートルの点 エ 基点甲から 55度 1,700 メートルの点 オ 基点甲から 62度30分 1,500 メートルの点	
区第2673号	のり養殖業 9月1日から翌年5月31日まで かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋中央(万石浦側) ア 基点甲から 63度 1,530 メートルの点 イ 基点甲から 55度 1,740 メートルの点 ウ 基点甲から 60度 2,600 メートルの点 エ 基点甲から 63度30分 2,480 メートルの点	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2674号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋中央（万石浦側） ア 基点甲から 68度 430メートルの点 イ 基点甲から 66度 1,420メートルの点 ウ 基点甲から 83度30分 1,210メートルの点		石巻市渡波（佐須 浜を除く。）	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで						
かき垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						
区第2675号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 ア 基点甲から 247度 1,500メートルの点 イ 基点甲から 264度30分 1,290メートルの点 ウ 基点甲から 302度 510メートルの点 エ 基点甲から 227度 780メートルの点			
かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで							
区第2676号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋中央（万石浦側） ア 基点甲から 88度30分 270メートルの点 イ 基点甲から 79度 230メートルの点 ウ 基点甲から 74度30分 350メートルの点 エ 基点甲から 80度30分 290メートルの点			
区第2677号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市渡波 地先					
かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで							
区第2678号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波万石橋中央（万石浦側） ア 基点甲から 107度 680メートルの点 イ 基点甲から 106度30分 670メートルの点 ウ 基点甲から 102度 770メートルの点 エ 基点甲から 87度30分 910メートルの点 オ 基点甲から 88度 1,110メートルの点 カ 基点甲から 89度30分 1,120メートルの点 キ 基点甲から 89度 1,090メートルの点 ク 基点甲から 89度30分 910メートルの点 ケ 基点甲から 103度30分 790メートルの点			
区第2679号	こんぶ養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 地先					
かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで							
のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで							

				カ 基点甲から 224度 1,210 メートルの点 キ 基点甲から 232度30分 1,310 メートルの点 ク 基点甲から 235度 1,440 メートルの点 ケ 基点甲から 238度 1,490 メートルの点 コ 基点甲から 239度 1,630 メートルの点		
区第2680号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 ア 基点甲から 237度30分 1,630 メートルの点 イ 基点甲から 238度 1,630 メートルの点 ウ 基点甲から 237度 1,550 メートルの点 エ 基点甲から 233度 1,470 メートルの点 オ 基点甲から 231度30分 1,400 メートルの点 カ 基点甲から 231度 1,320 メートルの点 キ 基点甲から 228度30分 1,310 メートルの点 ク 基点甲から 224度 1,230 メートルの点 ケ 基点甲から 224度 1,290 メートルの点 コ 基点甲から 225度30分 1,320 メートルの点 サ 基点甲から 227度 1,300 メートルの点 シ 基点甲から 230度30分 1,350 メートルの点 ス 基点甲から 231度30分 1,460 メートルの点 セ 基点甲から 232度30分 1,480 メートルの点 ソ 基点甲から 233度30分 1,530 メートルの点 タ 基点甲から 236度30分 1,560 メートルの点		
区第2681号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 牡鹿郡女川町黒島北方小島頂上 ア 基点甲から 218度 1,190 メートルの点 イ 基点甲から 221度 1,180 メートルの点 ウ 基点甲から 216度 1,070 メートルの点 エ 基点甲から 215度 1,110 メートルの点		
区第2682号	種がき垂下式養殖業 のり養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市魚町地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市魚町石巻漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 226度 1,680 メートルの点 イ 基点甲から 208度 2,280 メートルの点 ウ 基点甲から 232度15分 1,930 メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上)	石巻市(旧沢田町、旧渡波町、旧茨浜村を除く)
区第3101号	種がき垂下式養殖業 のり養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで 同	東松島市大曲地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市雲雀野防波堤灯台 ア 基点甲から 295度51分04秒 1,435 メートルの点 イ 基点甲から 252度32分08秒 989 メートルの点 ウ 基点甲から 248度22分56秒 4,864 メートルの点 エ 基点甲から 259度20分52秒 5,015 メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上)	東松島市大曲

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3102号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 大曲地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市霞雀野防波堤灯台 ア 基点甲から 241度16分41秒 1,788メートルの点 イ 基点甲から 225度35分10分 2,131メートルの点 ウ 基点甲から 218度05分57秒 2,809メートルの点 エ 基点甲から 216度32分05秒 3,898メートルの点 オ 基点甲から 215度26分12秒 5,417メートルの点 カ 基点甲から 245度20分48秒 4,834メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オの位置に 夜間識別可能な標識を設置し なければならない。 (光遠距離3キロメートル以上)	東松島市大曲	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3103号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市鳴瀬川河口中央 ア 基点甲から 81度 3,290メートルの点 イ 基点甲から 134度30分 1,480メートルの点 ウ 基点甲から 119度30分 730メートルの点 エ 基点甲から 67度30分 3,110メートルの点		東松島市牛網、浜市	
区第3104号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市鳴瀬川河口中央 ア 基点甲から 99度 3,860メートルの点 イ 基点甲から 133度 2,740メートルの点 ウ 基点甲から 130度 1,840メートルの点 エ 基点甲から 86度 3,390メートルの点		東松島市牛網、浜市、大塚、東名、野蒜	
区第3105号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市鳴瀬川河口中央 ア 基点甲から 100度 3,910メートルの点 イ 基点甲から 115度 5,140メートルの点 ウ 基点甲から 136度 5,180メートルの点 エ 基点甲から 133度30分 2,830メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間 識別可能な黄色の標識 を設置しなければならない。 (光遠距離4キ ロメートル以上)		
区第3106号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市鳴瀬川河口中央 ア 基点甲から 186度 680メートルの点 イ 基点甲から 179度 1,080メートルの点 ウ 基点甲から 210度30分 1,900メートルの点 エ 基点甲から 215度30分 2,010メートルの点 オ 基点甲から 220度30分 1,600メートルの点		東松島市野蒜、大塚、東名、浅井	
区第3107号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市大塚東名運河防潮水門中央 ア 基点甲から 285度 410メートルの点 イ 基点甲から 316度 920メートルの点 ウ 基点甲から 321度30分 910メートルの点 エ 基点甲から 295度 350メートルの点			
区第3108号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市大塚東名運河防潮水門中央 ア 基点甲から 258度30分 900メートルの点 イ 基点甲から 303度 970メートルの点 ウ 基点甲から 306度30分 870メートルの点			

区第3109号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	エ 基点甲から 294度 670 メートルの点 オ 基点甲から 266度30分 640 メートルの点 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市大塚東名運河防潮水門中央 ア 基点甲から 297度30分 1,180 メートルの点 イ 基点甲から 301度30分 1,010 メートルの点 ウ 基点甲から 272度 910 メートルの点 エ 基点甲から 261度30分 1,130 メートルの点
区第3110号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市大塚東名運河防潮水門中央 ア 基点甲から 206度30分 1,260 メートルの点 イ 基点甲から 220度 1,390 メートルの点 ウ 基点甲から 233度30分 1,390 メートルの点 エ 基点甲から 249度 1,150 メートルの点 オ 基点甲から 253度30分 600 メートルの点 カ 基点甲から 212度 1,220 メートルの点
区第3111号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 242度 520 メートルの点 イ 基点甲から 263度 1,100 メートルの点 ウ 基点甲から 267度30分 1,080 メートルの点 エ 基点甲から 251度30分 460 メートルの点
区第3112号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 235度 460 メートルの点 イ 基点甲から 241度 420 メートルの点 ウ 基点甲から 222度30分 250 メートルの点 エ 基点甲から 136度 380 メートルの点 オ 基点甲から 146度 390 メートルの点 カ 基点甲から 177度30分 350 メートルの点
区第3113号	のり養殖業 種がき垂下式養殖 業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から10月 31日まで	東松島市 州崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 145度26分33秒 176 メートルの点 イ 基点甲から 110度29分16秒 134 メートルの点 ウ 基点甲から 102度30分 540 メートルの点 エ 基点甲から 100度30分 990 メートルの点 オ 基点甲から 104度 990 メートルの点 カ 基点甲から 113度30分 540 メートルの点

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3114号	第1種 区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市鳴瀬川河口中央 ア 基点甲から 167度30分 1,630メートルの点 イ 基点甲から 144度30分 1,950メートルの点 ウ 基点甲から 136度30分 1,980メートルの点 エ 基点甲から 137度30分 2,760メートルの点 オ 基点甲から 166度 3,110メートルの点 カ 基点甲から 172度 2,540メートルの点 キ 基点甲から 176度30分 2,670メートルの点 ク 基点甲から 186度30分 2,340メートルの点	漁場ア、ウ、クの位置に 夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル 以上)	東松島市室浜、大 浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第3115号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸室浜海女寝島南端 ア 基点甲から 81度30分 2,690メートルの点 イ 基点甲から 113度 1,830メートルの点 ウ 基点甲から 81度 930メートルの点 エ 基点甲から 60度30分 2,320メートルの点			
区第3116号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸室浜海女寝島南端 ア 基点甲から 85度 2,810メートルの点 イ 基点甲から 100度 3,590メートルの点 ウ 基点甲から 124度30分 3,250メートルの点 エ 基点甲から 115度30分 2,010メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければ ならない。(イは光達距離 2キロメートル以上、ウは 光達距離4キロメートル 以上)		
区第3117号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸二本 松鼻地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸二本松鼻東端 基点乙 東松島市宮戸二本松鼻西端 ア 基点甲から 35度 1,390メートルの点 イ 基点甲から 51度30分 1,120メートルの点 ウ 基点甲から 89度 290メートルの点 エ 基点甲から 130度30分 110メートルの点 オ 基点甲から 351度 70メートルの点 カ 基点乙から 01度30分 20メートルの点 キ 基点乙から 191度 120メートルの点 ク 基点乙から 228度30分 280メートルの点 ケ 基点乙から 325度 380メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に 夜間識別可能な黄色の 標識を設置しなければ ならない。(光達距離2 キロメートル以上)		
区第3118号		のり養殖業 種かき垂下式養殖 業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸大蛇崎北端 ア 基点甲から 231度 110メートルの点 イ 基点甲から 267度30分 130メートルの点 ウ 基点甲から 277度30分 110メートルの点 エ 基点甲から 216度30分 60メートルの点			
区第3119号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月	東松島市 宮戸岩山鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸岩山鼻突端 ア 基点甲から 260度30分 20メートルの点			

		31日まで		イ 基点甲から 225度 190メートルの点 ウ 基点甲から 241度30分 200メートルの点 エ 基点甲から 295度30分 70メートルの点	
区第3120号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸潜ヶ浦長谷浜中央 ア 基点甲から 83度30分 150メートルの点 イ 基点甲から 136度 270メートルの点 ウ 基点甲から 148度30分 110メートルの点 エ 基点甲から 21度 70メートルの点	
区第3121号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸下松 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸盤石鼻突端 ア 基点甲から 285度 50メートルの点 イ 基点甲から 202度 140メートルの点 ウ 基点甲から 232度30分 210メートルの点 エ 基点甲から 275度30分 160メートルの点	
区第3122号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸盤石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市宮戸盤石鼻突端 ア 基点甲から 48度 250メートルの点 イ 基点甲から 65度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 105度30分 310メートルの点 エ 基点甲から 121度 210メートルの点 オ 基点甲から 64度 70メートルの点 カ 基点甲から 43度30分 160メートルの点	
区第3123号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸盤石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸大較鼻突端 ア 基点甲から 67度 150メートルの点 イ 基点甲から 92度30分 80メートルの点 ウ 基点甲から 295度 110メートルの点 エ 基点甲から 322度 150メートルの点	
区第3124号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸盤石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸父島崎東端 ア 基点甲から 08度 80メートルの点 イ 基点甲から 36度 40メートルの点 ウ 基点甲から 256度30分 160メートルの点 エ 基点甲から 271度 190メートルの点	
区第3125号	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸室浜 父島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸父島崎東端 ア 基点甲から 100度30分 210メートルの点 イ 基点甲から 169度 210メートルの点 ウ 基点甲から 185度30分 140メートルの点 エ 基点甲から 82度30分 150メートルの点	
区第3126号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸父島崎東端 ア 基点甲から 67度 360メートルの点 イ 基点甲から 96度30分 360メートルの点 ウ 基点甲から 104度30分 280メートルの点 エ 基点甲から 61度 290メートルの点	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3127号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸室浜	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸室浜漁港南防波堤突端		東松島市室浜、大 浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで	船越島地先	ア 基点甲から 49度 700メートルの点 イ 基点甲から 57度 430メートルの点 ウ 基点甲から 13度30分 840メートルの点 エ 基点甲から 20度 940メートルの点				
かき垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						
区第3128号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸室浜	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸室磯岬浜男島東端			
わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで	船越島地先	ア 基点甲から 58度 1,840メートルの点 イ 基点甲から 107度 570メートルの点 ウ 基点甲から 317度 430メートルの点 エ 基点甲から 23度 1,990メートルの点				
かき垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						
区第3129号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸男島	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 東松島市宮戸室浜萱野崎西端 基点乙 東松島市宮戸磯岬浜男島東端	漁場ア、エの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (光遠距離2キロメートル 以上) 漁場イ、ウの位置に夜間 識別可能な赤色の標識を 設置しなければならない。 (イは光遠距離4キロメー トル以上、ウは2キロメー トル以上)		
わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで	地先	ア 基点甲から 69度30分 1,740メートルの点 イ 基点甲から 103度50分04秒 1,061メートルの点 ウ 基点甲から 118度 580メートルの点 エ 基点乙から 110度 770メートルの点 オ 基点甲から 25度 1,760メートルの点				
かき垂下式養殖業		1月1日から12月 31日まで						
区第3130号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸室浜萱野崎西端			
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで	地先	ア 基点甲から 282度30分 60メートルの点 イ 基点甲から 237度 120メートルの点 ウ 基点甲から 281度30分 440メートルの点 エ 基点甲から 294度30分 420メートルの点				
種がき垂下式養殖業		7月1日から9月 30日まで						
区第3131号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市宮戸波島灯台	漁場アの位置に夜間識別 可能な赤色の標識を設 置しなければならない。(光 遠距離2キロメートル以上) 漁場イの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置しなければならない。(光 遠距離2キロメートル以上)		
こんぶ養殖業		10月1日から翌年 8月31日まで	地先	ア 基点甲から 347度 400メートルの点 イ 基点甲から 296度 710メートルの点 ウ 基点甲から 301度30分 750メートルの点 エ 基点甲から 307度 680メートルの点 オ 基点甲から 322度30分 740メートルの点 カ 基点甲から 347度 690メートルの点				
区第3132号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸波島灯台	漁場アの位置に夜間識別 可能な緑色の標識を設 置しなければならない。(光 遠距離2キロメートル以上) 漁場エの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置しなければならない。(光 遠距離2キロメートル以上)		
わかめ養殖業		9月1日から翌年 5月31日まで	地先	ア 基点甲から 324度 240メートルの点 イ 基点甲から 206度 40メートルの点 ウ 基点甲から 242度30分 350メートルの点 エ 基点甲から 285度30分 630メートルの点				

区第3133号	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸波島灯台 ア 基点甲から 74度 630メートルの点 イ 基点甲から 158度 480メートルの点 ウ 基点甲から 201度51分07秒 794メートルの点 エ 基点甲から 235度30分 530メートルの点 オ 基点甲から 151度 190メートルの点 カ 基点甲から 63度 370メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上) 漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光達距離4キロメートル以上、ウは光達距離2キロメートル以上)	
区第3134号	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸月浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 111度30分 1,800メートルの点 イ 基点甲から 129度 1,160メートルの点 ウ 基点甲から 82度 630メートルの点 エ 基点甲から 83度30分 960メートルの点 オ 基点甲から 99度30分 1,030メートルの点 カ 基点甲から 98度30分 1,530メートルの点 キ 基点甲から 105度30分 1,590メートルの点 ク 基点甲から 104度30分 1,710メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	
区第3135号	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸波島灯台 ア 基点甲から 281度 810メートルの点 イ 基点甲から 209度30分 979メートルの点 ウ 基点甲から 221度46分25秒 1,666メートルの点 エ 基点甲から 273度 1,540メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上、ウは光達距離4キロメートル以上)	
区第3136号	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸月浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 132度30分 1,070メートルの点 イ 基点甲から 146度30分 960メートルの点 ウ 基点甲から 134度30分 180メートルの点 エ 基点甲から 81度30分 530メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場イの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	東松島市里浜, 月浜
区第3137号	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸木ノ島頂上 ア 基点甲から 294度30分 260メートルの点 イ 基点甲から 214度 190メートルの点 ウ 基点甲から 125度 250メートルの点 エ 基点甲から 40度30分 140メートルの点 オ 基点甲から 63度 380メートルの点 カ 基点甲から 147度03分10秒 1,419メートルの点 キ 基点甲から 178度56分42秒 1,347メートルの点 ク 基点甲から 226度45分32秒 1,175メートルの点 ケ 基点甲から 249度39分15秒 1,203メートルの点 コ 基点甲から 258度30分 1,450メートルの点 サ 基点甲から 261度30分 1,800メートルの点 シ 基点甲から 264度35分04秒 2,146メートルの点 ス 基点甲から 274度 2,200メートルの点	漁場ア、エ、スの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場オ、カ、キ、ク、ケ、コ、シの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(オは光達距離2キロメートル以上、カ、キ、ク、ケ、コ、シは光達距離4キロメートル以上)	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3138号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸月浜漁港防波堤基部 ア 基点甲から 180度 260メートルの点 イ 基点甲から 172度 330メートルの点 ウ 基点甲から 192度30分 380メートルの点 エ 基点甲から 203度30分 340メートルの点		東松島市里浜、月 浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3139号		のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸月浜お七巖崎西端 ア 基点甲から 326度 580メートルの点 イ 基点甲から 160度 250メートルの点 ウ 基点甲から 164度21分48秒 738メートルの点 エ 基点甲から 150度00分42秒 824メートルの点 オ 基点甲から 151度41分38秒 867メートルの点 カ 基点甲から 164度30分 790メートルの点 キ 基点甲から 227度 1,100メートルの点 ク 基点甲から 253度 930メートルの点 ケ 基点甲から 290度30分 260メートルの点 コ 基点甲から 318度 610メートルの点	漁場オの位置に夜間識別可能 な赤色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離2キ ロメートル以上) 漁場キの位置に夜間識別可能 な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離2キ ロメートル以上)		
区第3140号		のり養殖業 種がき垂下式養殖 業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から10月 31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸里浜トの崎南端 ア 基点甲から 122度 70メートルの点 イ 基点甲から 156度30分 280メートルの点 ウ 基点甲から 181度 330メートルの点 エ 基点甲から 221度30分 190メートルの点			
区第3141号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸サギの巣崎南端 ア 基点甲から 98度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 134度30分 260メートルの点 ウ 基点甲から 152度 260メートルの点 エ 基点甲から 142度30分 60メートルの点			
区第3142号		のり養殖業 種がき垂下式養殖 業	9月1日から翌年 6月31日まで 7月1日から9月 30日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸蛤浜石崎南端 ア 基点甲から 164度 1,930メートルの点 イ 基点甲から 168度30分 1,900メートルの点 ウ 基点甲から 165度 150メートルの点 エ 基点甲から 129度30分 200メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能 な赤色の標識を設置しなけれ ばならない。(光達距離2キ ロメートル以上)		
区第3143号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸鰯ヶ淵崎西端 ア 基点甲から 167度30分 250メートルの点 イ 基点甲から 173度30分 90メートルの点 ウ 基点甲から 148度 100メートルの点 エ 基点甲から 156度30分 270メートルの点			
区第3144号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸布袋崎北端 基点乙 東松島市宮戸鰯ヶ淵鼻標柱 ア 基点甲から 283度 50メートルの点			

				イ 基点乙から 29度30分 90メートルの点 ウ 基点乙から 7度30分 80メートルの点 エ 基点甲から 281度30分 80メートルの点	
区第3145号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢赤藻崎標柱 ア 基点甲から 102度 100メートルの点 イ 基点甲から 104度30分 150メートルの点 ウ 基点甲から 164度25分23秒 270メートルの点 エ 基点甲から 173度20分16秒 245メートルの点	
区第3146号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢赤藻崎標柱 ア 基点甲から 85度30分 320メートルの点 イ 基点甲から 99度30分 360メートルの点 ウ 基点甲から 112度 300メートルの点 エ 基点甲から 90度30分 240メートルの点	
区第3147号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢赤藻崎標柱 ア 基点甲から 74度 300メートルの点 イ 基点甲から 78度 210メートルの点 ウ 基点甲から 45度 210メートルの点 エ 基点甲から 15度30分 430メートルの点	
区第3148号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸里浜漁港防波堤突端 ア 基点甲から 318度30分 820メートルの点 イ 基点甲から 310度30分 520メートルの点 ウ 基点甲から 303度 630メートルの点 エ 基点甲から 312度30分 900メートルの点	
区第3149号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸里浜漁港防波堤突端 ア 基点甲から 326度 430メートルの点 イ 基点甲から 331度 1,160メートルの点 ウ 基点甲から 345度 1,270メートルの点 エ 基点甲から 354度 480メートルの点	
区第3150号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸里浜漁港防波堤突端 ア 基点甲から 335度 1,300メートルの点 イ 基点甲から 332度 1,410メートルの点 ウ 基点甲から 343度 1,520メートルの点 エ 基点甲から 346度30分 1,420メートルの点	
区第3151号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 160度 560メートルの点 イ 基点甲から 140度 510メートルの点 ウ 基点甲から 114度 850メートルの点 エ 基点甲から 125度30分 860メートルの点	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3152号	第1種 区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸大蛇崎北端 ア 基点甲から 244度 190メートルの点 イ 基点甲から 269度 230メートルの点 ウ 基点甲から 276度 190メートルの点 エ 基点甲から 246度30分 140メートルの点		東松島市里浜, 月浜	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第3153号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢寺崎北端 ア 基点甲から 77度 440メートルの点 イ 基点甲から 70度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 42度30分 600メートルの点 エ 基点甲から 64度 670メートルの点		東松島市里浜, 月浜, 大浜, 室浜	
区第3201号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 99度 770メートルの点 イ 基点甲から 359度 450メートルの点 ウ 基点甲から 7度 530メートルの点 エ 基点甲から 46度30分 720メートルの点 オ 基点甲から 31度 1,060メートルの点 カ 基点甲から 73度 920メートルの点	漁場ア、オ、カの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	松島町	
区第3202号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町牡丹餅島頂上 ア 基点甲から 192度30分 2,130メートルの点 イ 基点甲から 192度 1,700メートルの点 ウ 基点甲から 222度30分 1,110メートルの点 エ 基点甲から 237度30分 610メートルの点 オ 基点甲から 173度30分 1,570メートルの点 カ 基点甲から 185度30分 1,820メートルの点	漁場ア、イ、ウ、の位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3203号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 焼島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町牡丹餅島頂上 ア 基点甲から 253度 460メートルの点 イ 基点甲から 148度30分 70メートルの点 ウ 基点甲から 168度30分 1,490メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3204号		のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町牡丹餅島頂上 ア 基点甲から 164度30分 1,390メートルの点 イ 基点甲から 106度 140メートルの点 ウ 基点甲から 83度 1,090メートルの点 エ 基点甲から 119度30分 1,000メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3205号		のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町磯崎漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 161度30分 1,300メートルの点			

				イ 基点甲から 175度30分 510メートルの点 ウ 基点甲から 146度30分 470メートルの点 エ 基点甲から 141度30分 1,400メートルの点 オ 基点甲から 149度30分 1,610メートルの点 カ 基点甲から 155度 1,290メートルの点	
区第3206号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町磯崎漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 196度 1,130メートルの点 イ 基点甲から 204度 870メートルの点 ウ 基点甲から 184度30分 750メートルの点 エ 基点甲から 177度 1,040メートルの点	
区第3207号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町磯崎漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 126度30分 350メートルの点 イ 基点甲から 116度30分 200メートルの点 ウ 基点甲から 71度30分 680メートルの点 エ 基点甲から 83度30分 760メートルの点	
区第3208号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 宮城郡松島町磯崎漁港東防波堤突端 ア 基点甲から 146度 1,760メートルの点 イ 基点甲から 137度 1,560メートルの点 ウ 基点甲から 131度30分 540メートルの点 エ 基点甲から 89度30分 950メートルの点 オ 基点甲から 107度 1,630メートルの点 カ 基点甲から 116度 2,150メートルの点	
区第3209号	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町牡丹餅島頂上 ア 基点甲から 87度30分 1,220メートルの点 イ 基点甲から 78度 1,960メートルの点 ウ 基点甲から 90度 1,780メートルの点 エ 基点甲から 103度30分 1,660メートルの点 オ 基点甲から 126度30分 1,600メートルの点 カ 基点甲から 158度 1,470メートルの点 キ 基点甲から 102度30分 1,180メートルの点	漁場ア、オ、カの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)
区第3210号	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 釜釜市浦戸桂島漁港沖防波堤西端 ア 基点甲から 319度30分 1,190メートルの点 イ 基点甲から 320度 1,210メートルの点 ウ 基点甲から 358度30分 1,340メートルの点 エ 基点甲から 357度30分 1,250メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)
区第3211号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 宮城郡松島町小白浜島北端 ア 基点甲から 214度 2,500メートルの点 イ 基点甲から 214度30分 2,400メートルの点 ウ 基点甲から 193度30分 1,400メートルの点 エ 基点甲から 136度30分 1,040メートルの点 オ 基点甲から 137度30分 1,300メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3212号	第1種 区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町牡丹餅島頂上 ア 基点甲から 118度 1,750メートルの点 イ 基点甲から 99度 1,810メートルの点 ウ 基点甲から 77度 2,140メートルの点 エ 基点甲から 75度30分 2,350メートルの点 オ 基点甲から 92度 2,830メートルの点	漁場ア、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	松島町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3213号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸小鯨島北端 ア 基点甲から 00度03分49秒 2,348メートルの点 イ 基点甲から 06度19分53秒 1,634メートルの点 ウ 基点甲から 354度40分17秒 960メートルの点 エ 基点甲から 315度 870メートルの点 オ 基点甲から 318度 1,630メートルの点 カ 基点甲から 326度30分 1,630メートルの点 キ 基点甲から 328度 1,330メートルの点 ク 基点甲から 354度 1,860メートルの点 ケ 基点甲から 00度 1,840メートルの点 コ 基点甲から 01度40分49秒 1,914メートルの点 サ 基点甲から 355度26分15秒 2,394メートルの点 シ 基点甲から 344度43分56秒 2,776メートルの点 ス 基点甲から 346度25分19秒 2,976メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3214号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市大塚東名運河防潮水門中央 ア 基点甲から 238度 1,720メートルの点 イ 基点甲から 246度30分 1,760メートルの点 ウ 基点甲から 249度 1,280メートルの点 エ 基点甲から 237度 1,460メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3215号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町松ヶ島北端 ア 基点甲から 03度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 198度41分44秒 162メートルの点 ウ 基点甲から 152度 210メートルの点 エ 基点甲から 183度 830メートルの点 オ 基点甲から 203度34分44秒 1,150メートルの点 カ 基点甲から 206度48分01秒 475メートルの点 キ 基点甲から 310度27分06秒 536メートルの点 ク 基点甲から 307度06分19秒 1,367メートルの点			
区第3216号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町小白浜島北端 ア 基点甲から 356度 160メートルの点 イ 基点甲から 334度30分 480メートルの点 ウ 基点甲から 10度30分 710メートルの点 エ 基点甲から 38度 540メートルの点			

区第3217号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町恵比須島北端 ア 基点甲から 189度 90メートルの点 イ 基点甲から 205度 110メートルの点 ウ 基点甲から 250度 190メートルの点 エ 基点甲から 283度 230メートルの点 オ 基点甲から 313度 160メートルの点		
区第3218号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡松島町恵比須島南端 ア 基点甲から 166度 310メートルの点 イ 基点甲から 179度 330メートルの点 ウ 基点甲から 207度30分 170メートルの点 エ 基点甲から 186度30分 130メートルの点		
区第3301号	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 356度30分 220メートルの点 イ 基点甲から 326度30分 430メートルの点 ウ 基点甲から 338度 490メートルの点 エ 基点甲から 08度30分 310メートルの点		塩釜市（浦戸を除く。）、利府町、多賀城市
区第3302号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡利府町 在城島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 122度 830メートルの点 イ 基点甲から 82度30分 50メートルの点 ウ 基点甲から 45度30分 310メートルの点 エ 基点甲から 101度 740メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。（光達距離2キロメートル以上）	
区第3303号	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 253度30分 820メートルの点 イ 基点甲から 261度 820メートルの点 ウ 基点甲から 263度30分 600メートルの点 エ 基点甲から 272度30分 590メートルの点 オ 基点甲から 313度30分 160メートルの点 カ 基点甲から 231度30分 110メートルの点		
区第3304号	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 鹿島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 基点乙 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 142度 590メートルの点 イ 基点甲から 135度30分 510メートルの点 ウ 基点乙から 258度30分 910メートルの点 エ 基点甲から 125度30分 780メートルの点		
区第3305号	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 ア 基点甲から 177度 410メートルの点 イ 基点甲から 214度 150メートルの点 ウ 基点甲から 107度 80メートルの点 エ 基点甲から 118度30分 330メートルの点 オ 基点甲から 145度30分 490メートルの点		

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3306号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 宮城郡利府町浜田漁港南防波堤突端 ア 基点甲から 161度 230メートルの点 イ 基点甲から 178度43分44秒 41メートルの点 ウ 基点甲から 92度53分05秒 78メートルの点 エ 基点甲から 129度 260メートルの点		塩釜市（浦戸を除く。）、利府町、 多賀城市	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3307号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 ア 基点甲から 222度30分 810メートルの点 イ 基点甲から 235度30分 790メートルの点 ウ 基点甲から 238度 220メートルの点 エ 基点甲から 200度 290メートルの点			
区第3308号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 ア 基点甲から 186度 590メートルの点 イ 基点甲から 191度 560メートルの点 ウ 基点甲から 178度30分 420メートルの点 エ 基点甲から 173度 470メートルの点			
区第3309号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 ア 基点甲から 180度 700メートルの点 イ 基点甲から 183度30分 600メートルの点 ウ 基点甲から 173度30分 520メートルの点 エ 基点甲から 155度 560メートルの点 オ 基点甲から 157度 710メートルの点 カ 基点甲から 165度 640メートルの点 キ 基点甲から 168度30分 680メートルの点			
区第3310号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 塩釜市杉の入裏組島南端 ア 基点甲から 186度30分 150メートルの点 イ 基点甲から 199度 160メートルの点 ウ 基点甲から 225度 100メートルの点 エ 基点甲から 58度30分 110メートルの点 オ 基点甲から 92度30分 130メートルの点 カ 基点甲から 188度 70メートルの点			
区第3311号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 239度 1,180メートルの点 イ 基点甲から 255度 1,270メートルの点 ウ 基点甲から 246度 790メートルの点			
区第3312号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市内裡島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域			

				基点甲 宮城郡利府町鹿島南端 ア 基点甲から 150度30分 1,220 メートルの点 イ 基点甲から 148度30分 1,100 メートルの点 ウ 基点甲から 148度30分 1,020 メートルの点 エ 基点甲から 140度 990 メートルの点 オ 基点甲から 139度30分 1,170 メートルの点	
区第3313号	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 223度 980 メートルの点 イ 基点甲から 237度30分 1,010 メートルの点 ウ 基点甲から 241度30分 750 メートルの点 エ 基点甲から 240度30分 700 メートルの点 オ 基点甲から 224度 730 メートルの点 カ 基点甲から 213度 820 メートルの点 キ 基点甲から 222度 880 メートルの点	
区第3314号	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡利府町在城島頂上 ア 基点甲から 211度30分 720 メートルの点 イ 基点甲から 240度 600 メートルの点 ウ 基点甲から 232度30分 410 メートルの点	
区第3315号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市塩釜漁港新浜地区防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 18度 610 メートルの点 イ 基点甲から 12度 740 メートルの点 ウ 基点甲から 16度30分 900 メートルの点 エ 基点甲から 23度30分 880 メートルの点	
区第3316号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市杉の入 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 塩釜市塩釜漁港新浜地区防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 359度30分 300 メートルの点 イ 基点甲から 354度 320 メートルの点 ウ 基点甲から 343度 480 メートルの点 エ 基点甲から 350度 520 メートルの点 オ 基点甲から 06度30分 420 メートルの点 カ 基点甲から 12度 480 メートルの点 キ 基点甲から 15度30分 470 メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3317号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市新浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市塩釜漁港新浜地区防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 183度 800メートルの点 イ 基点甲から 192度 810メートルの点 ウ 基点甲から 217度30分 730メートルの点 エ 基点甲から 196度30分 80メートルの点 オ 基点甲から 32度 40メートルの点 カ 基点甲から 331度30分 150メートルの点 キ 基点甲から 351度30分 190メートルの点 ク 基点甲から 18度 70メートルの点 ケ 基点甲から 96度 50メートルの点 コ 基点甲から 154度 160メートルの点 サ 基点甲から 177度30分 440メートルの点 シ 基点甲から 178度 680メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	塩釜市(浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3318号		わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市塩釜漁港新浜地区防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 82度30分 140メートルの点 イ 基点甲から 34度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 17度30分 230メートルの点 エ 基点甲から 06度30分 260メートルの点 オ 基点甲から 26度 920メートルの点 カ 基点甲から 31度 790メートルの点 キ 基点甲から 36度30分 610メートルの点			
区第3319号		わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市都島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市ドーラン島北端 ア 基点甲から 06度 480メートルの点 イ 基点甲から 340度30分 660メートルの点 ウ 基点甲から 293度30分 580メートルの点 エ 基点甲から 250度 1,040メートルの点 オ 基点甲から 240度 850メートルの点 カ 基点甲から 229度30分 1,450メートルの点 キ 基点甲から 232度 1,550メートルの点 ク 基点甲から 238度30分 1,550メートルの点 ケ 基点甲から 242度 1,510メートルの点 コ 基点甲から 246度 1,450メートルの点 サ 基点甲から 252度30分 1,370メートルの点 シ 基点甲から 257度 1,310メートルの点 ス 基点甲から 271度30分 1,120メートルの点 セ 基点甲から 287度30分 1,040メートルの点 ソ 基点甲から 299度 1,060メートルの点 タ 基点甲から 305度 1,130メートルの点 チ 基点甲から 308度30分 1,250メートルの点 ツ 基点甲から 326度 1,570メートルの点	漁場ア、ナの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場キ、テ、トの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		

				テ 基点甲から 336度30分 1,350 メートルの点 ト 基点甲から 347度30分 1,070 メートルの点 ナ 基点甲から 06度 710 メートルの点	
区第3320号	わかめ養殖業 のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市牛生地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町東宮浜神崎標柱 ア 基点甲から 357度30分 400 メートルの点 イ 基点甲から 10度 690 メートルの点 ウ 基点甲から 28度30分 830 メートルの点	
区第3321号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸馬背島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸榊島南端 基点乙 塩釜市浦戸榊島北端 基点丙 塩釜市浦戸小鯨島北端 ア 基点甲から 78度30分 460 メートルの点 イ 基点甲から 64度 280 メートルの点 ウ 基点乙から 33度30分 250 メートルの点 エ 基点丙から 254度30分 1,570 メートルの点 オ 基点丙から 325度 260 メートルの点 カ 基点丙から 328度 50 メートルの点 キ 基点丙から 247度 410 メートルの点 ク 基点丙から 228度30分 430 メートルの点 ケ 基点丙から 236度30分 1,090 メートルの点 コ 基点甲から 52度30分 370 メートルの点 サ 基点甲から 64度30分 500 メートルの点	塩釜市浦戸, 寒風沢, 朴島
区第3322号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸鷺島ミソ玉中央 ア 基点甲から 292度 80 メートルの点 イ 基点甲から 350度30分 380 メートルの点 ウ 基点甲から 03度30分 380 メートルの点 エ 基点甲から 333度30分 40 メートルの点	
区第3323号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸鷺島南端 基点乙 塩釜市浦戸鷺島北端 ア 基点甲から 341度 200 メートルの点 イ 基点乙から 106度 100 メートルの点 ウ 基点甲から 349度 560 メートルの点 エ 基点甲から 358度30分 240 メートルの点	
区第3324号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸鷺島北端 ア 基点甲から 263度30分 160 メートルの点 イ 基点甲から 277度30分 200 メートルの点 ウ 基点甲から 09度30分 200 メートルの点 エ 基点甲から 25度 170 メートルの点	
区第3325号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸大森島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸榊島北端 ア 基点甲から 40度30分 750 メートルの点 イ 基点甲から 30度30分 780 メートルの点 ウ 基点甲から 36度30分 1,100 メートルの点 エ 基点甲から 41度30分 1,080 メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3326号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸鷺島北端 ア 基点甲から 25度 220メートルの点 イ 基点甲から 356度 450メートルの点 ウ 基点甲から 346度30分 630メートルの点 エ 基点甲から 14度 790メートルの点 オ 基点甲から 48度 630メートルの点		塩釜市浦戸, 寒風 沢, 朴島	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで					
区第3327号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸小鯨島北端 ア 基点甲から 114度30分 660メートルの点 イ 基点甲から 87度30分 570メートルの点 ウ 基点甲から 84度 670メートルの点 エ 基点甲から 110度 730メートルの点			
区第3328号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市大塚東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 220度 1,540メートルの点 イ 基点甲から 230度 1,120メートルの点 ウ 基点甲から 249度30分 920メートルの点 エ 基点甲から 245度30分 810メートルの点 オ 基点甲から 227度30分 1,020メートルの点 カ 基点甲から 217度30分 1,480メートルの点			
区第3329号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 東松島市大塚東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 213度30分 1,390メートルの点 イ 基点甲から 220度30分 1,000メートルの点 ウ 基点甲から 241度 720メートルの点 エ 基点甲から 223度 550メートルの点 オ 基点甲から 207度 830メートルの点 カ 基点甲から 204度30分 1,260メートルの点			
区第3330号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市大塚東名漁港岸壁東角 ア 基点甲から 198度30分 750メートルの点 イ 基点甲から 210度30分 500メートルの点 ウ 基点甲から 185度30分 480メートルの点			
区第3331号		種がき垂下式養殖 業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 朴島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢寺崎北端 ア 基点甲から 234度30分 590メートルの点 イ 基点甲から 243度 630メートルの点 ウ 基点甲から 271度 370メートルの点 エ 基点甲から 271度 270メートルの点			
区第3332号		種がき垂下式養殖 業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 鷺島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢寺崎北端 ア 基点甲から 251度30分 1,580メートルの点 イ 基点甲から 253度 1,570メートルの点			

区第3333号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	ウ 基点甲から 259度 630メートルの点 エ 基点甲から 252度 620メートルの点 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸前島頂上 ア 基点甲から 98度 60メートルの点 イ 基点甲から 06度 120メートルの点 ウ 基点甲から 15度30分 190メートルの点 エ 基点甲から 25度 220メートルの点 オ 基点甲から 87度30分 170メートルの点 カ 基点甲から 107度30分 160メートルの点	
区第3334号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 34度 790メートルの点 イ 基点甲から 49度 780メートルの点 ウ 基点甲から 73度30分 820メートルの点 エ 基点甲から 82度 970メートルの点 オ 基点甲から 132度30分 800メートルの点 カ 基点甲から 142度 1,430メートルの点 キ 基点甲から 150度30分 1,530メートルの点 ク 基点甲から 43度30分 300メートルの点	漁場キ、クの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)
区第3335号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 73度30分 1,060メートルの点 イ 基点甲から 76度 1,010メートルの点 ウ 基点甲から 61度30分 860メートルの点 エ 基点甲から 59度30分 910メートルの点	
区第3336号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢寺崎北端 ア 基点甲から 219度30分 1,160メートルの点 イ 基点甲から 221度30分 1,150メートルの点 ウ 基点甲から 220度 670メートルの点 エ 基点甲から 225度 570メートルの点 オ 基点甲から 275度 140メートルの点 カ 基点甲から 310度30分 30メートルの点 キ 基点甲から 214度30分 680メートルの点	
区第3337号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢赤藻崎標柱 ア 基点甲から 229度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 257度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 336度 190メートルの点 エ 基点甲から 349度 580メートルの点 オ 基点甲から 358度30分 570メートルの点 カ 基点甲から 10度30分 120メートルの点	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3338号	第1種 区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸鰯ヶ淵鼻標柱 基点乙 東松島市宮戸布袋崎北端 ア 基点甲から 06度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 343度30分 100メートルの点 ウ 基点乙から 357度 320メートルの点 エ 基点乙から 02度30分 300メートルの点 オ 基点乙から 244度30分 130メートルの点		塩釜市浦戸、寒風沢、朴島	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第3339号		種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸鰯ヶ淵鼻標柱 ア 基点甲から 220度30分 110メートルの点 イ 基点甲から 249度30分 100メートルの点 ウ 基点甲から 252度30分 40メートルの点 エ 基点甲から 202度 80メートルの点			
区第3340号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸蛤浜石崎南端 ア 基点甲から 311度30分 170メートルの点 イ 基点甲から 227度 110メートルの点 ウ 基点甲から 254度 240メートルの点 エ 基点甲から 294度 310メートルの点			
区第3341号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 東松島市宮戸蛤浜石崎南端 基点乙 東松島市宮戸長山鼻標柱 ア 基点甲から 199度 320メートルの点 イ 基点甲から 188度30分 480メートルの点 ウ 基点甲から 203度 520メートルの点 エ 基点乙から 255度30分 590メートルの点 オ 基点乙から 240度30分 590メートルの点 カ 基点甲から 203度 970メートルの点 キ 基点甲から 204度30分 860メートルの点 ク 基点甲から 210度30分 560メートルの点 ケ 基点乙から 277度 810メートルの点 コ 基点乙から 290度30分 790メートルの点			
区第3342号		のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 86度 1,010メートルの点 イ 基点甲から 91度 1,140メートルの点 ウ 基点甲から 95度30分 1,090メートルの点 エ 基点甲から 90度30分 960メートルの点			
区第3343号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 寒風沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸船入島南端標柱 ア 基点甲から 51度 1,440メートルの点 イ 基点甲から 117度 1,470メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)		

				ウ 基点甲から 152度30分 660メートルの点 エ 基点甲から 22度 470メートルの点 オ 基点甲から 35度30分 750メートルの点 カ 基点甲から 57度30分 1,250メートルの点 キ 基点甲から 48度30分 1,370メートルの点		
区第3344号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸水島南端標柱 ア 基点甲から 58度30分 990メートルの点 イ 基点甲から 102度 1,120メートルの点 ウ 基点甲から 116度30分 1,050メートルの点 エ 基点甲から 104度30分 150メートルの点 オ 基点甲から 11度 160メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、オは光達距離2キロメートル以上、イ、ウ、エは光達距離4キロメートル以上)	塩釜市浦戸、野々島、桂島、石浜
区第3345号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸水島南端標柱 ア 基点甲から 332度 280メートルの点 イ 基点甲から 335度 1,340メートルの点 ウ 基点甲から 347度59分09秒 1,069メートルの点 エ 基点甲から 43度30分 710メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	
区第3346号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸水島南端標柱 ア 基点甲から 332度18分51秒 1,280メートルの点 イ 基点甲から 321度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 283度30分 470メートルの点 エ 基点甲から 281度30分 700メートルの点 オ 基点甲から 307度59分55秒 1,377メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ウは光達距離2キロメートル以上、エは光達距離4キロメートル以上)	
区第3347号	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜前島中央 ア 基点甲から 58度 830メートルの点 イ 基点甲から 06度53分34秒 1,207メートルの点 ウ 基点甲から 17度51分23秒 1,356メートルの点 エ 基点甲から 28度06分12秒 1,233メートルの点 オ 基点甲から 34度 1,350メートルの点 カ 基点甲から 73度 1,270メートルの点	漁場ア、イ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光達距離2キロメートル以上、ア、カは光達距離4キロメートル以上)	
区第3348号	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島松崎突端 ア 基点甲から 234度 820メートルの点 イ 基点甲から 244度 850メートルの点 ウ 基点甲から 264度 890メートルの点 エ 基点甲から 284度 200メートルの点 オ 基点甲から 202度 310メートルの点 カ 基点甲から 210度30分 480メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3349号	第1種 区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から10月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港西側護岸角 ア 基点甲から 240度30分 310メートルの点 イ 基点甲から 262度30分 290メートルの点 ウ 基点甲から 271度30分 100メートルの点 エ 基点甲から 215度30分 140メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	塩釜市浦戸、野々島、桂島、石浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3350号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港沖防波堤西端 ア 基点甲から 266度 290メートルの点 イ 基点甲から 318度 1,090メートルの点 ウ 基点甲から 356度30分 1,120メートルの点 エ 基点甲から 358度 860メートルの点 オ 基点甲から 78度30分 450メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3351号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港沖防波堤東端 ア 基点甲から 170度00分21秒 130メートルの点 イ 基点甲から 87度 310メートルの点 ウ 基点甲から 124度30分 720メートルの点 エ 基点甲から 163度43分51秒 189メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3352号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港沖防波堤東端 ア 基点甲から 147度 340メートルの点 イ 基点甲から 140度30分 330メートルの点 ウ 基点甲から 128度 640メートルの点 エ 基点甲から 130度30分 640メートルの点			
区第3353号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 325度53分 803メートルの点 イ 基点甲から 325度03分56秒 944メートルの点 ウ 基点甲から 327度32分28秒 962メートルの点 エ 基点甲から 328度47分46秒 810メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3354号		のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	塩釜市浦戸 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 348度 110メートルの点 イ 基点甲から 317度13分20秒 352メートルの点 ウ 基点甲から 328度 720メートルの点	漁場ア、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3355号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸石浜小岩島北東端 ア 基点甲から 348度 450メートルの点 イ 基点甲から 334度 1,120メートルの点 ウ 基点甲から 339度30分 1,110メートルの点 エ 基点甲から 343度 690メートルの点 オ 基点甲から 352度30分 460メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		

区第3356号	種がき垂下式養殖業	7月1日から10月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸前島頂上 ア 基点甲から 293度30分 330メートルの点 イ 基点甲から 265度 200メートルの点 ウ 基点甲から 249度30分 290メートルの点 エ 基点甲から 275度30分 430メートルの点	
区第3357号	種がき垂下式養殖業	7月1日から10月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸前島頂上 ア 基点甲から 03度 230メートルの点 イ 基点甲から 276度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 287度30分 220メートルの点 エ 基点甲から 311度 230メートルの点 オ 基点甲から 312度30分 330メートルの点 カ 基点甲から 324度 330メートルの点 キ 基点甲から 336度30分 230メートルの点 ク 基点甲から 355度 270メートルの点	
区第3358号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸寒風沢漁港岸壁北角 ア 基点甲から 230度30分 390メートルの点 イ 基点甲から 235度30分 400メートルの点 ウ 基点甲から 21度30分 500メートルの点 エ 基点甲から 26度30分 490メートルの点	
区第3359号	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸鷺島南端 ア 基点甲から 182度 450メートルの点 イ 基点甲から 191度 290メートルの点 ウ 基点甲から 179度 280メートルの点 エ 基点甲から 173度 450メートルの点	
区第3360号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸榊島南端 ア 基点甲から 90度 570メートルの点 イ 基点甲から 87度 550メートルの点 ウ 基点甲から 77度 1,260メートルの点 エ 基点甲から 79度30分 1,270メートルの点	
区第3361号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸榊島南端 ア 基点甲から 152度 270メートルの点 イ 基点甲から 156度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 99度 340メートルの点 エ 基点甲から 109度 420メートルの点	
区第3362号	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 7月1日から10月31日まで	塩釜市浦戸野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸野々島漁港西防波堤角 ア 基点甲から 314度30分 140メートルの点 イ 基点甲から 325度 510メートルの点 ウ 基点甲から 342度 520メートルの点 エ 基点甲から 05度30分 170メートルの点 オ 基点甲から 357度 80メートルの点	漁場ア、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3363号	第1種 区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸野々島漁港西防波堤角 ア 基点甲から 293度 400メートルの点 イ 基点甲から 307度30分 720メートルの点 ウ 基点甲から 321度30分 680メートルの点 エ 基点甲から 300度30分 190メートルの点	漁場ア、イ、エの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)	塩釜市浦戸、野々 島、桂島、石浜	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第3364号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 野々島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港沖防波堤西端 ア 基点甲から 50度 590メートルの点 イ 基点甲から 08度 930メートルの点 ウ 基点甲から 05度30分 1,210メートルの点 エ 基点甲から 26度30分 1,660メートルの点 オ 基点甲から 60度30分 1,450メートルの点 カ 基点甲から 61度30分 1,250メートルの点 キ 基点甲から 44度30分 1,020メートルの点 ク 基点甲から 53度 880メートルの点	漁場ア、ウ、カ、キ、クの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(光 達距離2キロメートル以上)		
区第3365号		のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港西側護岸角 ア 基点甲から 265度 1,290メートルの点 イ 基点甲から 278度30分 1,360メートルの点 ウ 基点甲から 301度30分 1,300メートルの点 エ 基点甲から 307度 1,270メートルの点 オ 基点甲から 327度30分 1,110メートルの点 カ 基点甲から 310度30分 210メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ の位置に夜間識別可能な黄色 の標識を設置しなければなら ない。(光達距離2キロメー トル以上)		
区第3401号		のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町東宮浜明神崎標柱 ア 基点甲から 79度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 28度30分 110メートルの点 ウ 基点甲から 00度30分 240メートルの点 エ 基点甲から 357度30分 370メートルの点 オ 基点甲から 12度 440メートルの点 カ 基点甲から 56度30分 310メートルの点		七ヶ浜町代ヶ崎 浜、東宮浜、要害	
区第3402号		のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 塩釜漁港東防波堤灯台 ア 基点甲から 109度30分 1,010メートルの点 イ 基点甲から 180度30分 820メートルの点 ウ 基点甲から 193度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 153度 380メートルの点 オ 基点甲から 104度 1,040メートルの点			
区第3403号		のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 塩釜漁港東防波堤灯台 ア 基点甲から 176度 890メートルの点			

				イ 基点甲から 175度 820 メートルの点 ウ 基点甲から 110度 1,060 メートルの点 エ 基点甲から 123度 1,060 メートルの点 オ 基点甲から 160度30分 1,010 メートルの点 カ 基点甲から 163度 900 メートルの点		
区第3404号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜漁港東防波堤灯台 ア 基点甲から 151度 1,170 メートルの点 イ 基点甲から 151度30分 1,030 メートルの点 ウ 基点甲から 139度 1,040 メートルの点 エ 基点甲から 141度 1,130 メートルの点		
区第3405号	のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜前島中央 ア 基点甲から 312度30分 560 メートルの点 イ 基点甲から 319度 790 メートルの点 ウ 基点甲から 324度30分 780 メートルの点 エ 基点甲から 323度30分 720 メートルの点 オ 基点甲から 336度 740 メートルの点 カ 基点甲から 336度30分 780 メートルの点 キ 基点甲から 340度30分 790 メートルの点 ク 基点甲から 344度30分 600 メートルの点		
区第3406号	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜前島中央 ア 基点甲から 314度30分 540 メートルの点 イ 基点甲から 347度 580 メートルの点 ウ 基点甲から 344度30分 680 メートルの点 エ 基点甲から 350度 710 メートルの点 オ 基点甲から 358度 660 メートルの点 カ 基点甲から 10度 800 メートルの点 キ 基点甲から 20度 670 メートルの点	漁場キの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町代ヶ崎浜
区第3407号	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜前島中央 ア 基点甲から 358度 690 メートルの点 イ 基点甲から 355度30分 890 メートルの点 ウ 基点甲から 03度30分 940 メートルの点 エ 基点甲から 08度30分 820 メートルの点		七ヶ浜町代ヶ崎浜, 東宮浜, 要害
区第3408号	のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町瓦島北端 基点乙 宮城郡七ヶ浜町大字代ヶ崎北西端標柱 ア 基点甲から 332度30分 820 メートルの点 イ 基点甲から 22度 60 メートルの点 ウ 基点乙から 09度30分 660 メートルの点 エ 基点乙から 10度 280 メートルの点 オ 基点乙から 327度30分 300 メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第3409号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜市ドーラン島北端 ア 基点甲から 229度30分 1,450メートルの点 イ 基点甲から 240度 850メートルの点 ウ 基点甲から 250度 1,040メートルの点 エ 基点甲から 340度30分 660メートルの点 オ 基点甲から 06度 480メートルの点 カ 基点甲から 217度30分 1,110メートルの点	漁場カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	七ヶ浜町代ヶ崎浜、東宮浜、要害、遠山	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
区第3410号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜小浜B防波堤灯台 ア 基点甲から 309度30分 700メートルの点 イ 基点甲から 325度30分 1,100メートルの点 ウ 基点甲から 335度30分 1,050メートルの点 エ 基点甲から 328度 620メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	七ヶ浜町吉田浜	
区第3411号		のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 塩釜小浜B防波堤灯台 ア 基点甲から 344度30分 1,480メートルの点 イ 基点甲から 14度30分 1,410メートルの点 ウ 基点甲から 33度 1,580メートルの点 エ 基点甲から 66度30分 1,840メートルの点 オ 基点甲から 02度30分 300メートルの点 カ 基点甲から 341度 450メートルの点	漁場ア、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、ウ、エは光達距離4キロメートル以上、オ、カは光達距離2キロメートル以上)		
区第3412号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点乙 塩釜小浜B防波堤灯台 ア 基点甲から 66度 1,250メートルの点 イ 基点甲から 84度11分06秒 1,220メートルの点 ウ 基点甲から 84度 1,380メートルの点 エ 基点甲から 86度57分49秒 1,543メートルの点 オ 基点甲から 97度25分32秒 2,154メートルの点 カ 基点甲から 123度38分04秒 2,843メートルの点 キ 基点甲から 138度40分29秒 3,000メートルの点 ク 基点甲から 140度18分35秒 1,741メートルの点 ケ 基点甲から 143度30分 970メートルの点 コ 基点甲から 31度37分11秒 323メートルの点	漁場ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、オ、カ、キは光達距離4キロメートル以上、エ、ク、ケ、コは光達距離2キロメートル以上)	七ヶ浜町花淵浜	
区第3413号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町花淵灯台 ア 基点甲から 123度30分 520メートルの点 イ 基点甲から 116度 290メートルの点 ウ 基点甲から 76度09分09秒 481メートルの点 エ 基点甲から 94度38分54秒 642メートルの点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3414号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町花淵灯台	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、クの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければなら		

				<p>ア 基点甲から 85度 980メートルの点 イ 基点甲から 107度30分 1,560メートルの点 ウ 基点甲から 119度30分 2,470メートルの点 エ 基点甲から 146度30分 2,750メートルの点 オ 基点甲から 166度 3,530メートルの点 カ 基点甲から 242度01分14秒 1,126メートルの点 キ 基点甲から 256度54分34秒 424メートルの点 ク 基点甲から 159度32分55秒 762メートルの点</p>	<p>ない。(ウ、エ、オは光遠距離4キロメートル以上、ア、イ、クは光遠距離2キロメートル以上)</p>	
区第3415号	<p>のり養殖業 わかめ養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>宮城郡七ヶ浜町 葛蒲田浜地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 仙台沖防波堤東灯台</p> <p>ア 基点甲から 05度39分53秒 2,825メートルの点 イ 基点甲から 93度30分 2,160メートルの点 ウ 基点甲から 99度 2,030メートルの点 エ 基点甲から 65度30分 1,220メートルの点 オ 基点甲から 15度30分 620メートルの点 カ 基点甲から 349度08分35秒 1,221メートルの点 キ 基点甲から 02度05分51秒 1,622メートルの点 ク 基点甲から 352度32分47秒 2,149メートルの点</p>	<p>漁場イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光遠距離4キロメートル以上)</p>	七ヶ浜町葛蒲田浜
区第3416号	<p>のり養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>宮城郡七ヶ浜町 葛蒲田浜地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜港東防波堤灯台</p> <p>ア 基点甲から 141度30分 510メートルの点 イ 基点甲から 85度30分 170メートルの点 ウ 基点甲から 65度30分 830メートルの点 エ 基点甲から 91度 980メートルの点</p>	<p>漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光遠距離4キロメートル以上)</p>	七ヶ浜町松ヶ浜、湊浜、遠山
区第3417号	<p>のり養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>宮城郡七ヶ浜町 葛蒲田浜地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市宮城野区仙台南防波堤灯台</p> <p>ア 基点甲から 157度15分 720メートルの点 イ 基点甲から 145度08分49秒 2,766メートルの点 ウ 基点甲から 148度54分33秒 2,976メートルの点 エ 基点甲から 173度31分20秒 4,075メートルの点 オ 基点甲から 178度45分 1,010メートルの点</p>	<p>漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウは光遠距離4キロメートル以上、ア、イ、エ、オは光遠距離2キロメートル以上)</p>	
区第3501号	<p>のり養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>仙台市蒲生地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市宮城野区仙台南防波堤灯台</p> <p>ア 基点甲から 176度27分42秒 4,304メートルの点 イ 基点甲から 182度16分37秒 4,918メートルの点 ウ 基点甲から 224度 4,375メートルの点 エ 基点甲から 230度 3,150メートルの点 オ 基点甲から 206度32分50秒 2,370メートルの点 カ 基点甲から 206度35分 1,835メートルの点 キ 基点甲から 183度20分 1,690メートルの点</p>	<p>漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光遠距離4キロメートル以上、ア、ウ、エ、オ、カ、キは光遠距離2キロメートル以上)</p>	仙台市
区第3502号	<p>のり養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>仙台市荒浜地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所南角</p> <p>ア 基点甲から 52度36分16秒 2,552メートルの点 イ 基点甲から 92度28分27秒 4,848メートルの点 ウ 基点甲から 100度41分24秒 4,460メートルの点 エ 基点甲から 62度23分02秒 1,878メートルの点</p>	<p>漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光遠距離2キロメートル以上)</p>	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3503号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所南角 ア 基点甲から 74度24分42秒 1,400 メートルの点 イ 基点甲から 107度42分23秒 4,244 メートルの点 ウ 基点甲から 117度53分26秒 4,080 メートルの点 エ 基点甲から 107度07分12秒 1,030 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	仙台市	平成20年9月1日から 平成25年8月31日ま で
区第3504号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所南角 ア 基点甲から 138度59分19秒 1,057 メートルの点 イ 基点甲から 126度32分35秒 4,036 メートルの点 ウ 基点甲から 136度49分18秒 4,100 メートルの点 エ 基点甲から 167度09分45秒 1,483 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)		
区第3505号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市荒浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所南角 ア 基点甲から 179度35分31秒 1,971 メートルの点 イ 基点甲から 144度58分42秒 4,255 メートルの点 ウ 基点甲から 154度21分48秒 4,859 メートルの点 エ 基点甲から 190度39分26秒 3,074 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		
区第3601号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	仙台市井戸 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区藤塚名取川河口北導流堤突端 ア 基点甲から 45度51分34秒 2,036 メートルの点 イ 基点甲から 86度51分44秒 3,759 メートルの点 ウ 基点甲から 109度50分50秒 3,398 メートルの点 エ 基点甲から 101度49分33秒 809 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)	名取市関上	
区第3602号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	名取市関上 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 名取市関上漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 107度06分14秒 891 メートルの点 イ 基点甲から 110度47分32秒 2,651 メートルの点 ウ 基点甲から 147度56分12秒 3,298 メートルの点 エ 基点甲から 179度16分42秒 2,054 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル 以上、ア、イ、エは光達距離 2キロメートル以上)		
区第3701号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜, 岩沼市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港北導流堤基部 ア 基点甲から 16度42分46秒 6,214 メートルの点 イ 基点甲から 36度18分29秒 7,042 メートルの点 ウ 基点甲から 60度07分16秒 4,446 メートルの点 エ 基点甲から 29度10分42秒 2,819 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(イ、ウは光達距離4キロメー トル以上、ア、エは光達距離 2キロメートル以上)	亶理町	
区第3702号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 吉田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港北導流堤基部 ア 基点甲から 117度54分33秒 1,143 メートルの点 イ 基点甲から 100度03分04秒 3,768 メートルの点 ウ 基点甲から 138度21分27秒 5,220 メートルの点 エ 基点甲から 172度06分27秒 4,344 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に 夜間識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。(イ、ウは光達距離4キロメー トル以上、ア、エは光達距離 2キロメートル以上)		
区第3703号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端 ア 基点甲から 78度20分 210 メートルの点 イ 基点甲から 123度50分 428 メートルの点			

				ウ 基点甲から 134度50分 335メートルの点 エ 基点甲から 127度50分 20メートルの点	
区第3704号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端 ア 基点甲から 134度50分 435メートルの点 イ 基点甲から 165度50分 535メートルの点 ウ 基点甲から 160度50分 330メートルの点	
区第3705号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端 ア 基点甲から 156度50分 270メートルの点 イ 基点甲から 222度50分 330メートルの点 ウ 基点甲から 248度50分 320メートルの点 エ 基点甲から 277度50分 95メートルの点	
区第3706号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町吉田大畑浜橋本樋門中央 ア 基点甲から 66度50分 185メートルの点 イ 基点甲から 55度50分 205メートルの点 ウ 基点甲から 75度 390メートルの点 エ 基点甲から 74度20分 535メートルの点 オ 基点甲から 84度50分 570メートルの点	
区第3707号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町吉田大畑浜橋本樋門中央 ア 基点甲から 355度 530メートルの点 イ 基点甲から 16度30分 540メートルの点 ウ 基点甲から 48度 190メートルの点 エ 基点甲から 338度30分 150メートルの点	
区第3708号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町吉田大畑浜橋本樋門中央 ア 基点甲から 42度20分 258メートルの点 イ 基点甲から 37度20分 290メートルの点 ウ 基点甲から 56度30分 415メートルの点 エ 基点甲から 57度20分 525メートルの点 オ 基点甲から 65度20分 525メートルの点 カ 基点甲から 66度 425メートルの点	
区第3709号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端 ア 基点甲から 273度 390メートルの点 イ 基点甲から 299度 390メートルの点 ウ 基点甲から 337度30分 170メートルの点 エ 基点甲から 265度30分 370メートルの点	
区第3710号	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端 ア 基点甲から 297度 450メートルの点 イ 基点甲から 294度 440メートルの点 ウ 基点甲から 288度30分 610メートルの点 エ 基点甲から 291度30分 620メートルの点	

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第3711号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端		亶理町	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで
		種がき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	地先	ア 基点甲から 321度30分 400メートルの点 イ 基点甲から 316度30分 370メートルの点 ウ 基点甲から 298度 640メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 650メートルの点			
区第3712号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 亶理郡亶理町荒浜漁港第二防砂堤先端			
		種がき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	地先	ア 基点甲から 328度 450メートルの点 イ 基点甲から 323度30分 410メートルの点 ウ 基点甲から 306度 620メートルの点 エ 基点甲から 309度30分 650メートルの点			